平成27年度
全国安全週間説明会

さいたま労働基準監督署

本日ご説明する主な内容

① さいたま署管内における労働災害発生状況

② 全国安全週間実施要綱

③ 年間安全衛生管理計画の策定

④ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策

⑤ 足場等に係る労働安全衛生規則の改正

さいたま署管内における労働災害発生状況

第１２次労働災害防止計画の目標と経過

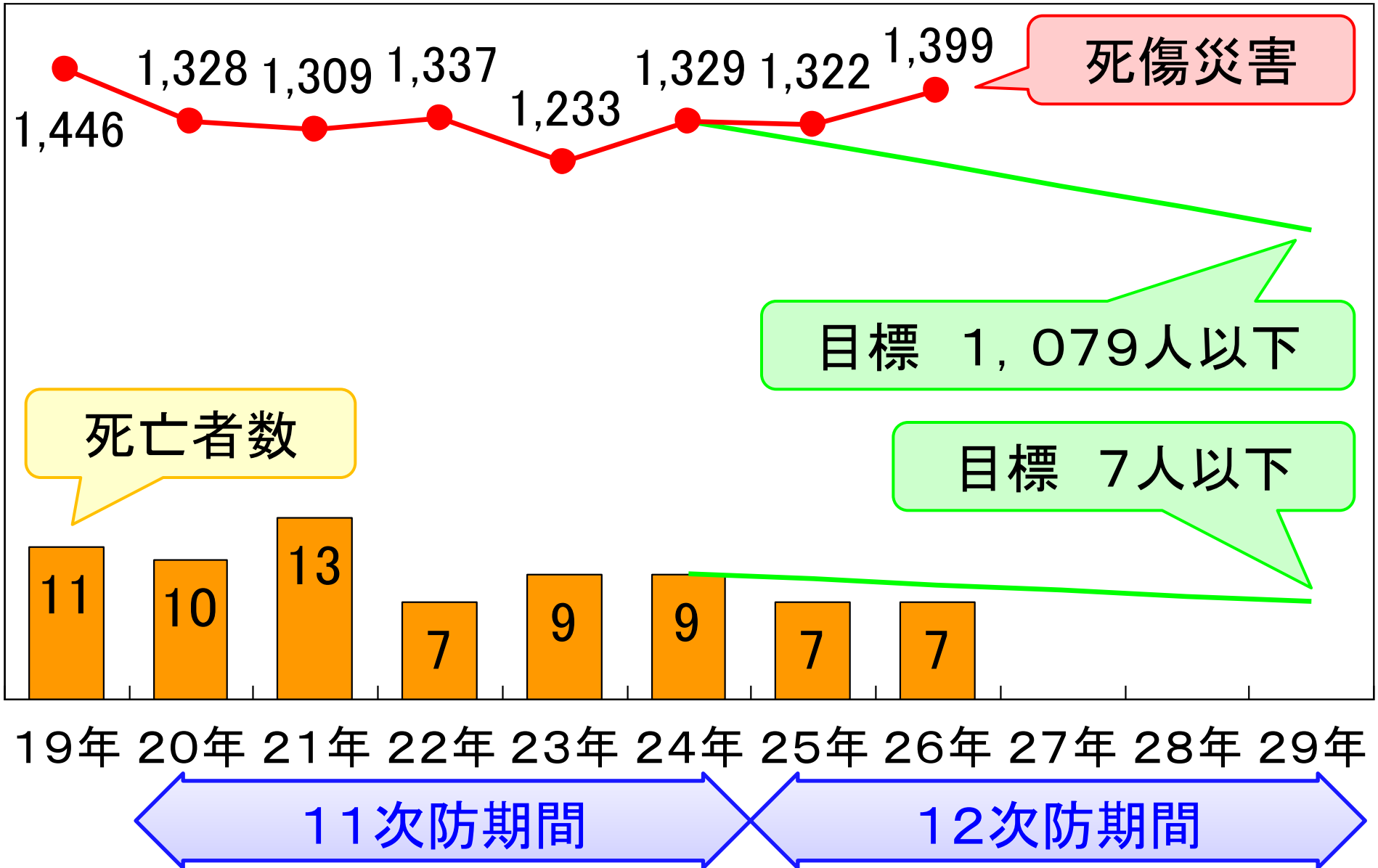

業種別の推移(死亡災害:さいたま署)

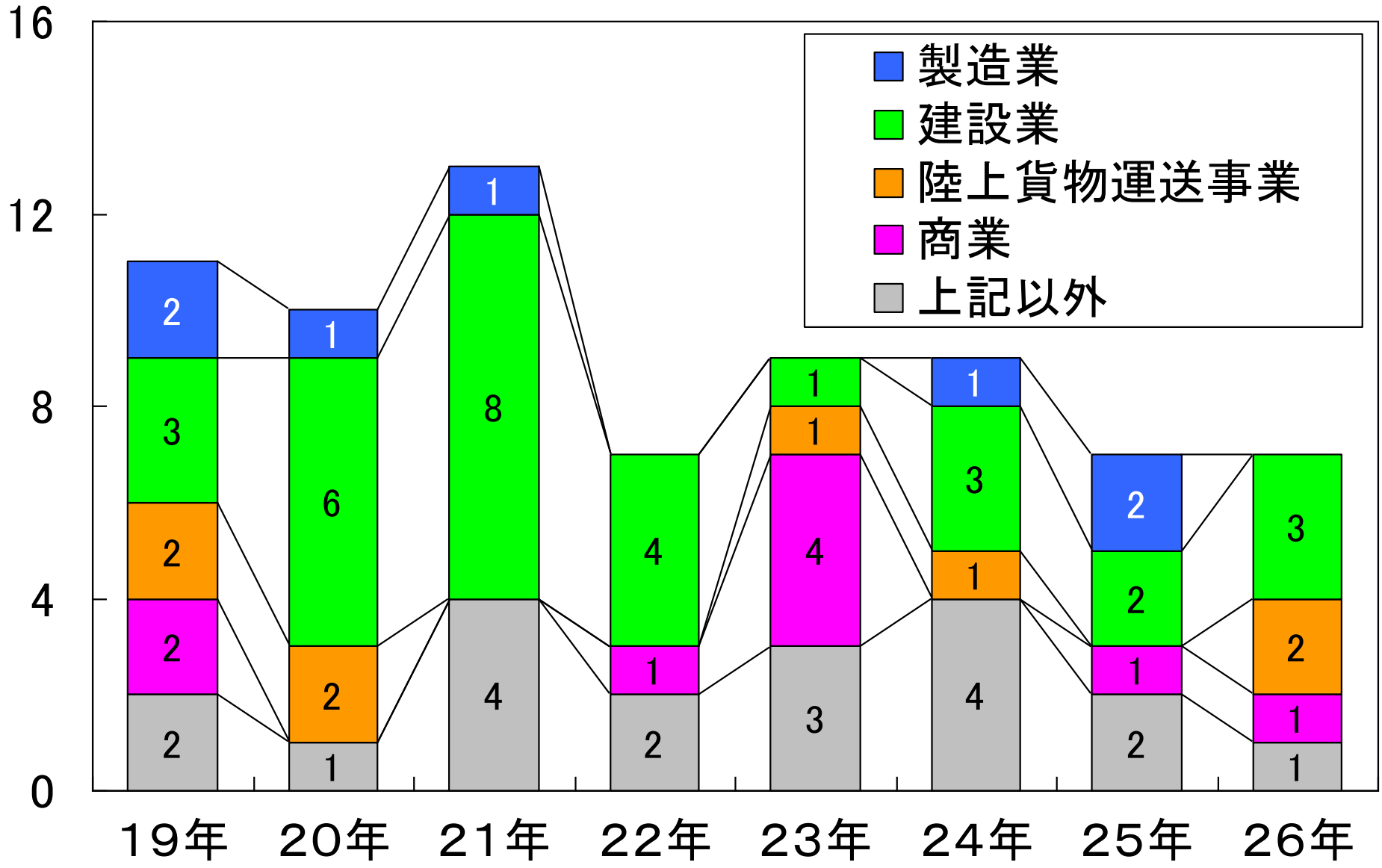

業種別の推移（死亡災害：さいたま署）

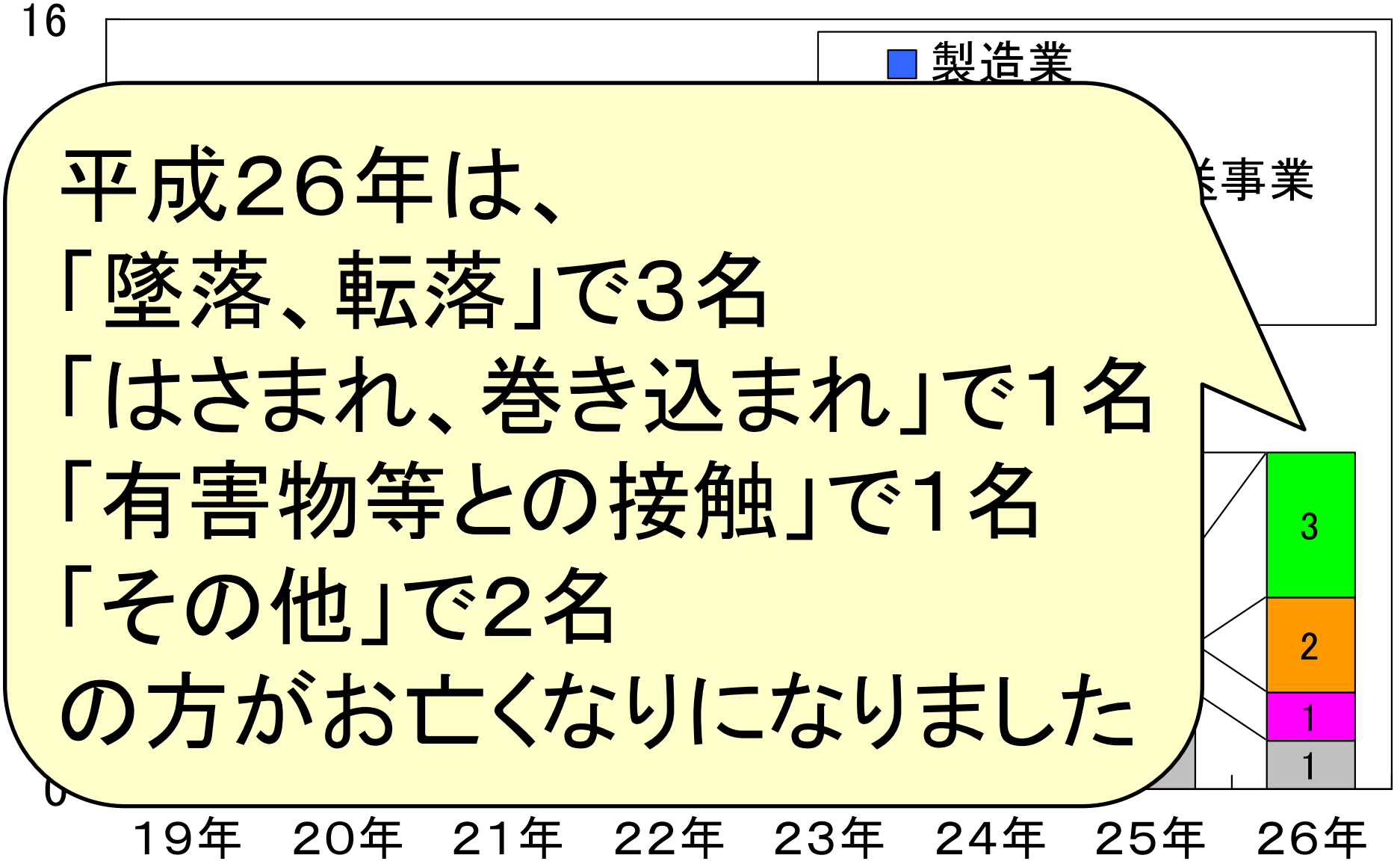

平成26年は、
「墜落、転落」で3名
「はさまれ、巻き込まれ」で1名
「有害物等との接触」で1名
「その他」で2名
の方がお亡くなりになりました

業種別の推移（死傷災害：さいたま署）

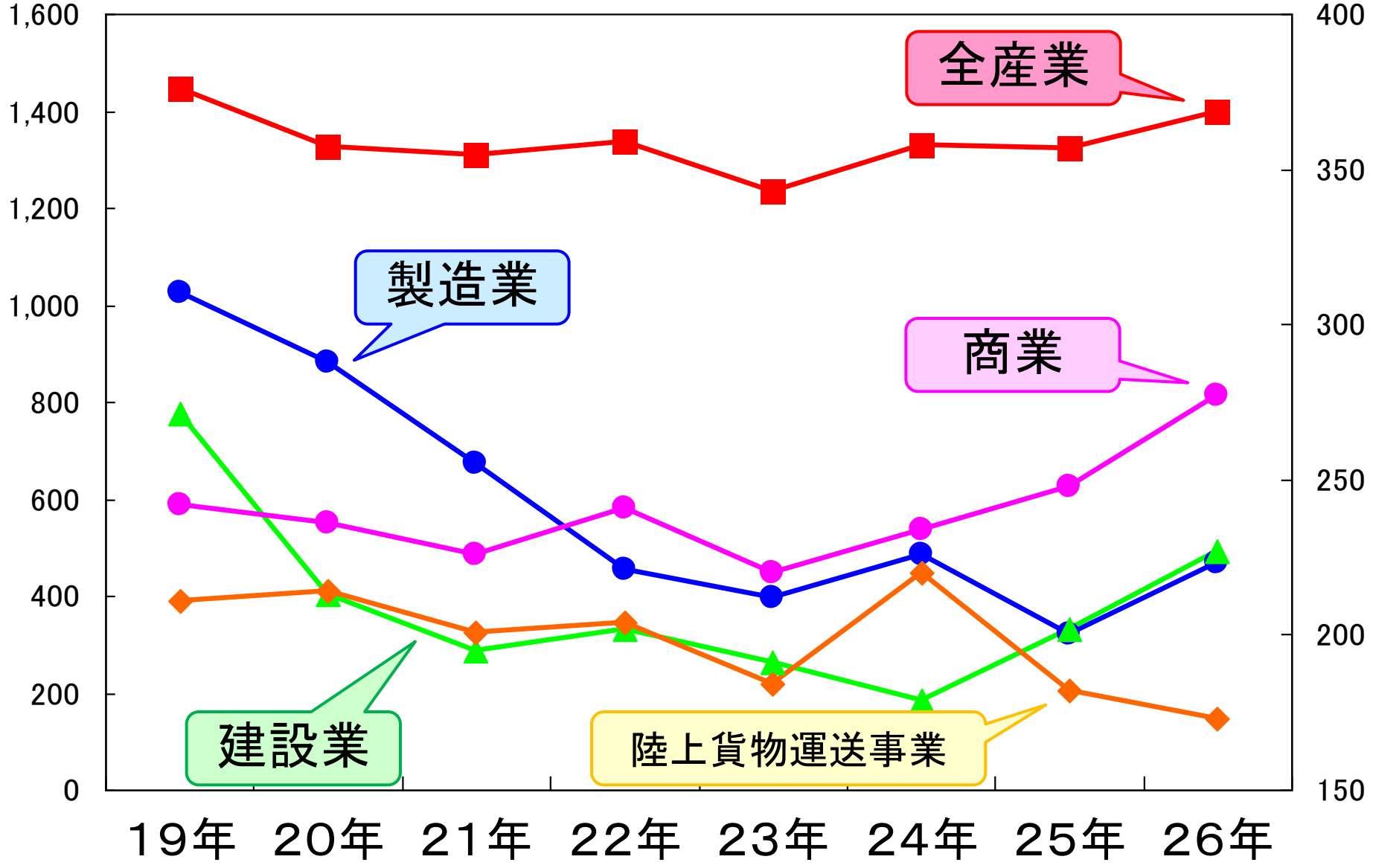

平成26年　業種別死傷災害発生状況

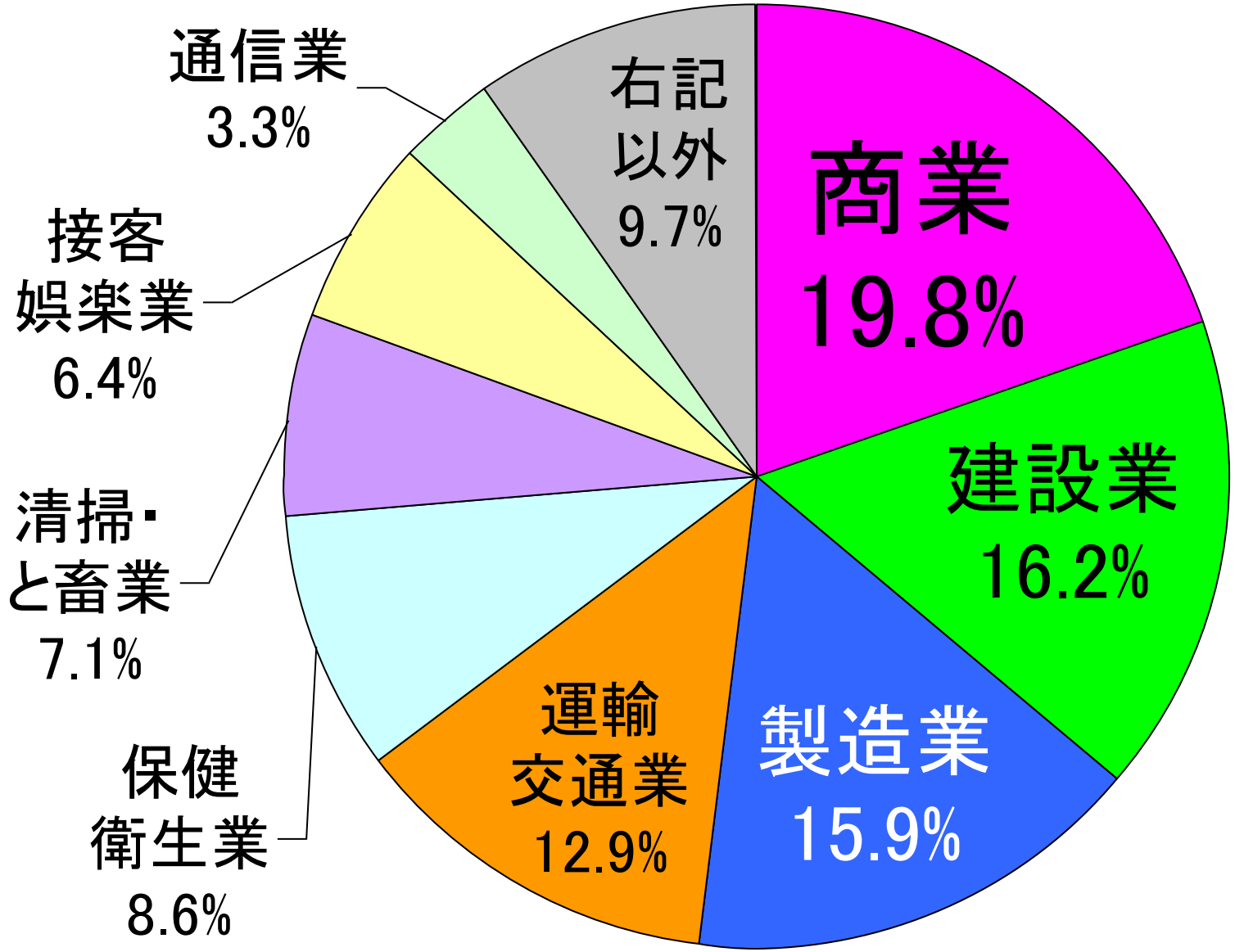

平成26年　業種別死傷災害発生状況

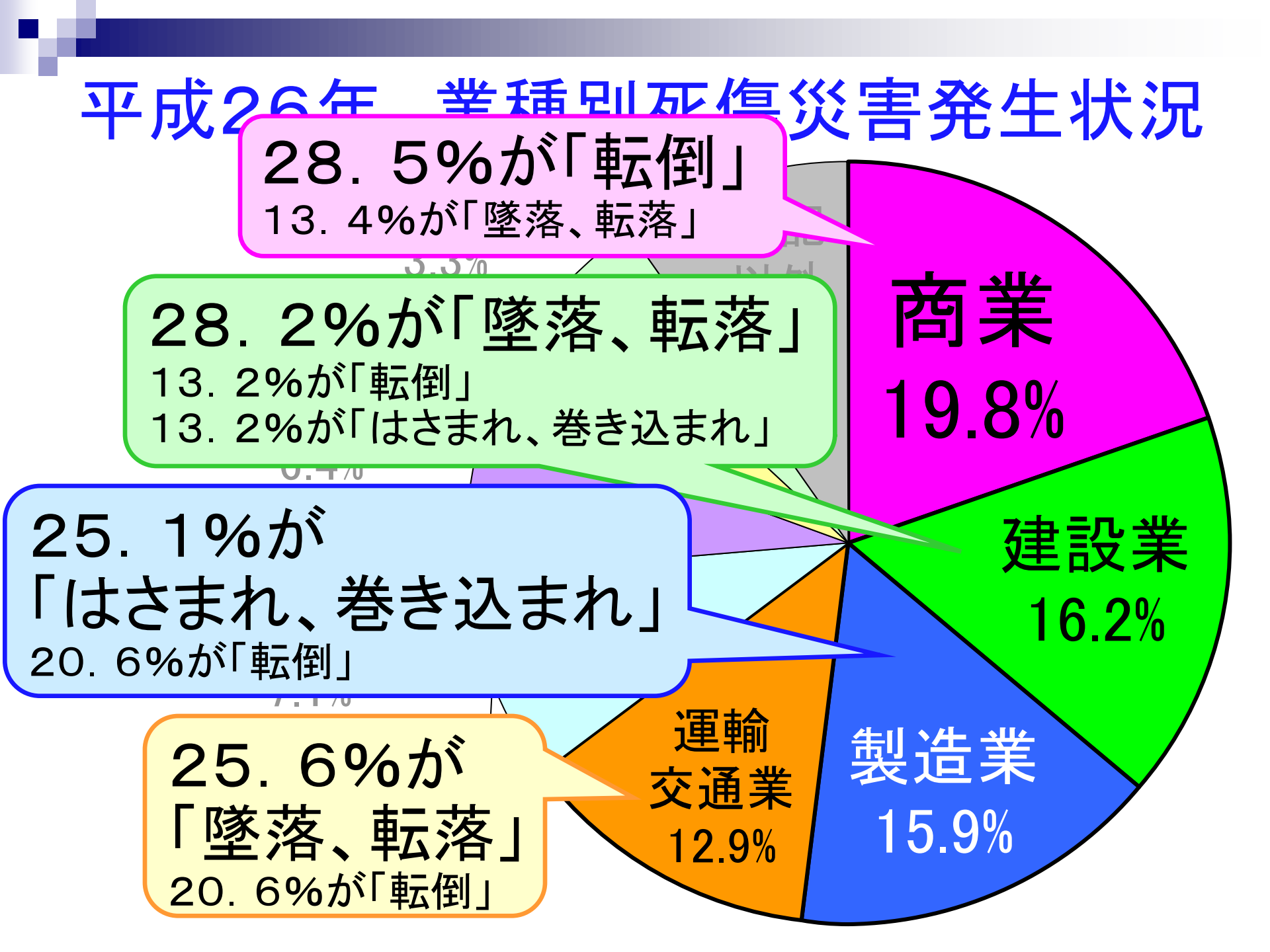

平成26年　事故の型別死傷災害発生状況

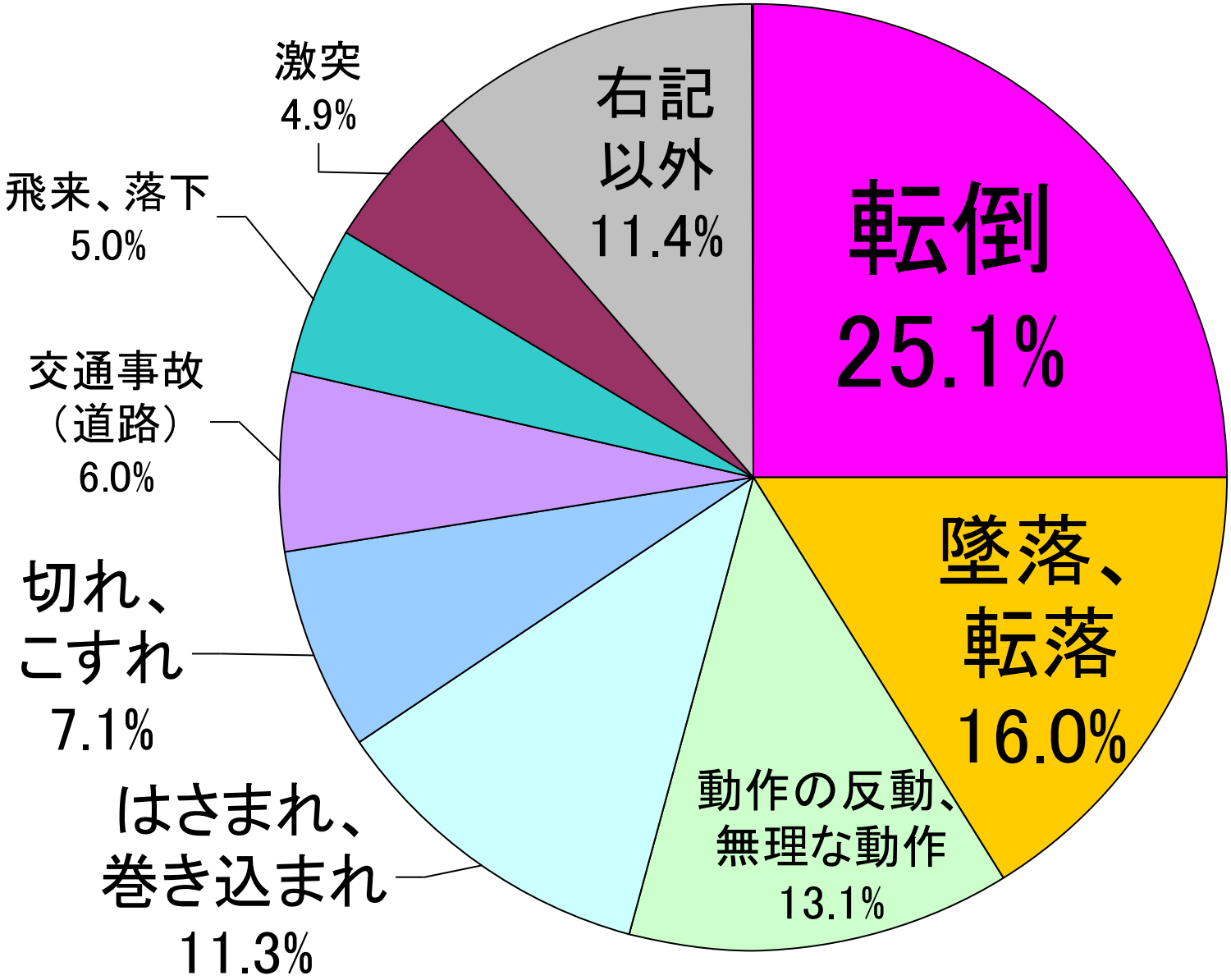

平成26年　事故の型別死傷災害発生状況

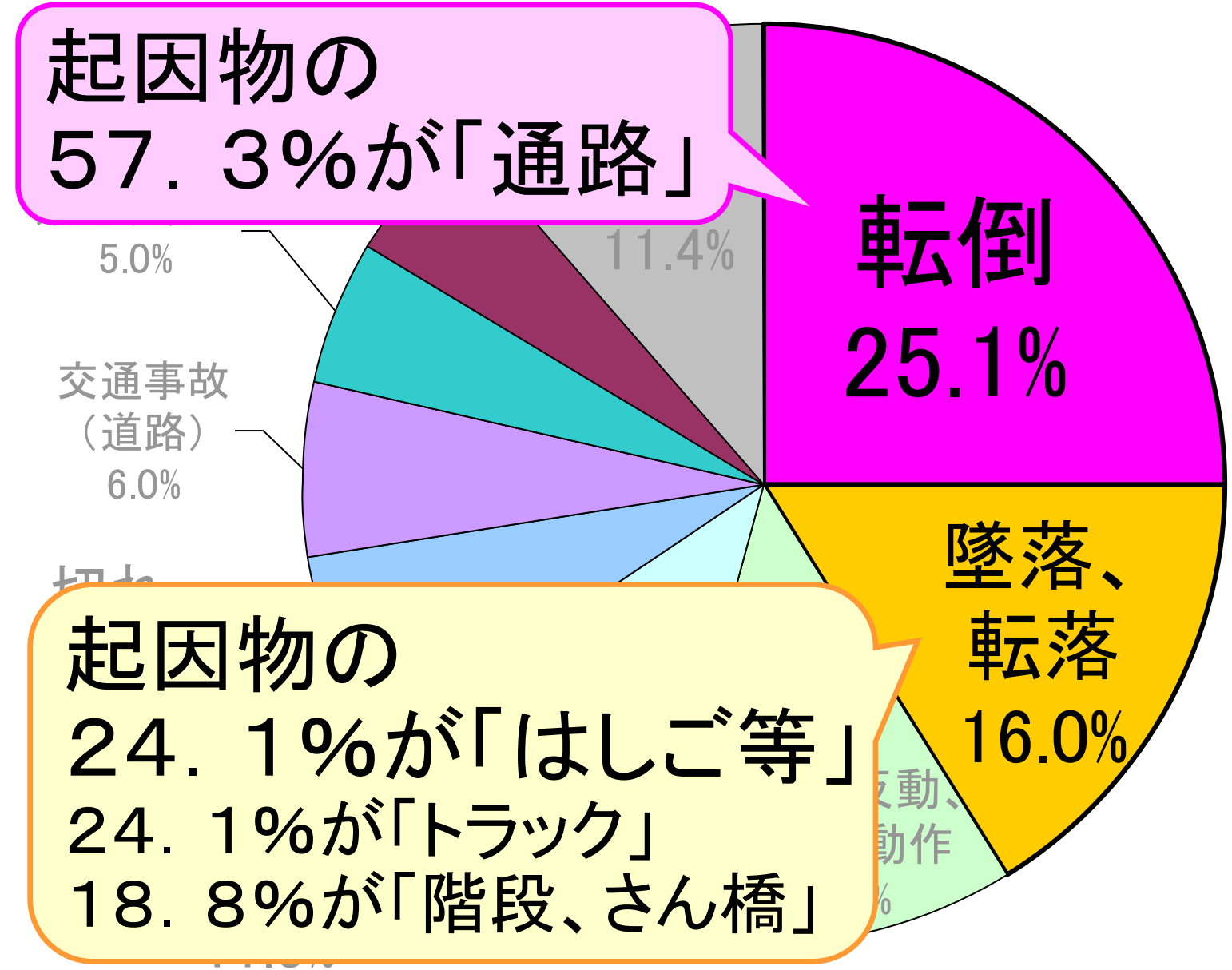

起因物の
57．3%が「通路」

起因物の
24．1%が「はしご等」
24．1%が「トラック」
18．8%が「階段、さん橋」

平成27年度
全国安全週間実施要綱

危険見つけてみんなで改善
意識高めて安全職場

実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

平成26年度は、以下の8項目でした。

① 経営トップによる安全への所信表明及び職場の安全パトロール等の実施

② 今後の安全を考える職場の集いの開催による関係者の意思の統一及び安全意識の高揚等

③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取組みやすい安全活動の標語、写真及び作文等の募集及び発表のほか、視聴覚教材等を活用した講演会等の開催及び作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

平成26年度は、以下の8項目でした。

④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等のほか、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

⑤ 労働者の家族への安全の文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

⑥ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

⑦「安全の日」等の設定

⑧ その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

平成27年度は、3つの大項目があります。

① 共通事項

② 特別重点事項

③ その他

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

① 共通事項

ア　安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意志の統一及び安全意識の高揚

イ　安全パトロールによる職場の総点検の実施

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

② 特別重点事項

ア　転倒災害防止対策の取組（定着）状況の確認

イ　足場等に係る改正労働安全衛生規則への対応状況の確認

後ほどご説明いたします

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

③ その他

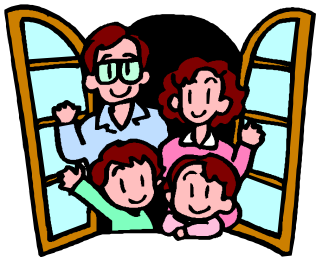

ア　安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等のほかホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

イ　労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

ウ　緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

エ　「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

継続的に実施する事項

継続的に実施する事項（大項目）

① 共通事項

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

平成26年度は、以下の3項目でした。

① 全般的事項

② 業種の特性に応じた災害防止対策及び特定の災害防止対策

③ 業種横断的な労働災害防止対策

継続的に実施する事項　①共通事項

ア　安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

（ア）　安全衛生管理体制の確立

（イ）　職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

（ウ）　自主的な安全衛生活動の促進

（エ）　その他の取組

ア　安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

(ア)安全衛生管理体制の確立

a　経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

b　安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

c　年間を通じた安全衛生計画の策定及び安全衛生規程の整備

後ほどご説明いたします

ア　安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

（イ）職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

a　経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施

b　就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

c　災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

ア　安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

（ウ）自主的な安全衛生活動の促進

a　発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

b　職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

c　リスクアセスメントの普及促進及びその結果を踏まえた機械設備の安全化、作業方法、作業環境等の改善

d　女性労働者や高年齢労働者が活躍するための職場改善の推進

４Ｓ（よんえす）活動

整理	必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること
整頓	必要なときに必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で位置させること
清掃	身の回りをきれいにして、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くこと
清潔	整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること

平成２４年４月１日に改正労働安全衛生規則が施行されています。

機械に関する危険性等の通知

第24条の13　労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械（以下単に「機械」という。）を譲渡し、又は貸与する者（次項において「機械譲渡者等」という。）は、文書の交付等により当該機械に関する次に掲げる事項を、当該機械の譲渡又は貸与を受ける相手方の事業者（次項において「相手方事業者」という。）に通知するよう努めなければならない。

一　型式、製造番号その他の機械を特定するために必要な事項
二　機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある箇所に関する事項
三　機械に係る作業のうち、前号の箇所に起因する危険又は健康障害を生ずるおそれのある作業に関する事項
四　前号の作業ごとに生ずるおそれのある危険又は健康障害のうち最も重大なものに関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項

２　厚生労働大臣は、相手方事業者の法第２８条の２第１項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として機械譲渡者等が行う前項の通知を促進するため必要な指針を公表することができる。

２　厚生労働大臣は、相手方事業者の**法第28条の2第1項**の調査及び同項の[illegible]適切かつ有効な実施を図る

労働安全衛生法第28条の2

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。（後略）

２　厚生労働大臣は、相手方事業者の法第28条の2第1項の調査及び同項の[illegible]適切かつ有効な実施を図る

労働安全衛生法第28条の2

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、

機械ユーザーによるリスクアセスメントの実施のため、機械の残留リスク等に係る情報の通知を機械メーカーの努力義務に

[illegible]るため必要な措置を講ずるように努めなければならない。（後略）

機械の包括的な安全基準に関する指針（平成19年7月31日改正）

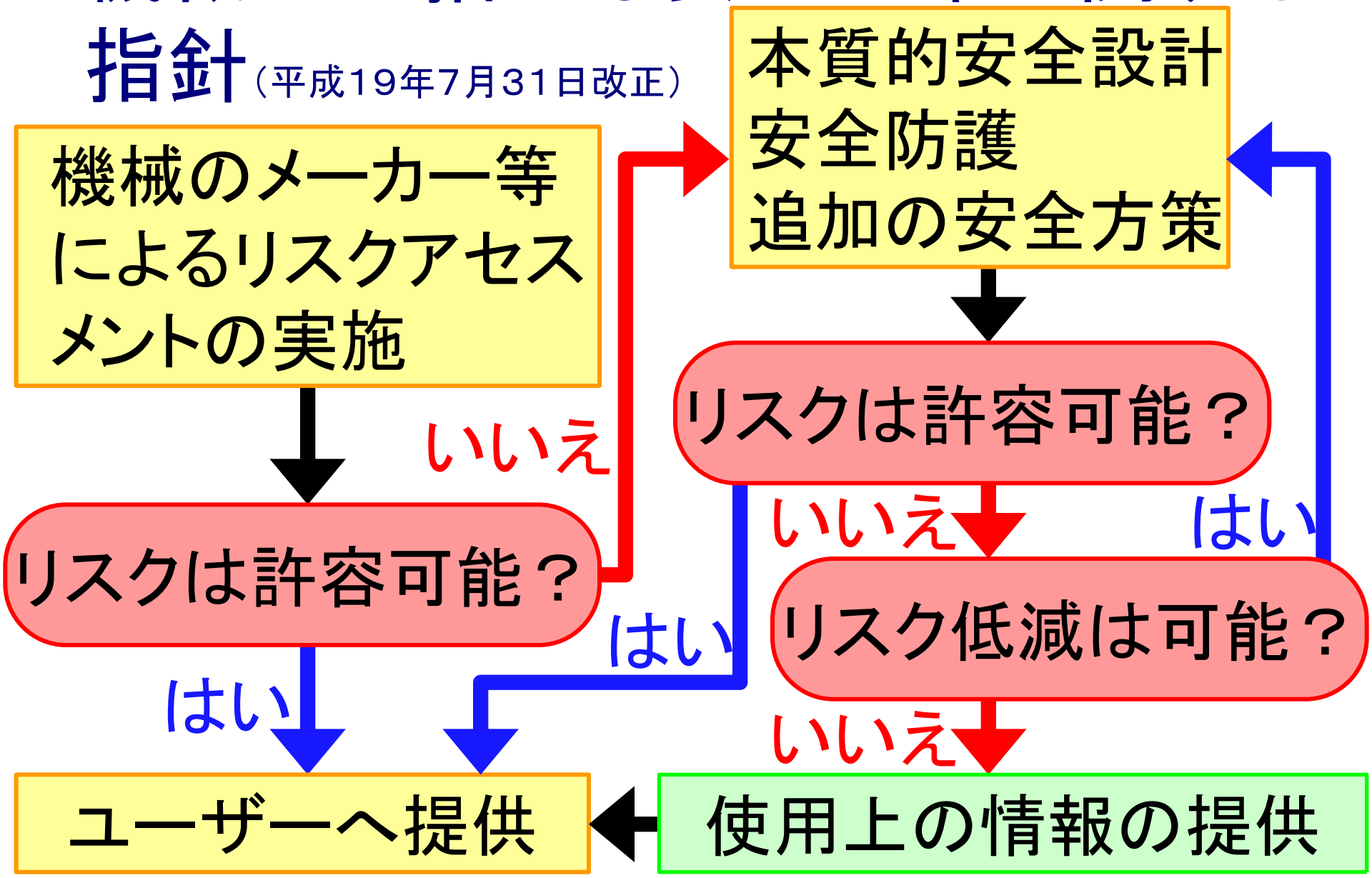

機械の危険性又は有害性（別表第１）

１　機械的な危険性又は有害性
２　電気的な危険性又は有害性
３　熱的な危険性又は有害性
４　騒音による危険性又は有害性
５　振動による危険性又は有害性
６　放射による危険性又は有害性
７　材料及び物質による
　　危険性又は有害性

機械の危険性又は有害性（別表第１）

８　機械の設計時における
　　人間工学原則の無視による
　　危険性又は有害性

９　滑り、つまずき及び墜落の
　　危険性又は有害性

10　危険性又は有害性の組合せ

11　機械が使用される環境に
　　関連する危険性又は有害性

機械安全で最優先すべきは
本質的安全設計方策（別表第2）

１　労働者が触れる
おそれのある箇所に
鋭利な端部、角、突起物等
がないようにすること。

（以下略）

適当なRを

リスクアセスメントの実施手順

危険性又は有害性の特定

危険性又は有害性ごとの
リスクの見積り

リスク低減のための優先度の設定
・リスク低減措置内容の検討

リスク低減措置の実施

リスクアセスメントの実施手順

危険性又は有害性の特定

危険性又は有害性の特定のため、機械譲渡者等から入手した機械の残留リスク等の情報の活用を

の見積り

の設定
容の検討

リスク低減措置の実施

２　厚生労働大臣は、相手方事業者の法第２８条の２第１項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として機械譲渡者等が行う前項の通知を促進するため必要な**指針**を公表することができる。

２　厚生労働大臣は、相手方事業者の

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針
（平成24・3・16　厚生労働省告示　第132号）

前項　　通知を促進するため必要な**指針**を公表することができる。

2　厚生労働大臣は、相手方事業者の

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針
（平成24・3・16　厚生労働省告示　第132号）

前項　　通知を促進す　ため必要な
指針を公表することがて

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針の適用について
（平成24・3・29　基発0329第8号）

残留リスクマップの例

機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスクマップ

製品名「〇〇〇」

〇年〇月〇日作成
株式会社△△△

※必ず取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用すること。本資料は取扱説明書の参考資料であり、本資料の内容を理解しただけで本製品を使用してはならない。

残留リスクは、以下の定義に従って分類し記載している。
⚠危険：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性が高い内容
⚠警告：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性がある内容
⚠注意：保護方策を実施しなかった場合に、人が軽傷を負う可能性がある内容

図中に示されている箇所の記号及び番号は、本製品の「残留リスク一覧」に記載されているものと一致している。各々の残留リスクの詳細については、「残留リスク一覧」を参照のこと。

箇所B		
	⚠ 危険	—
	⚠ 警告	No. 2
	⚠ 注意	No. 4、5

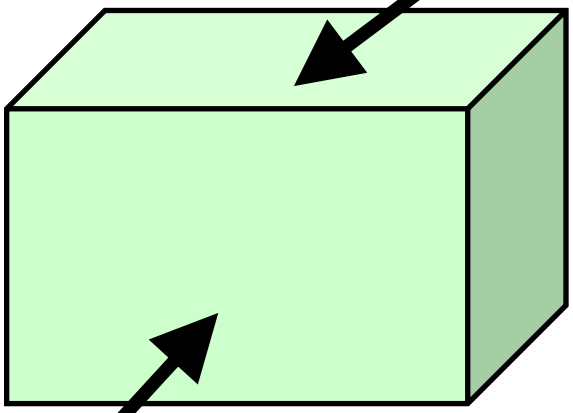

箇所A		
	⚠ 危険	No. 1
	⚠ 警告	No. 3
	⚠ 注意	—

受領確認
□□□(株) ○△○△㊞

残留リスク一覧の例

機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスク一覧

製品名「〇〇〇」

〇年〇月〇日作成
株式会社△△△

※必ず取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用すること。本資料は取扱説明書の参考資料であり、本資料の内容を理解しただけで本製品を使用してはならない。

※1　残留リスクは、以下の定義に従って分類し記載している。
⚠危険：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性が高い内容
⚠警告：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性がある内容
⚠注意：保護方策を実施しなかった場合に、人が軽傷を負う可能性がある内容

※2 「機械上の箇所」の欄に示されている記号は、本製品の「残留リスクマップ」に記載されている機械の図の箇所の記号と一致している。機械上の具体的な箇所については「残留リスクマップ」を参照のこと。

			作業に					取扱

は「残留リスクマップ」を参照のこと。

No.	運用段階	作業	作業に必要な資格・教育	機械上の箇所 ※2	残留リスク ※1	危害の内容	機械ユーザーが実施する保護方策	取扱説明書参照ページ

受領確認
□□□（株） 〇△〇△㊞

ア　安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

（エ）その他の取組

a　安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

b　外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

継続的に実施する事項　①共通事項

イ　業種横断的な労働災害防止対策

（ア）STOP！転倒災害プロジェクト2015

（イ）交通労働災害防止対策

（ウ）熱中症予防対策

（エ）腰痛予防対策

（オ）酸素欠乏症等の防止対策

（カ）化学物質による労働災害防止対策

（ア）STOP！転倒災害プロジェクト2015

a　４Ｓの徹底による安全な作業通路の確保

b　転倒しにくい安全な歩き方、作業方法の推進

c　作業内容に適した防滑靴等の着用の促進

（ア）STOP！転倒災害プロジェクト2015

職場での転倒事故を減らしましょう！

お手元のリーフレットです

仕事中に転倒して4日以上仕事を休
種類では最も多くなっています。
く、日常生活での不慮の事故による死因の中でも、転倒・転落死は交通事故死を超えています。

転倒災害は年々増加の一途をたどっています

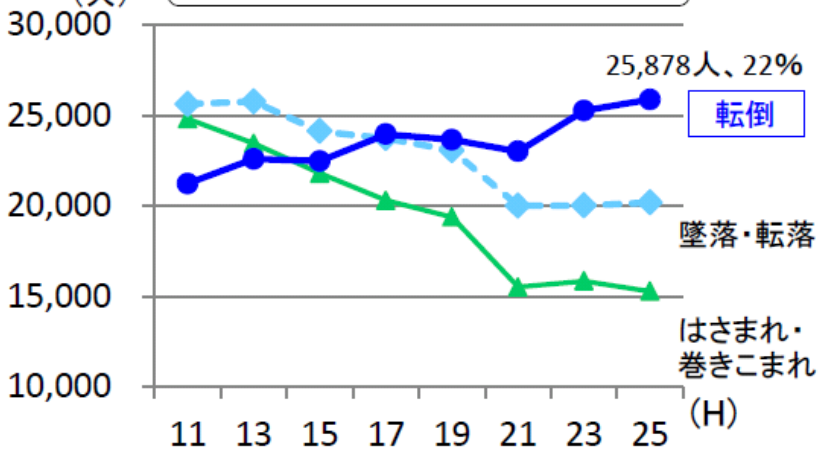

出典：厚生労働省　労働者死傷病報告「事故の型別死傷者数の推移」

日常生活でも転倒・転落事故は交通事故よりも死亡者が多くなっています

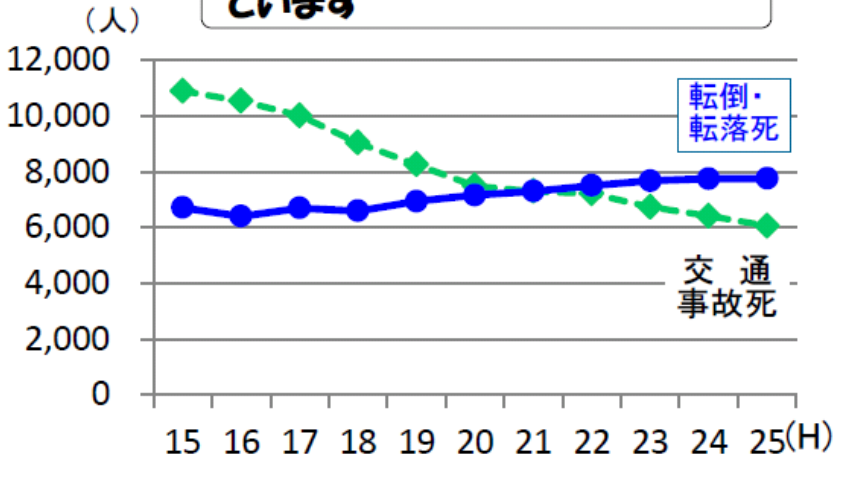

出典：厚生労働省 人口動態統計「死因別死亡者数の推移」

STOP！転倒災害プロジェクト2015
～あせらない　急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、**「STOP！転倒災害プロジェクト2015」**を開始します。

【主唱者】

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

【プロジェクト実施期間】

平成27年１月20日から12月31日まで

（プロジェクトの効果を上げるため、積雪や凍結による転倒災害の多い２月と全国安全週間の準備月間である６月を重点取組期間とします。）

「STOP！転倒災害特設サイト」を開設します！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

＜厚生労働省　ホームページ＞
「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト2015」で検索

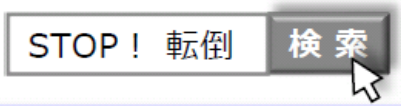

設備管理面の対策
［4S（整理・整頓・清掃・清潔）］

- 歩行場所に物を放置しない
- 床面の汚れ（水、油、粉等）を取り除く
- 床面の凹凸、段差等の解消

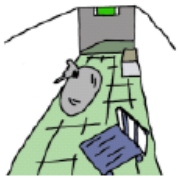

転倒しにくい作業方法
［あせらない　急ぐときほど　落ち着いて］

- 時間に余裕を持って行動
- 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- 足元が見えにくい状態で作業しない

その他の対策

- 作業に適した靴の着用
- 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起

［コラム］正しい靴の選び方

靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。小さすぎる靴では足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。逆に大きすぎる靴では、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが、足の動きに追随できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。

靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく（トゥダウン）、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。

つま先部の高さ

つま先部の高さ（トゥスプリング）が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高年齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。

靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

	チェック項目	✓
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度） が確保されていますか	☐
4	時間に追われて、あわてて作業を行って いませんか	☐
5	荷物を持ちすぎて足元が見えないことは ありませんか	☐

（イ）交通労働災害防止対策

a　適正な走行計画の策定による運転者への負担の軽減

b　交通危険マップ等による危険情報の共有

c　点呼時の交通KY活動による安全意識の高揚

（イ）交通労働災害防止対策

自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・元請事業者の皆さまへ

交通労働災害を防止しましょう

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、２割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。

平成24年４月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では、**「交通労働災害防止のためのガイドライン」**を改正しました。

このガイド
者の労働時間
の防止を図る

厚生労働省ホームページから
ダウンロードしてご活用願います

（ウ）熱中症予防対策

a　WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施

b　計画的な暑熱への順化期間（暑熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

c　自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取

d　熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理

暑さ指数（WBGT値）とは

湿球黒球温度

Ｗｅｔ－

Ｂｕｌｂ

Ｇｌｏｂｅ

Ｔｅｍｐｅｒａｔｕｒｅ

湿球

黒球

暑さ指数（WBGT値）とは

乾球温度
（dry－bulb　temperature）

　周囲の通風を妨げない状態で、輻射（放射）熱による影響を受けないように球部を囲って測定された乾球温度計が示す値

暑さ指数（WBGT値）とは

乾球温度
（dry－bulb　temperature）

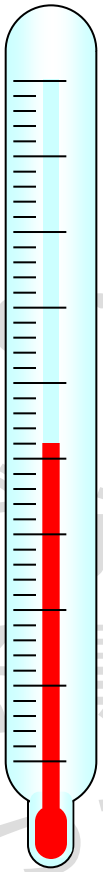

周囲の通風を妨げない状態で、輻射（放射）熱による影響を受けないように球部を囲って測定された乾球温度計が示す値

暑さ指数（WBGT値）とは

湿球温度
（wet－bulb　temperature）

　強制通風することなく、輻射（放射）熱を防ぐための球部の囲いをしない環境に置かれた濡れガーゼで覆った温度計が示す値

暑さ指数（WBGT値）とは

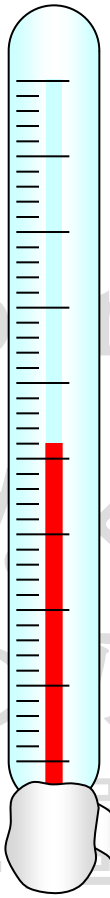

湿球温度
（wet－bulb　temperature）

　強制通風することなく、輻射（放射）熱を防ぐための球部の囲いをしない環境に置かれた濡れガーゼで覆った温度計が示す値

暑さ指数（WBGT値）とは

黒球温度
（globe thermometer temperature）

次の特性を持つ中空黒球の中心に位置する温度計の示す温度

① 直径が150mmであること
② 平均放射率が0．95（つや消し黒色球）であること
③ 厚さが出来るだけ薄いこと

暑さ指数（WBGT値）とは

黒球温度
（globe thermometer temperature）

次の特性を持つ中空黒球の中心に位置する温度計の示す温度

① 直径が150mmであること
② 平均放射率が0.95（つや消し黒色球）であること
③ 厚さが出来るだけ薄いこと

暑さ指数（WBGT値）とは

屋内の場合

ＷＢＧＴ＝

０．７×湿球温度

＋

０．３×黒球温度

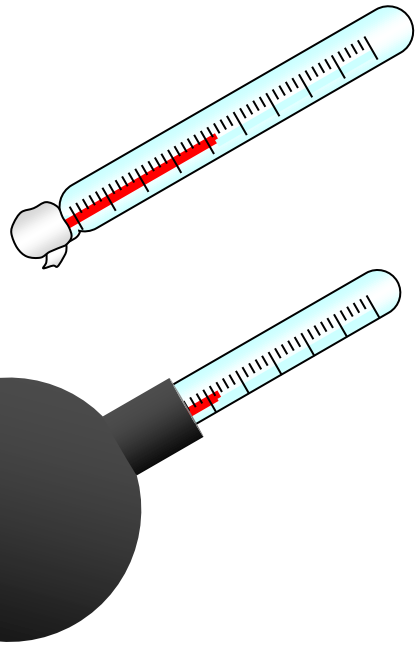

暑さ指数（WBGT値）とは

屋外の場合

ＷＢＧＴ＝

０．７×湿球温度

＋

０．２×黒球温度

＋

０．１×乾球温度

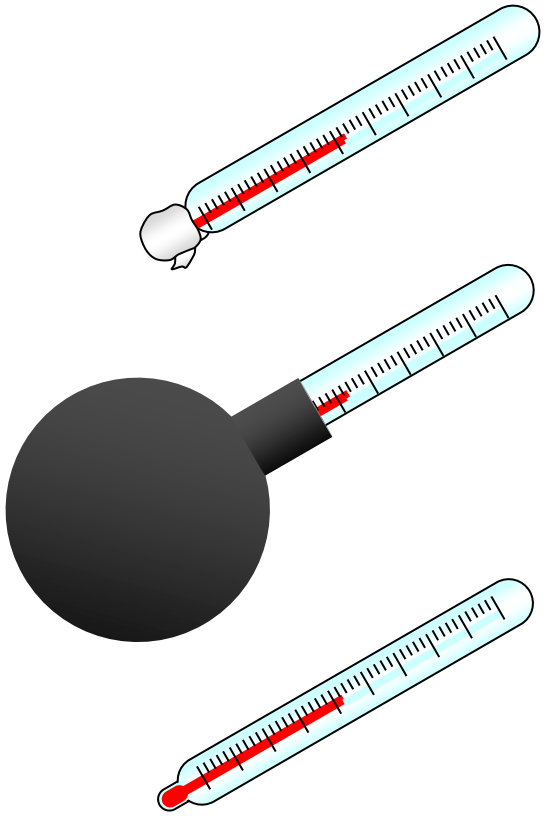

暑さ指数（WBGT値）とは

WBGT測定装置

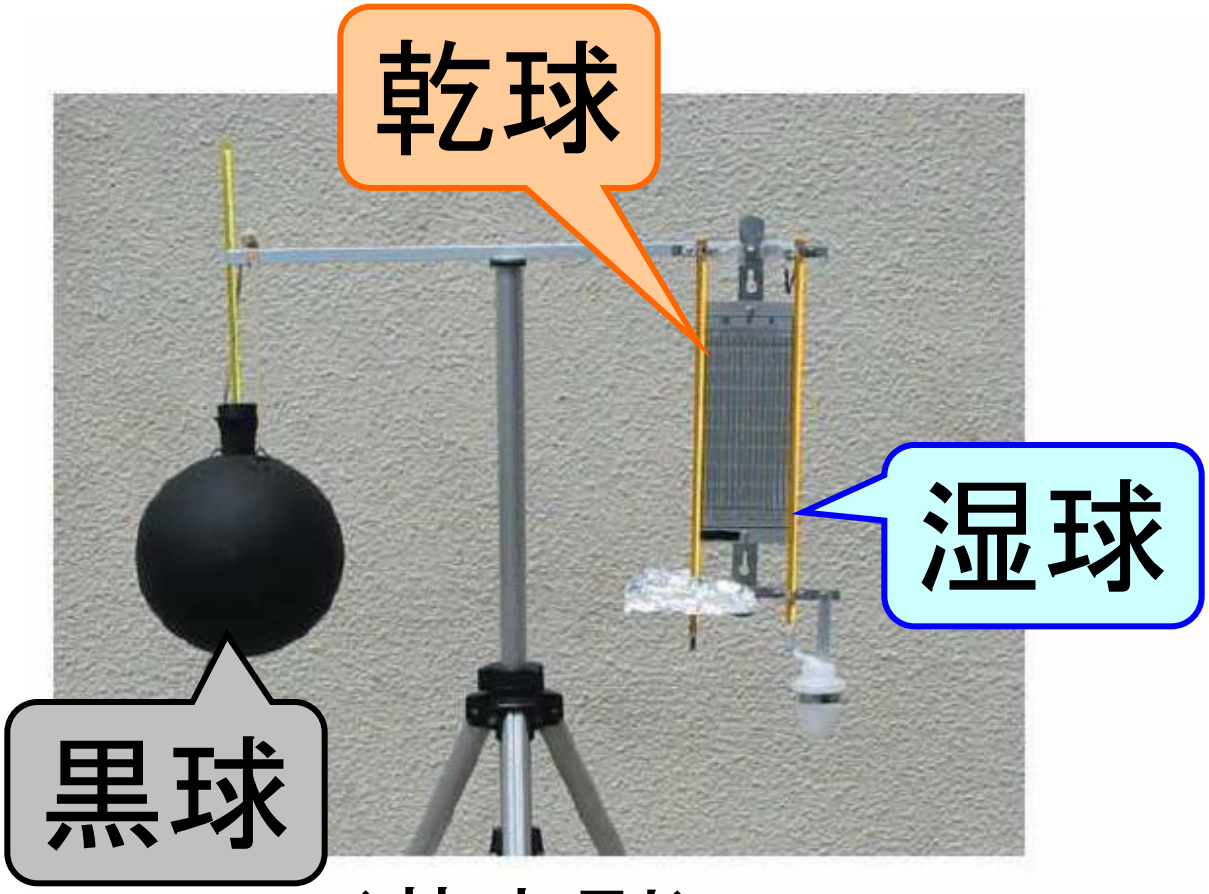

（基本型）

（ハンディータイプ）

厚生労働省ホームページから
ダウンロードしてご活用願います

熱中症を防ごう!

事業主さん、働く皆さん

「職場における熱中症予防対策」(※1)をご存じですか？

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。

- めまい・失神
- 筋肉痛・筋肉の硬直
- 大量発汗
- 頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感

（エ）腰痛予防対策

a　腰部への負担の少ない作業方法の選択及び見直し、介助法の普及

b　腰痛予防に関する労働衛生教育（介護作業等の雇入れ時教育を含む。）の実施、腰痛予防体操の励行

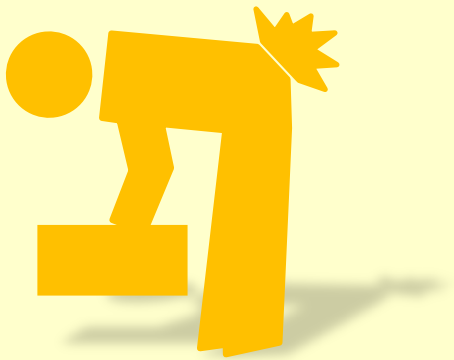

（エ）腰痛予防対策

事業主の皆さまへ

職場での腰痛を予防しましょう！
「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業４日以上の職業性疾病の６割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年６月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

指針の主なポイント

＜労働衛生管理体制

職場で腰痛を予防
境・健康の３つの管
とが重要です。

厚生労働省ホームページから
ダウンロードしてご活用願います

職場における腰痛予防対策指針
（平成25年6月18日付け基発0618第1号）

- ○ 旧指針は、平成6年策定
- ○ 腰痛の発生件数は、大きく減少
- ○ 社会福祉施設等の保健衛生業では腰痛の発生件数が大幅に増加
- ○ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム、トップの方針表明等の事項が追加

作業別の腰痛予防対策

①重量物取扱い作業

②立ち作業

③座り作業

④福祉・医療分野等における介護・看護作業

⑤車両運転等の作業

人力による重量物の取扱い

「作業態様別の対策」のⅠの2の(2)

満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね40%以下となるように努めること。
満18歳以上の女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の60%位までとすること。

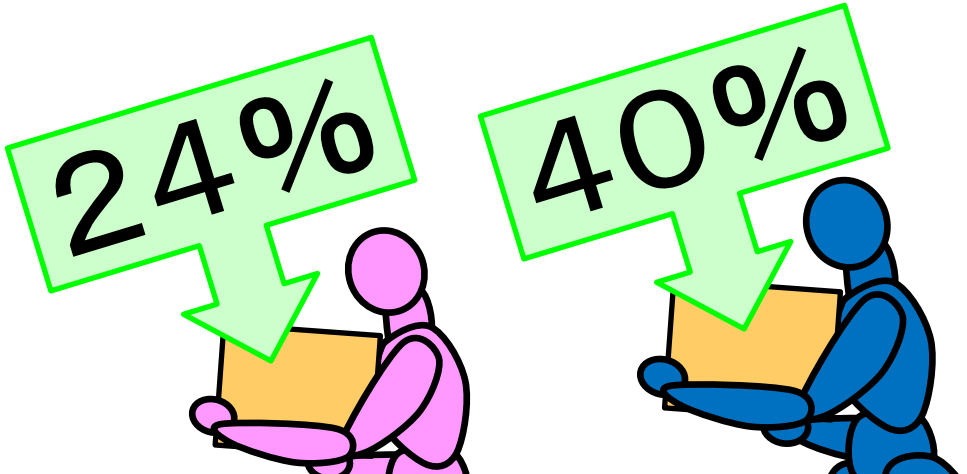

女性労働基準規則及び年少者労働基準規則に基づく重量の制限

性別	年齢	断続作業の場合	継続作業の場合
女性	満16歳未満	12kg未満	8kg未満
	満16歳以上 満18歳未満	25kg未満	15kg未満
	満18歳以上	30kg未満	20kg未満
男性	満16歳未満	15kg未満	10kg未満
	満16歳以上 満18歳未満	30kg未満	20kg未満

職場における腰痛予防対策指針の解説から
重量物取扱い作業に係る作業姿勢、動作

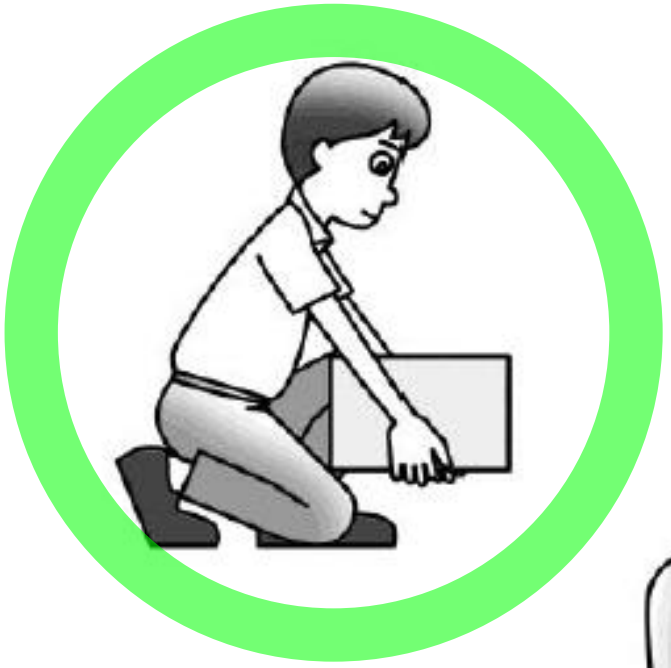

職場における腰痛予防対策指針の解説から
重量物取扱い作業に係る作業姿勢、動作

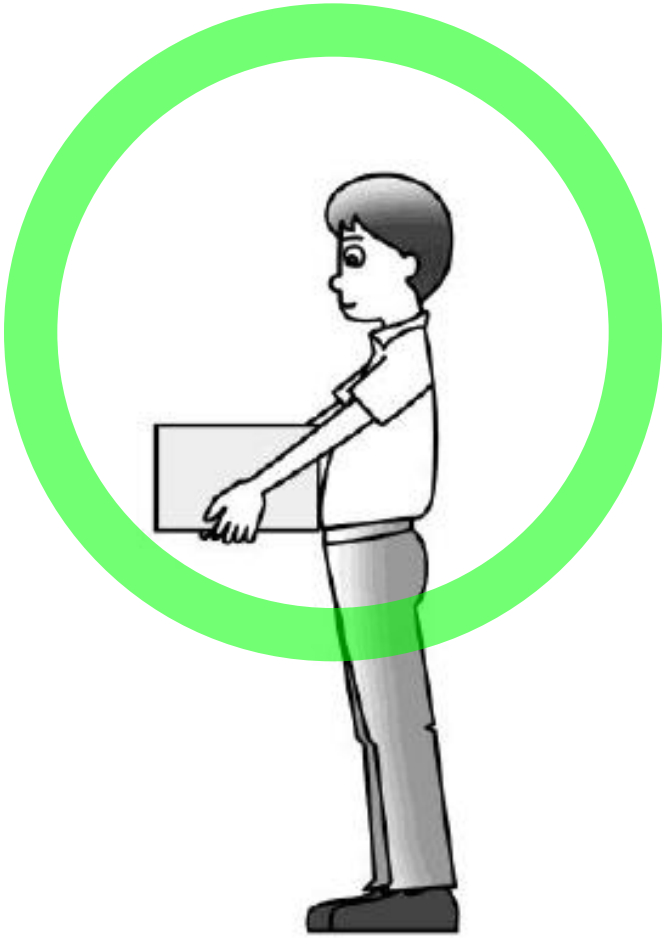

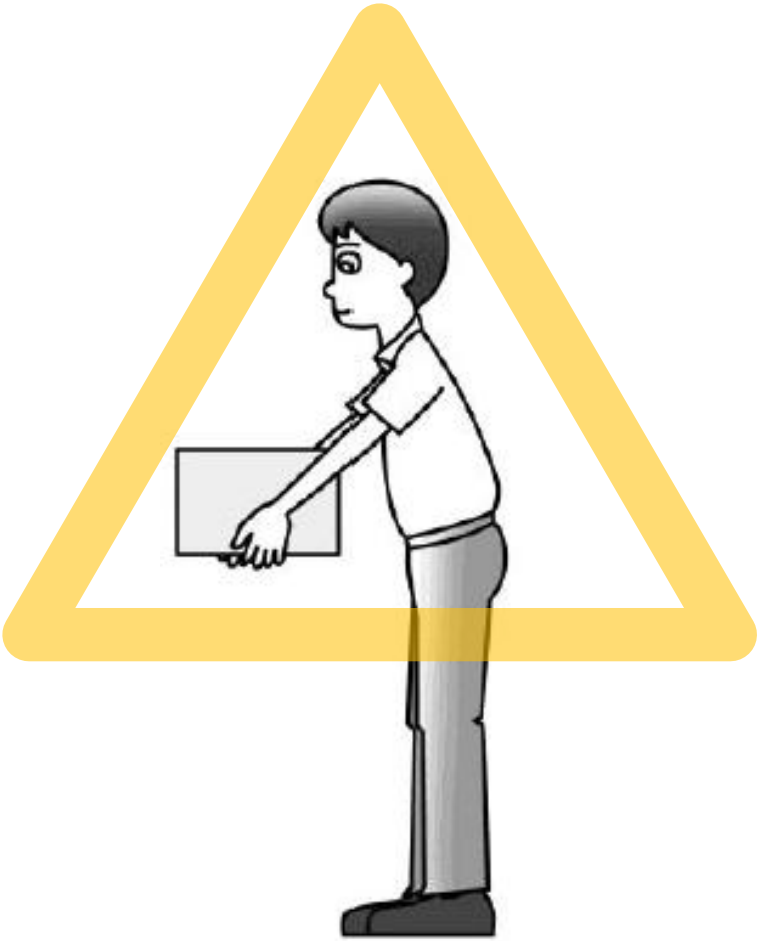

職場における腰痛予防対策指針の参考から
「事務作業スペースでのストレッチング」(例)、
「車両運転等の作業でのストレッチング」(例)

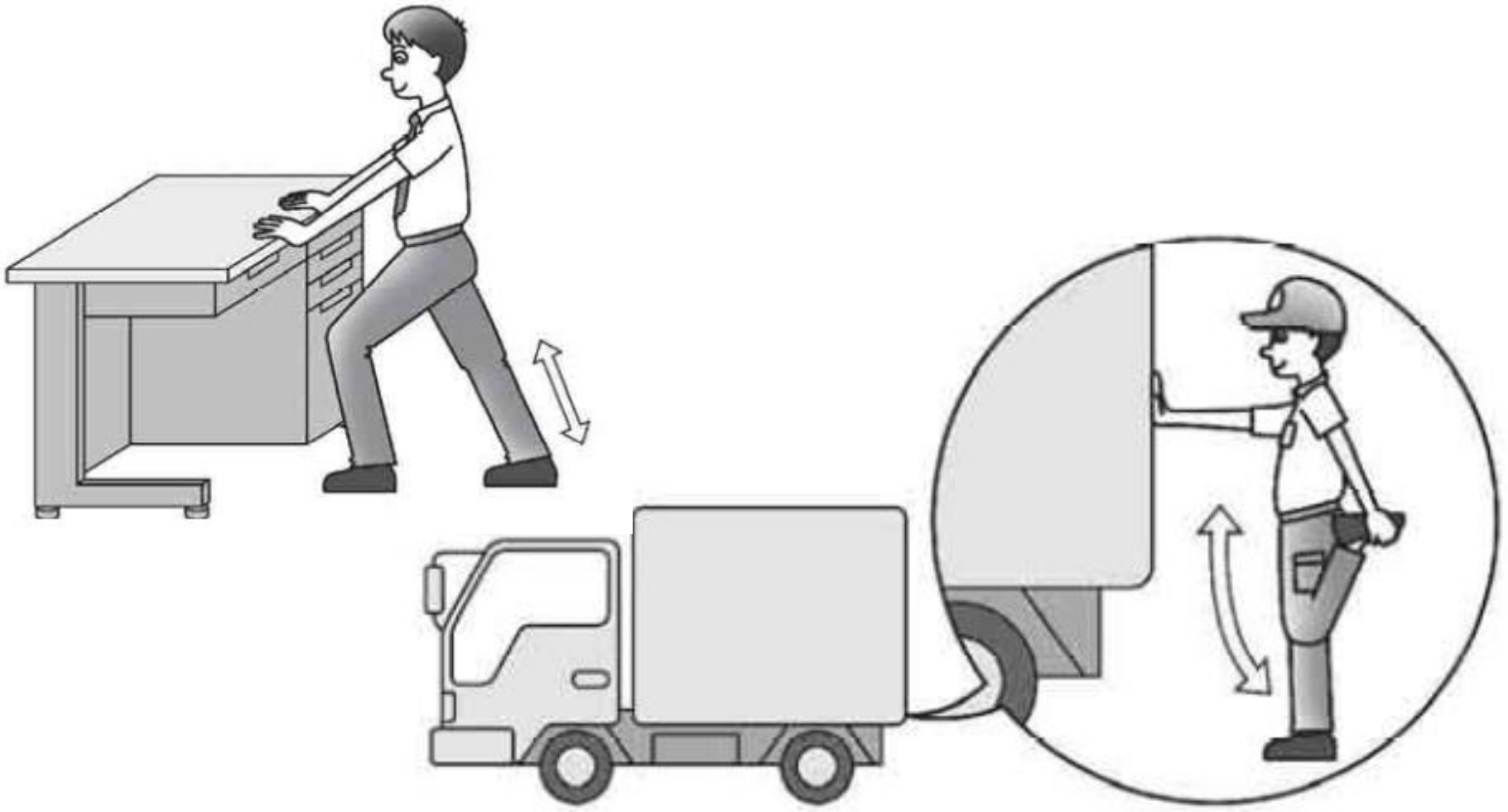

(オ)酸素欠乏症等の防止対策

a　酸素欠乏危険場所における酸素及び硫化水素濃度の作業前測定の徹底

b　換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

（オ）酸素欠乏症等の防止対策

なくそう！
酸素欠乏症・硫化水素中毒

酸素欠乏症・硫化水素中毒は、

致死率が高く非常に危険ですが、

作業環境測定、換気、送気マスク等の呼吸用保護具の使用などの措置を適正に実施すれば発生を[illegible]ことができます。

酸素欠乏空気
災害防止のため

厚生労働省ホームページから
ダウンロードしてご活用願います

酸素欠乏危険場所（１／３）

労働安全衛生法施行令　別表第６

１　次の地層に接し、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピツトその他これらに類するものをいう。次号において同じ。）の内部（次号に掲げる場所を除く。）

イ　上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分

ロ　第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層

ハ　メタン、エタン又はブタンを含有する地層

ニ　炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層

ホ　腐泥層

２　長期間使用されていない井戸等の内部

３　ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピツトの内部

３の２　雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピツトの内部

★３の３　海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピツト（以下この号において「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部

酸素欠乏危険場所（１／３）

３　ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部

３の２　雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部

酸素欠乏危険場所（２／３）

労働安全衛生法施行令　別表第６

４　相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。）の内部

５　石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チツプ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホツパーその他の貯蔵施設の内部

６　天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部

７　穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイ ロ、むろ、倉庫、船倉又はピツトの内部

８　しようゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部

★９　し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピツトの内部

酸素欠乏危険場所（２／３）

労働安全衛生法施行令　別表第６

４　相当

内壁

の酸

５　石

中の

施設

６　天

ペイ

不十

７　鋼

た

８

ことの

９　し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部

★９　し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部

酸素欠乏危険場所（３／３）

労働安全衛生法施行令　別表第６

１０　ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナーの内部

１１　ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部

１２　前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所
（現在定められていない。★印の場所として定められる可能性あり。）

★印の場所における作業は、
第２種酸素欠乏危険作業
無印の場所における作業は、
第１種酸素欠乏危険作業

酸素欠乏危険場所に該当する場所における作業は・・・

酸素（酸素、硫化水素）の
濃度にかかわらず、
酸素欠乏危険作業に該当！

第１種と第２種の違いは・・・

第１種 酸素欠乏 危険作業	酸素欠乏症に かかるおそれあり
第２種 酸素欠乏 危険作業	酸素欠乏症、 硫化水素中毒に かかるおそれあり

作業主任者の選任は・・・

第１種 酸素欠乏 危険作業	酸素欠乏 危険作業主任者技能講習修了者 又は 酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者技能講習修了者
第２種 酸素欠乏 危険作業	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者技能講習修了者

酸素欠乏症等の防止対策は・・・

- 酸素欠乏危険場所の事前確認
- 立入禁止の表示
- 作業主任者の選任
- 特別教育の実施
- 測定の実施
- 換気の実施
- 保護具の使用
- 二次災害の防止

チェックリストの使用をお願いします

（力）化学物質による労働災害防止対策

a　化学物質の譲渡提供時のラベル表示、安全データシート（SDS）の交付等による化学物質の危険性・有害性の通知の徹底及び事業者による事業場内で取り扱う容器等へのラベル表示の実施

b　SDS等により把握した危険有害性情報に基づく、化学物質の危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置の推進

平成24年4月1日に改正労働安全衛生規則が施行されています。

危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等

第24条の14　　化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(令第18条各号及び令別表第3第1号に掲げる物を除く。以下この条及び次条において「危険有害化学物質等」という。)を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示するように努めなければならない。

一　次に掲げる事項

イ　名称

ロ　成分

ハ　人体に及ぼす作用

ニ　貯蔵又は取扱い上の注意

ホ　表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

ヘ　注意喚起語

ト　安定性及び反応性

二　当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

２　危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第24条の15　特定危険有害化学物質等(危険有害化学物質等(法第57条の2第1項に規定する通知対象物を除く。)をいう。以下この項において同じ。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第2項に規定する者にあつては、同条第1項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

一　名称
二　成分及びその含有量
三　物理的及び化学的性質
四　人体に及ぼす作用
五　貯蔵又は取扱い上の注意
六　流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
七　通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
八　危険性又は有害性の要約
九　安定性及び反応性
十　適用される法令
十一　その他参考となる事項

２　特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

第24条の16　厚生労働大臣は、危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者の**法第28条の2第1項**の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者が行う前2条の規定による表示又は通知を促進するため必要な**指針**を公表することができる。

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針
（平成24・3・16　厚生労働省告示　第133号）

第24条の16　厚生労働大臣は、危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等の譲渡

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針について
（平成24・3・29　基発0329第11号）

化学物[illegible]定危険有害化学物質等を譲渡し、[illegible]供する者が行う前2条の規定による表示又は通知を促進するため必要な**指針**を公表することができる。

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針
（平成24・3・16　厚生労働省告示　第133号）

名称等を表示しなければならない物質　109物質
（安衛法第57条）

名称等を通知しなければならない物質　642物質
（安衛法第57条の2）

上記以外の化学物質について、改正前は、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（平成4年労働省告示第60号）」に基づき、名称等を表示・通知するよう行政指導

名称等を表示しなければ
ならない物質　109物質
（安衛法第57条）

名称等を通知しなければ
ならない物質　642物質
（安衛法第57条の2）

名称等を表示・通知するよう
努めなければならない物質
（安衛則第24条の14、第24条の15）

名称等を表示・通知するよう努めなければならない物質は・・・

ＪＩＳ　Ｚ７２５３(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方―ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))の附属書A(A．4を除く。)の定めにより危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた

物理化学的危険性又は健康有害性を有するもの

労働安全衛生規則第24条の14第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等（平成24・3・26　厚生労働省告示　第150号）

改正労働安全衛生法の施行期日

第88条第1項に基づく届出の廃止

平成26年12月　1日

電動ファン付呼吸用保護具の型式検定

平成26年12月　1日

受動喫煙防止措置の努力義務

平成27年　6月　1日

重大な労働災害を繰り返す企業への対応

平成27年　6月　1日

外国に立地する検査機関の登録

平成27年　6月　1日

改正労働安全衛生法の施行期日

ストレスチェック及び面接指導の実施

平成27年12月　1日

化学物質のリスクアセスメントの実施

平成28年　6月　1日

施行期日について、名称等の表示が義務付けられる物質の範囲を拡大する労働安全衛生法施行令等の改正案と共に、労働政策審議会において、妥当と認められました。

名称等を表示
しなければ
ならない物質
の範囲が拡大

名称等を表示・通知するよう
努めなければならない物質
（安衛則第24条の14、第24条の15）

継続的に実施する事項
②業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア　製造業における労働災害防止対策
イ　建設業における労働災害防止対策
ウ　陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進
エ　第三次産業における労働災害防止対策
オ　林業の労働災害防止対策
カ　石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策

継続的に実施する事項
②業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア　製造業における労働災害防止対策
イ　建設業における労働災害防止対策
ウ　陸上貨物運送
　防止対策の
エ　第三次産業
オ　林業の労働
カ　石油コンビ
　災害防止対

平成26年度は、以下の順でした。

ア　第三次産業
イ　陸上貨物運送業
ウ　建設業
エ　製造業　・・・

ア　製造業における労働災害防止対策

（ア）機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備

（イ）請負企業の労働者、派遣労働者、外国人労働者等に配慮した安全衛生管理、派遣元・派遣先における安全衛生教育の実施及び責任者間の連絡調整の徹底

（ウ）未熟練労働者の経験不足を補完するため、災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化

ア　製造業における労働災害防止対策

製造業で派遣労働者を派遣する**派遣元**事業主と受入れる**派遣先**事業主の皆さまへ

派遣労働者に対する安全衛生教育について

製造業で働く派遣労働者の労働災害発生率は高く、中でも、経験期間の浅い方の労働災害の占める割合が高くなっています。このため、

- 派遣労働者に対する安全衛生教育を労働災害防止に必要な内容・時間をもって行うこと（雇入れのとき、派遣先が変わった時、作業内容がかわったとき）
- 派遣元事業場と派遣先事業場が十分に連絡・調整すること

が重要です。

派遣

厚生労働省ホームページから
ダウンロードしてご活用願います

派遣元・派遣先事業者が行う安全衛生教育

派遣労働者については、雇入れ時・作業内容変更時（派遣時）の安全衛生教育は派遣元に、危険有害業務に従事する者に対する特別教育は派遣先に実施義務があります。

＜安全衛生教育＞

派遣元	派遣労働者を雇入れたとき	雇入れ時教育
	派遣先事業場を変更したとき	作業内容変更時教育
派遣先	法令で定められた危険・有害な業務に派遣労働者を従事させるとき	特別教育
	受け入れている派遣労働者の作業内容を変更したとき	作業内容変更時教育

派遣元・派遣先事業者が連携して行う事項

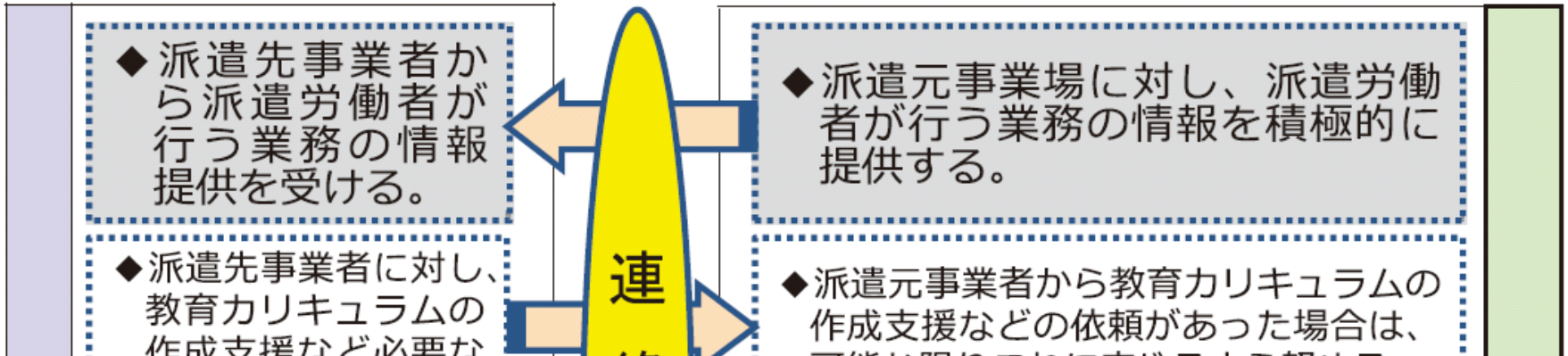

派遣元・派遣先事業者が連携して行う事項

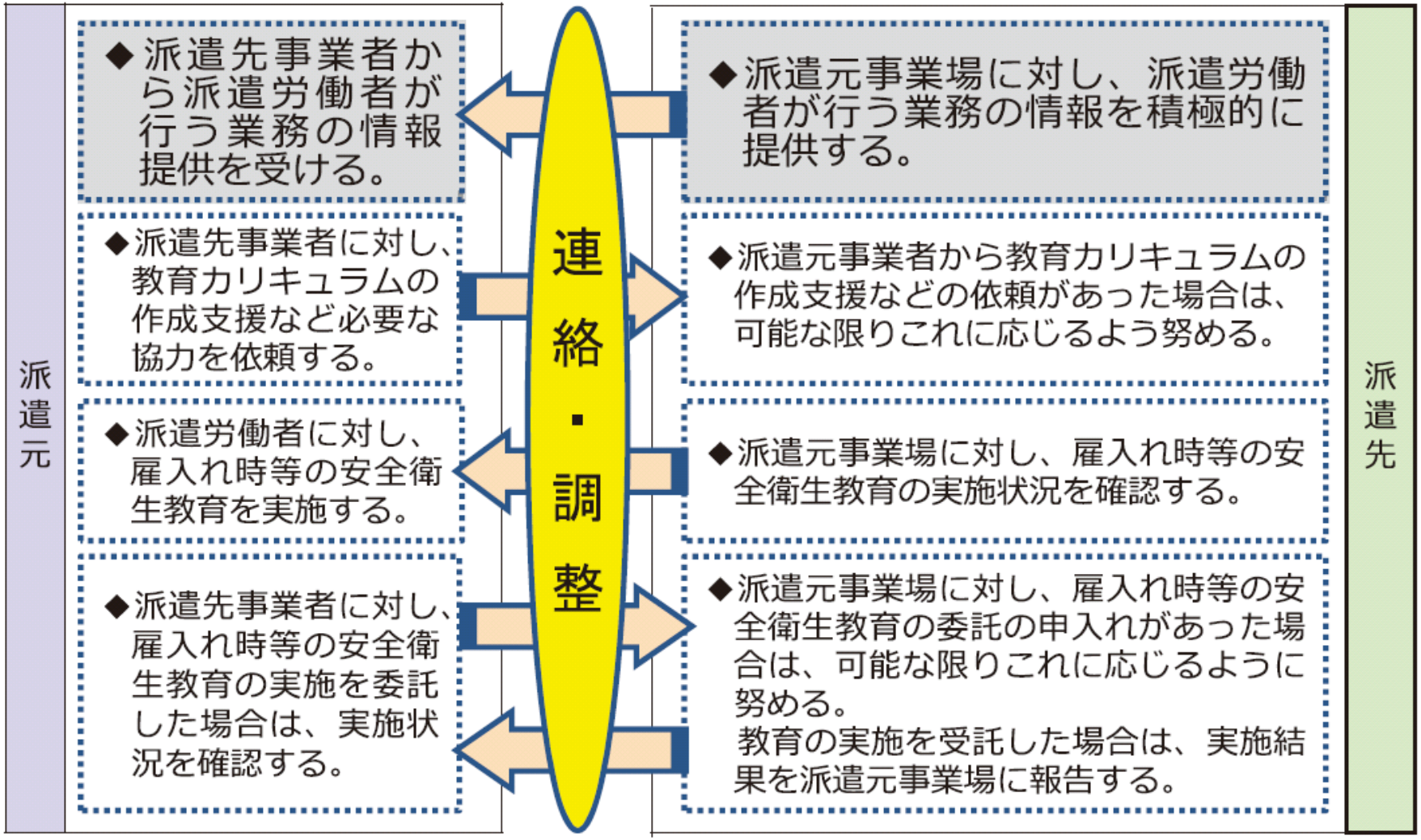

▶労働災害が発生したとき

派遣労働者が労働災害などにより死亡したとき、または休業したときには、**派遣元と派遣先双方の事業者**がそれぞれ所轄の労働基準監督署に**労働者死傷病**

イ　建設業における労働災害防止対策

（ア）一般的事項

a　元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底

b　足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底

c　クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底

d　事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮

（イ）東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

（申し訳ありませんが、割愛させていただきます。）

鉄骨切断機等を使用して作業を行う事業者の皆さまへ
鉄骨切断機等を製造する製造者の皆さまへ

平成25年７月１日から、鉄骨切断機等も規制対象となる

改正「労働安全衛生規則」が施行されています

平成25年７月１日から、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という）は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の車両系建設機械の解体用機械として、規制の対象となっています。

これまで鉄骨切断機等は車両系建設機械には該当せず、安衛法令は適用されませんでしたが、休業４日以上の死傷災害が年間100件以上も発生しており、死亡災害等の重篤な災害も起こっていることから、対象とすることとしました。

改正労働安全衛生規則（安衛則）の改正のポイントをまとめましたので、鉄骨切断機等の車両系建設機械の安全な使用のためにお役立てください。

規制対象となる鉄骨切断機等

鉄骨切断機
（鉄骨を切断）

コンクリート圧砕機
（コンクリート構造物を砕く）

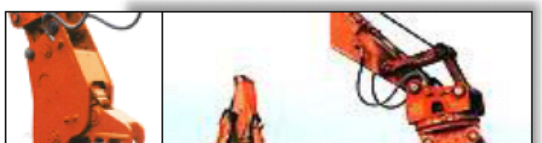

解体用つかみ機
（木造工作物を解体）

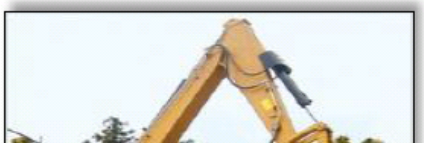

解体用機械は

改正前は1種類のみ

① ブレーカ

改正後は4種類に

② 鉄骨切断機

③ コンクリート圧砕機

④ 解体用つかみ機

車両系建設機械の区分

整地・運搬・積込み用機械
掘削用機械
基礎工事用機械
締固め用機械
コンクリート打設用機械
解体用機械

車両系建設機械の区分

掘削用

掘削用
バケット

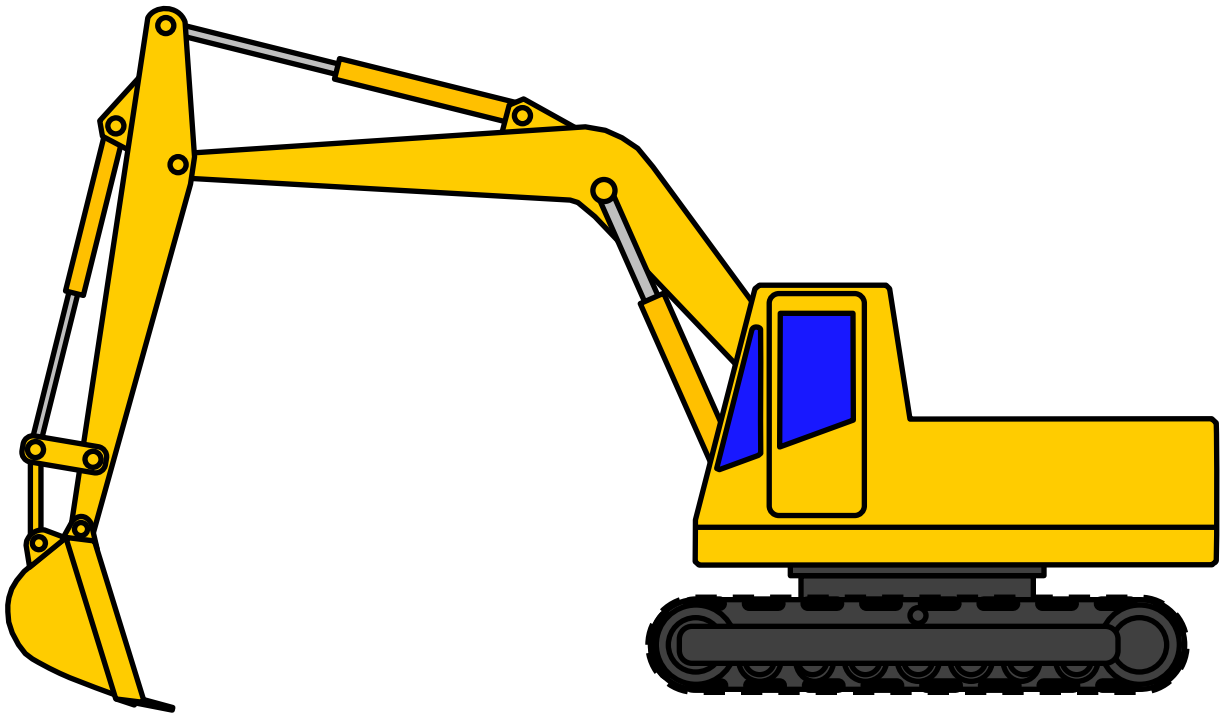

ドラグ・ショベル

車両系建設機械の区分

解体用

ブレーカ
ユニット
（打撃式
破砕機）

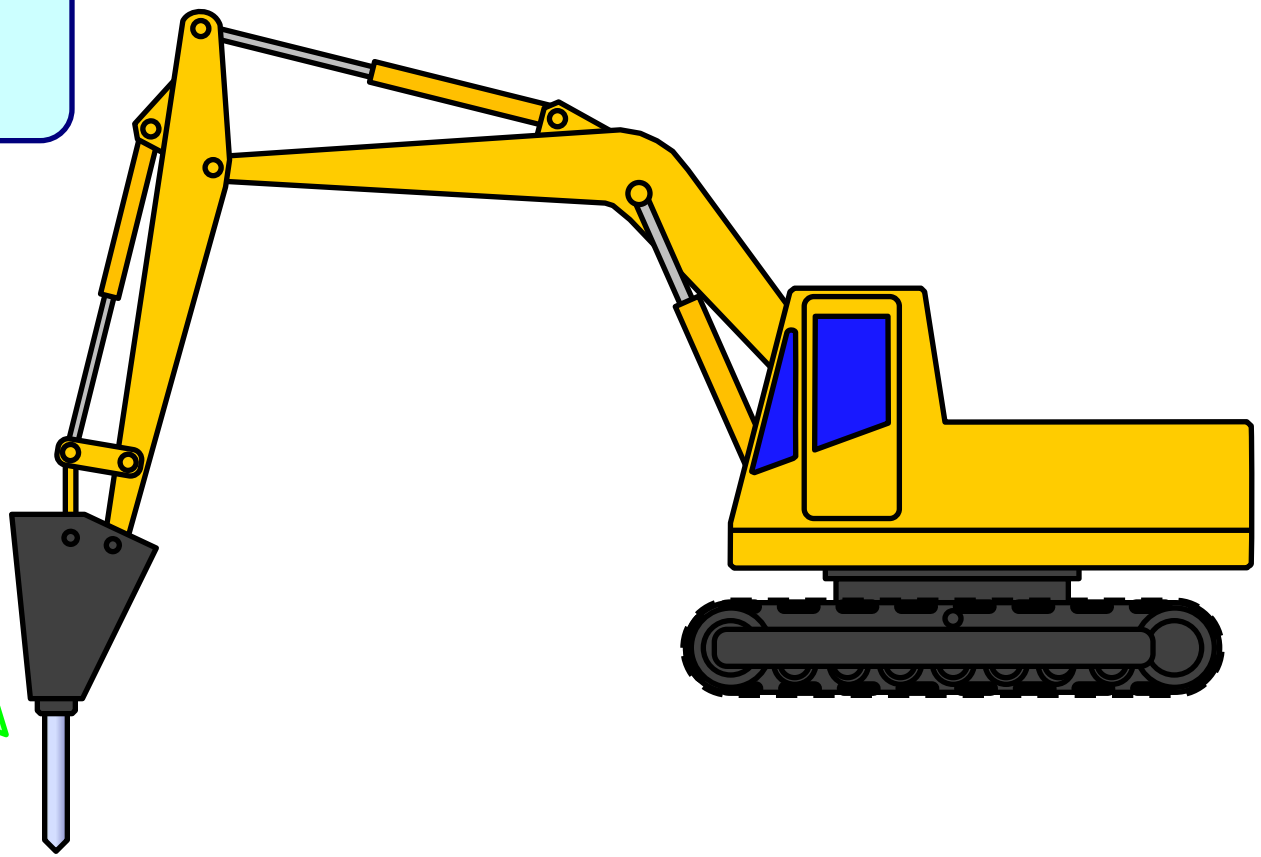

ブレーカ

車両系建設機械の区分

解体用

アタッチメントによって

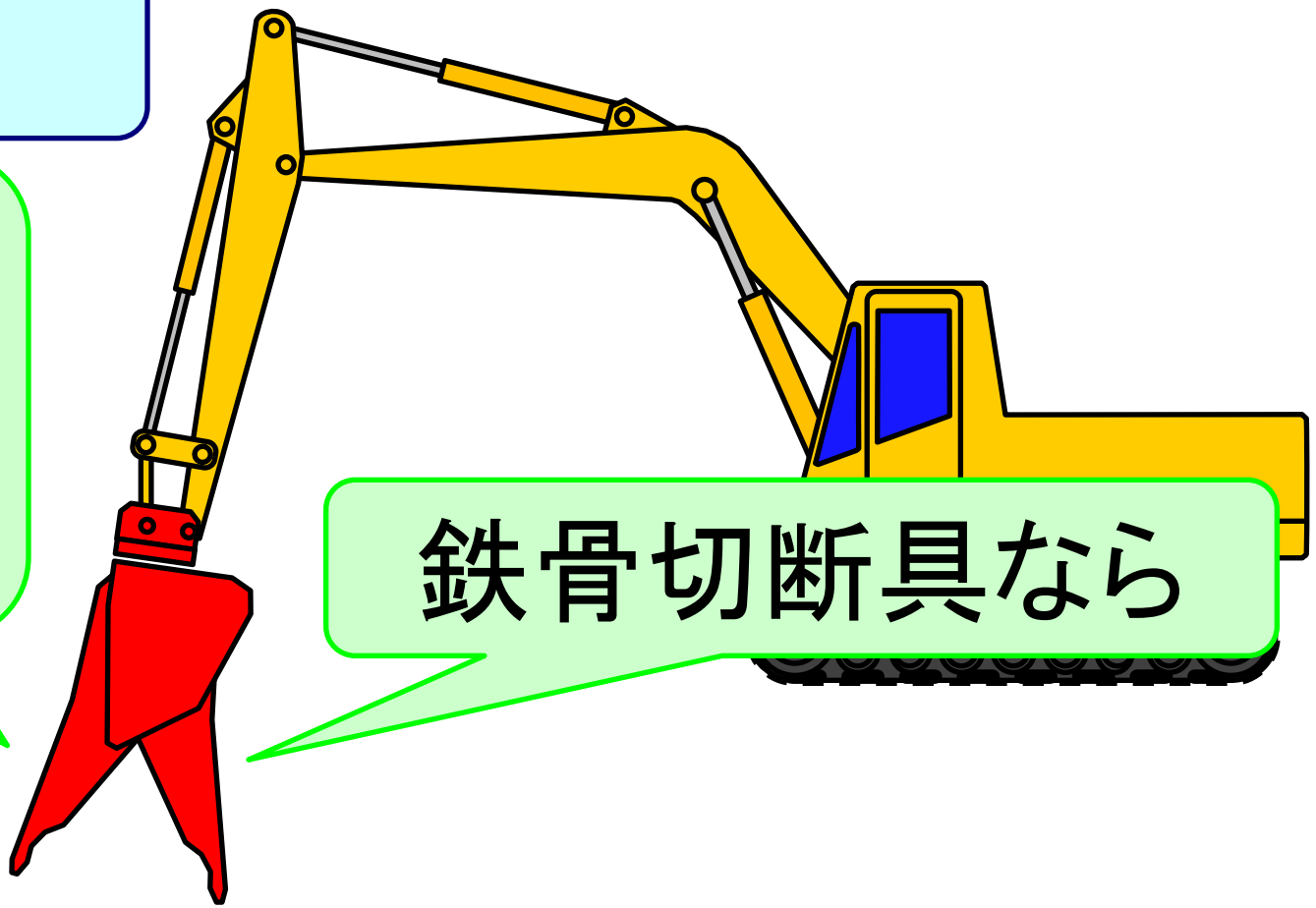

鉄骨切断具なら

鉄骨切断機

鉄骨切断機

鉄骨（非鉄金属の工作物を含む。）を切断するためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。

コンクリート圧砕機

コンクリートを砕くためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。鉄筋を切断する機能を付加したものも、これに含まれること。

解体用つかみ機

木造の工作物を解体し、又はその解体物をつかんで持ち上げるためのフォーク状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。

（平成25年4月12日付け基発0412第13号
「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」）

改正のポイント５〔鉄骨切断機等の運転業務関係〕

事業者の皆さまへ

技能特例講習が実施されるのは、平成27年6月30日までです。

1　3トン以上の鉄

3トン以上の鉄骨
）運転技能講習を

2　3トン以上の鉄骨切断機等の　き続き就くことができる者
（平成25年7月1日から平成26年6月　則改正省令附則第3条第1項）

① 改正前の解体用技能講習（　係る技能講習）を修了した者、
② 平成25年７月１日時点で　断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に６月以上従事した経験を有する者
は、平成26年６月30日まで　間は、引き続き鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができます。

3　3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者
（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで、安衛則改正省令附則第3条第2項）

上記２の①、②の者は、平成26年７月１日以降は、平成27年６月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習（技能特例講習）を修了しないと鉄骨切断機等の運転の業務に就けないこととなりましたので、できるだけ早く受講させてください。

補足事項

① 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（以下「解体用技能講習」という。）は、ブレーカを対象としたものから、ブレーカ及び鉄骨切断機等の４機種を対象としたものに変わります。（平成25年７月１日）
② 講習内容が充実したことにより、講習時間は改正前の35時間から改正後は38時間となります。また、整地・運搬・積込み用及び掘削用の技能講習を修了した者に対する特例の講習の時間は、改正前の3時間から改正後は5時間となります。（詳細は次ページを参照ください。）

手すり先行工法

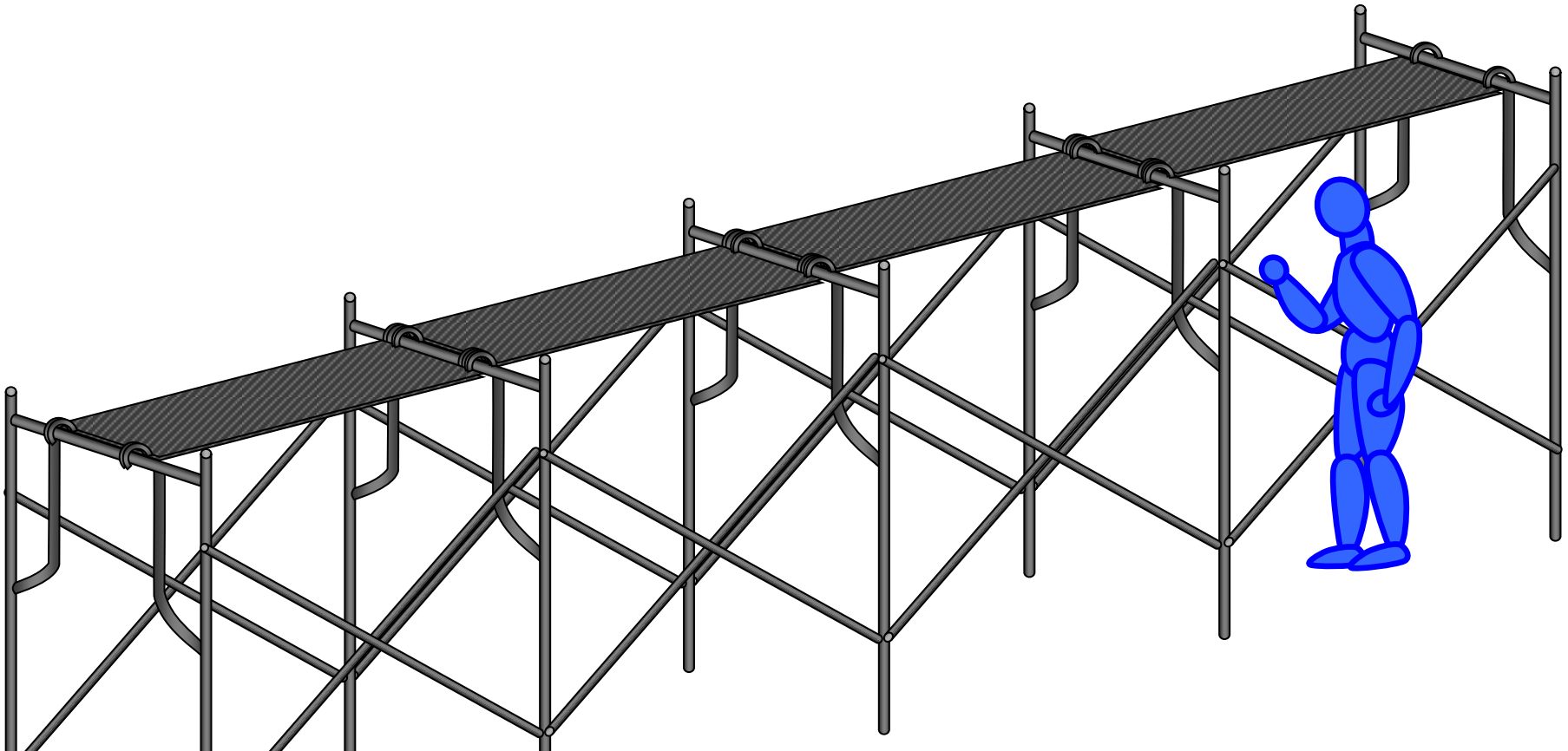

手すり先行工法

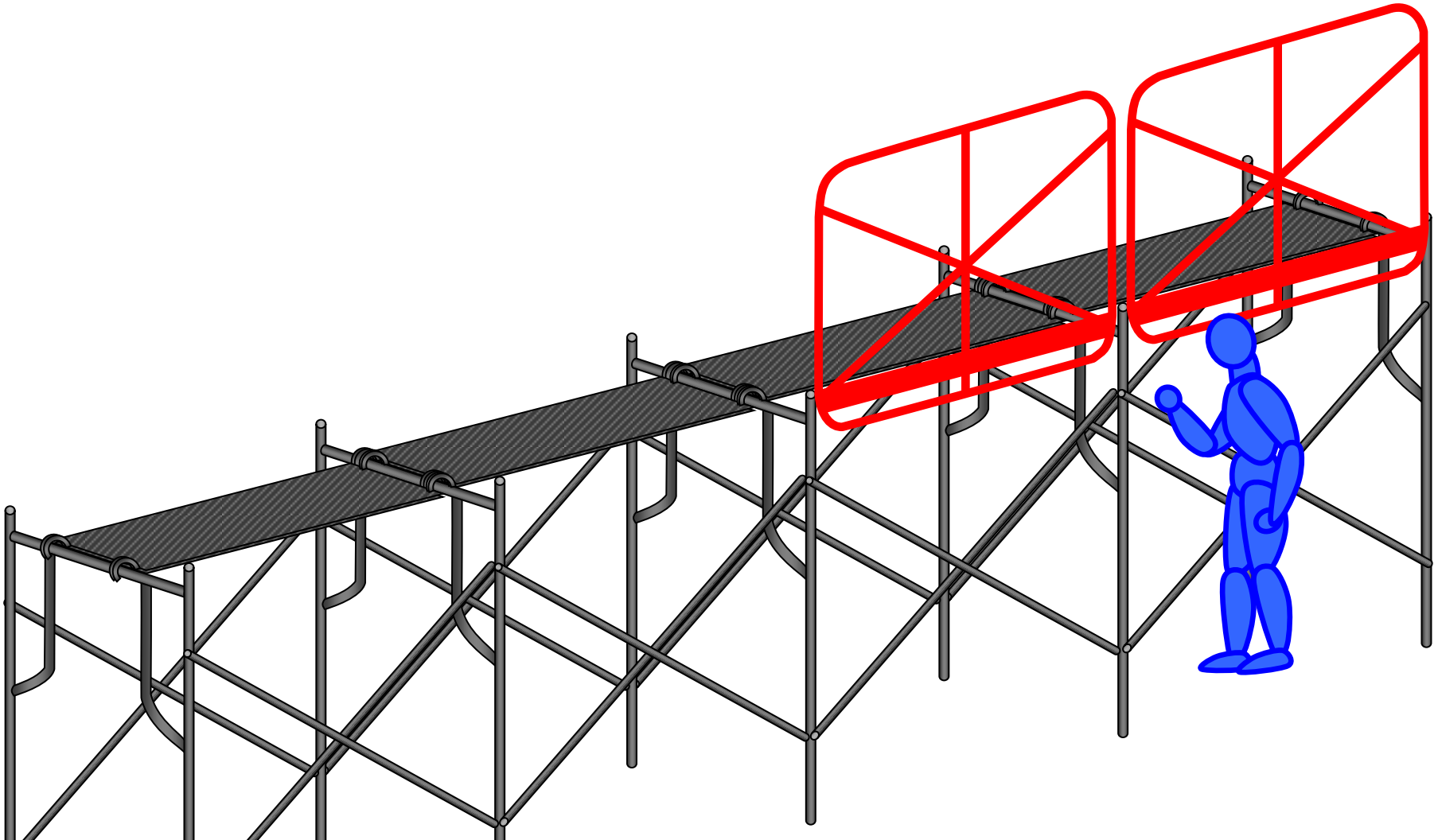

手すり先行工法

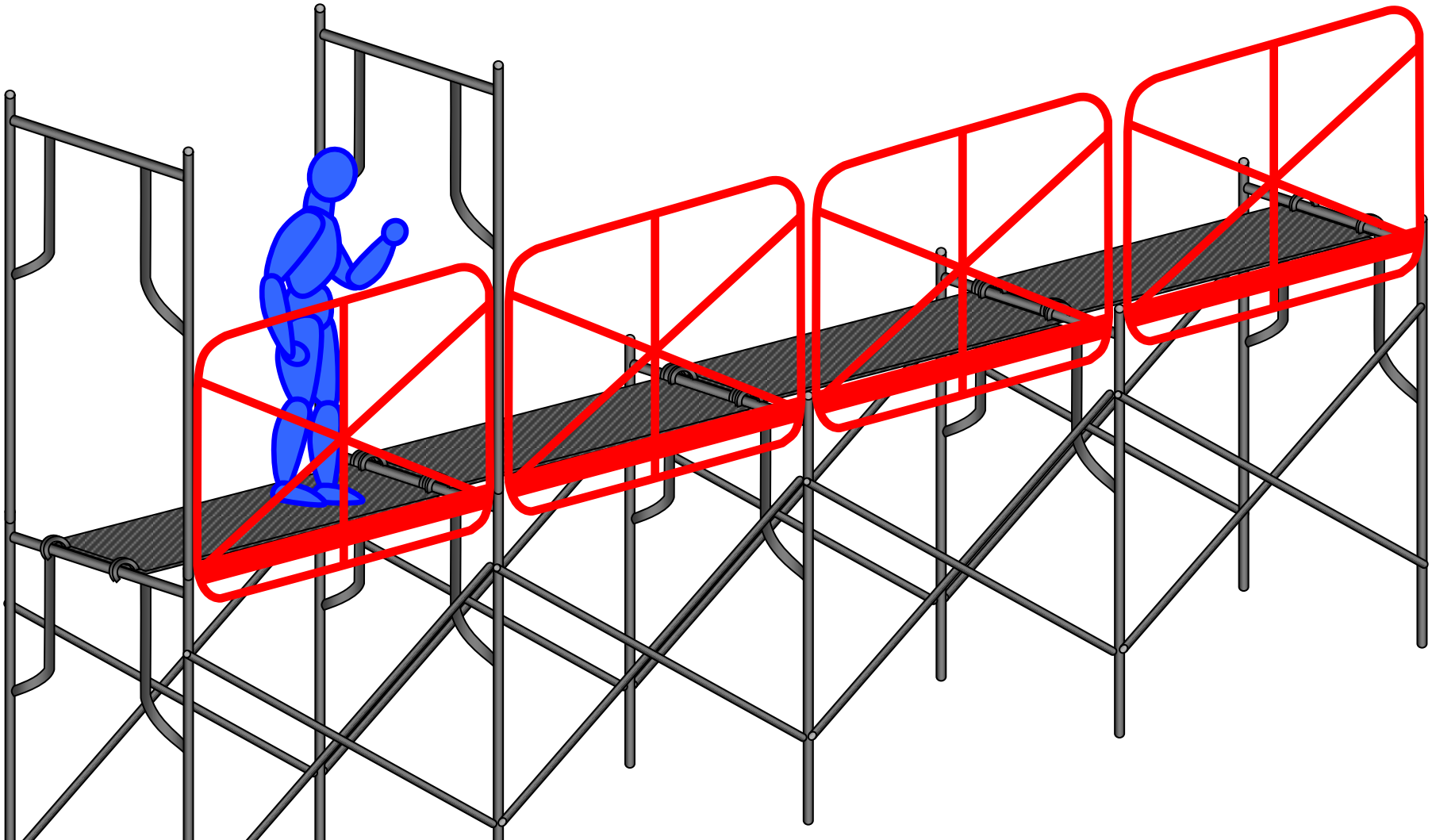

手すり先行工法

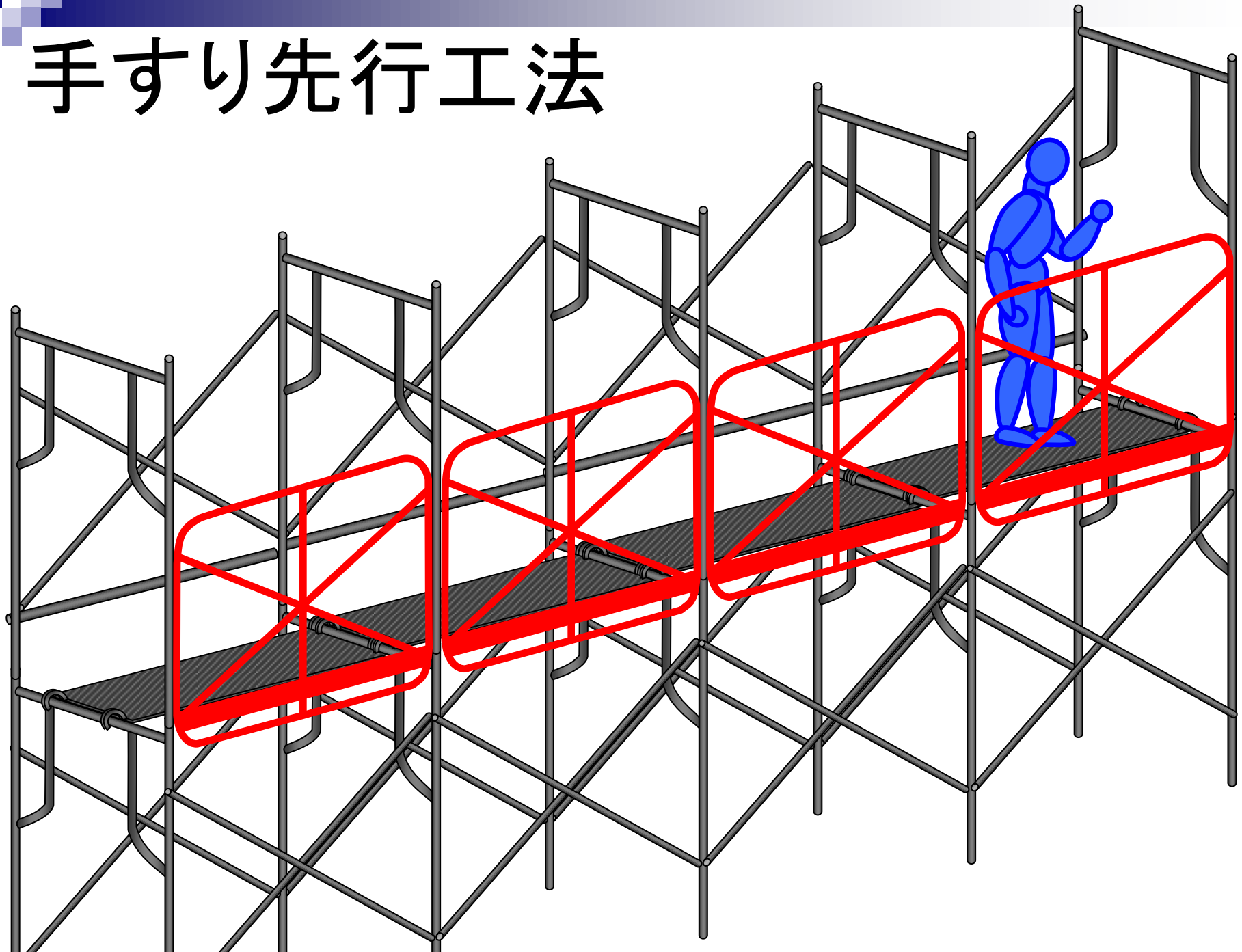

手すり先行工法

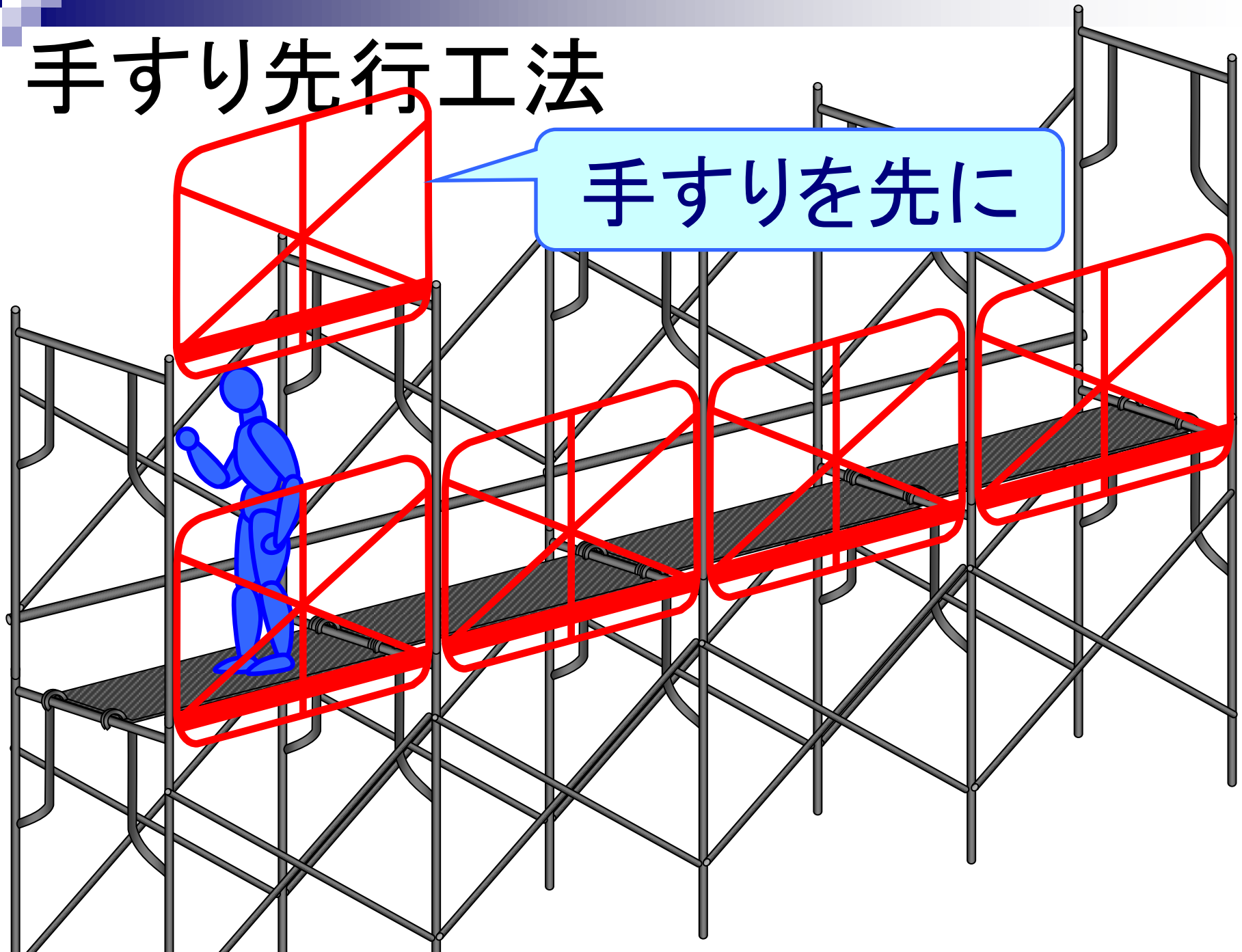

手すり先行工法

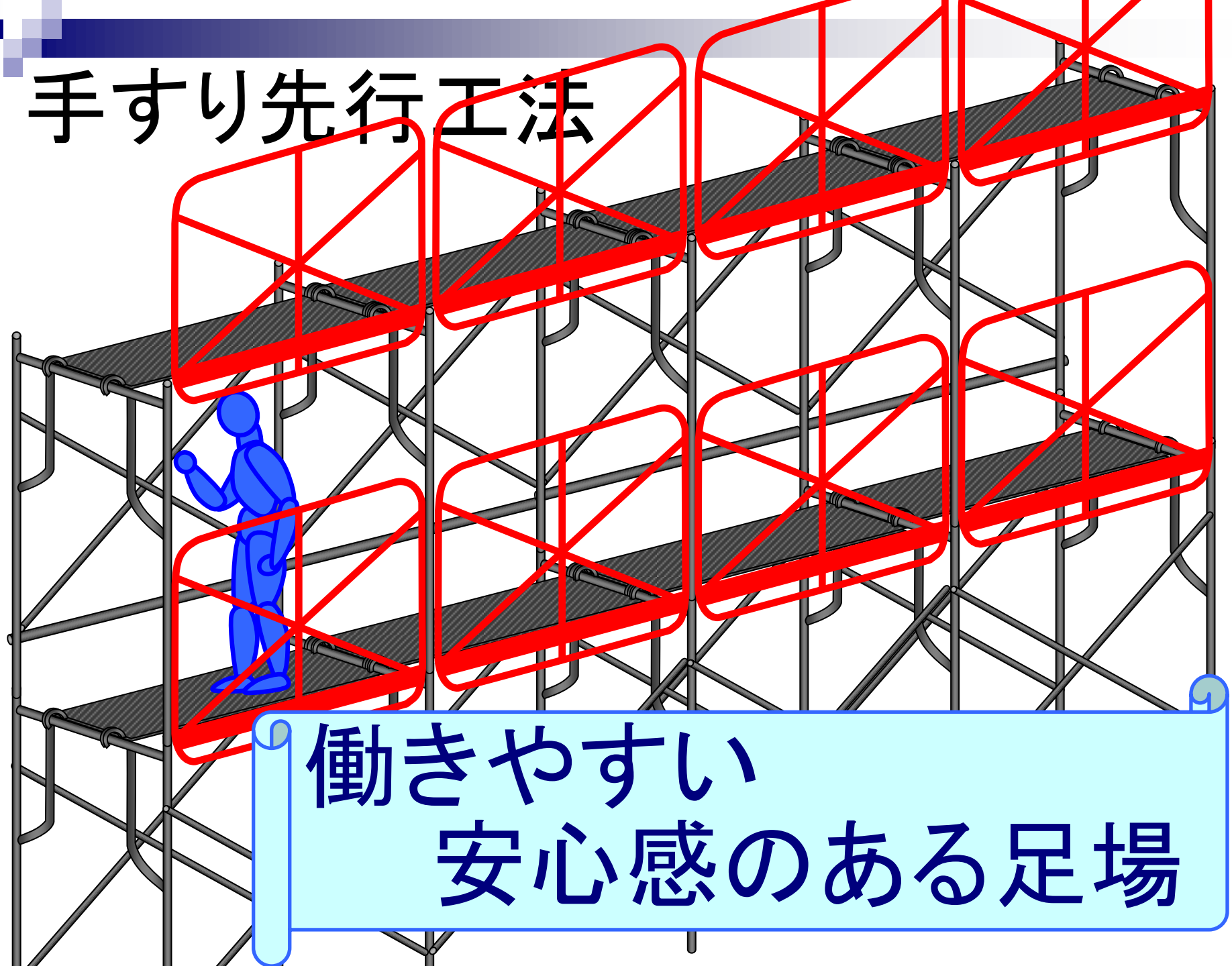

働きやすい
安心感のある足場

移動はしごを使うときは・・・

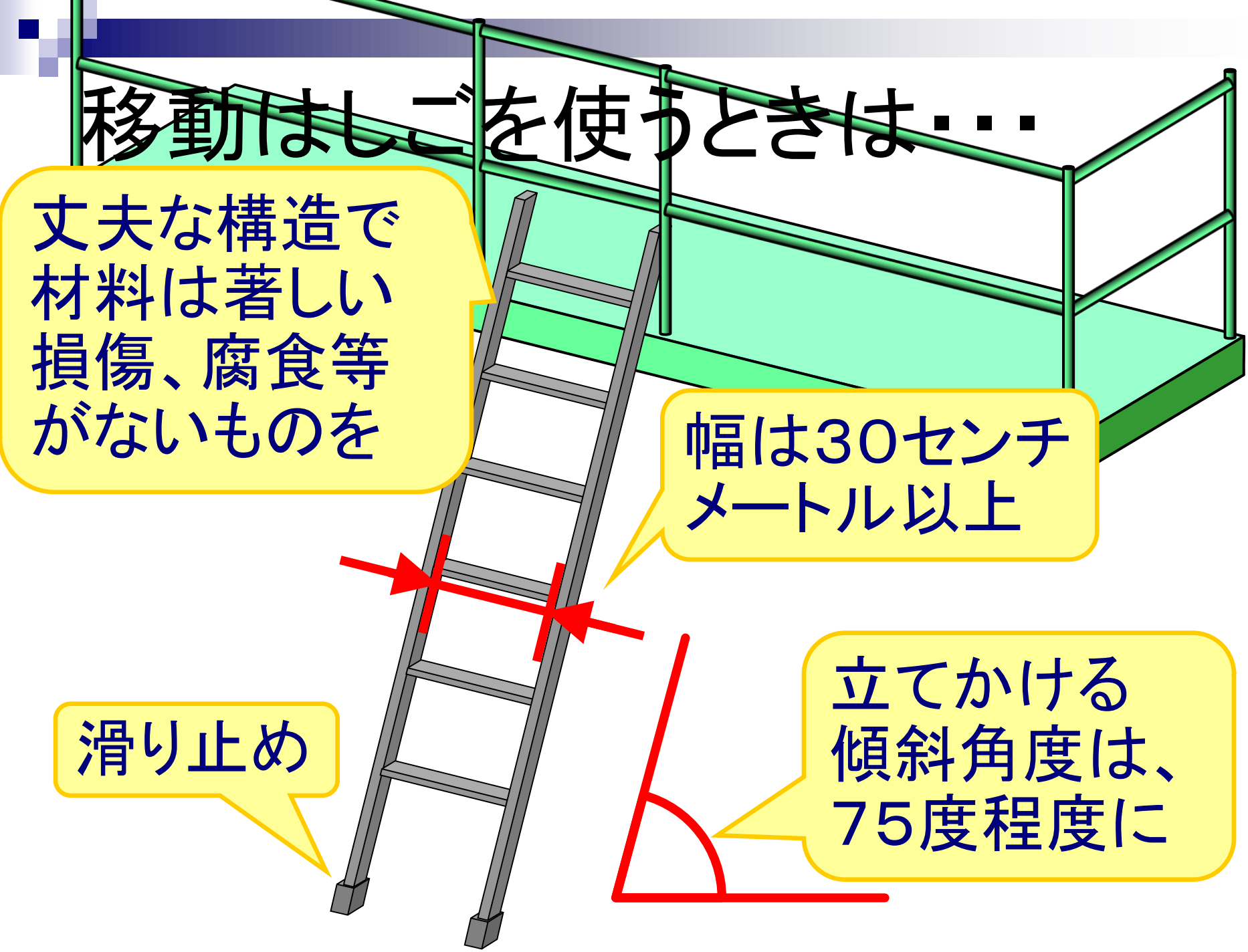

移動はしごを使うときは・・・

建築物等に取り付ける、

他の労働者が支えるなどの転位防止措置を

はしご道の構造は・・・

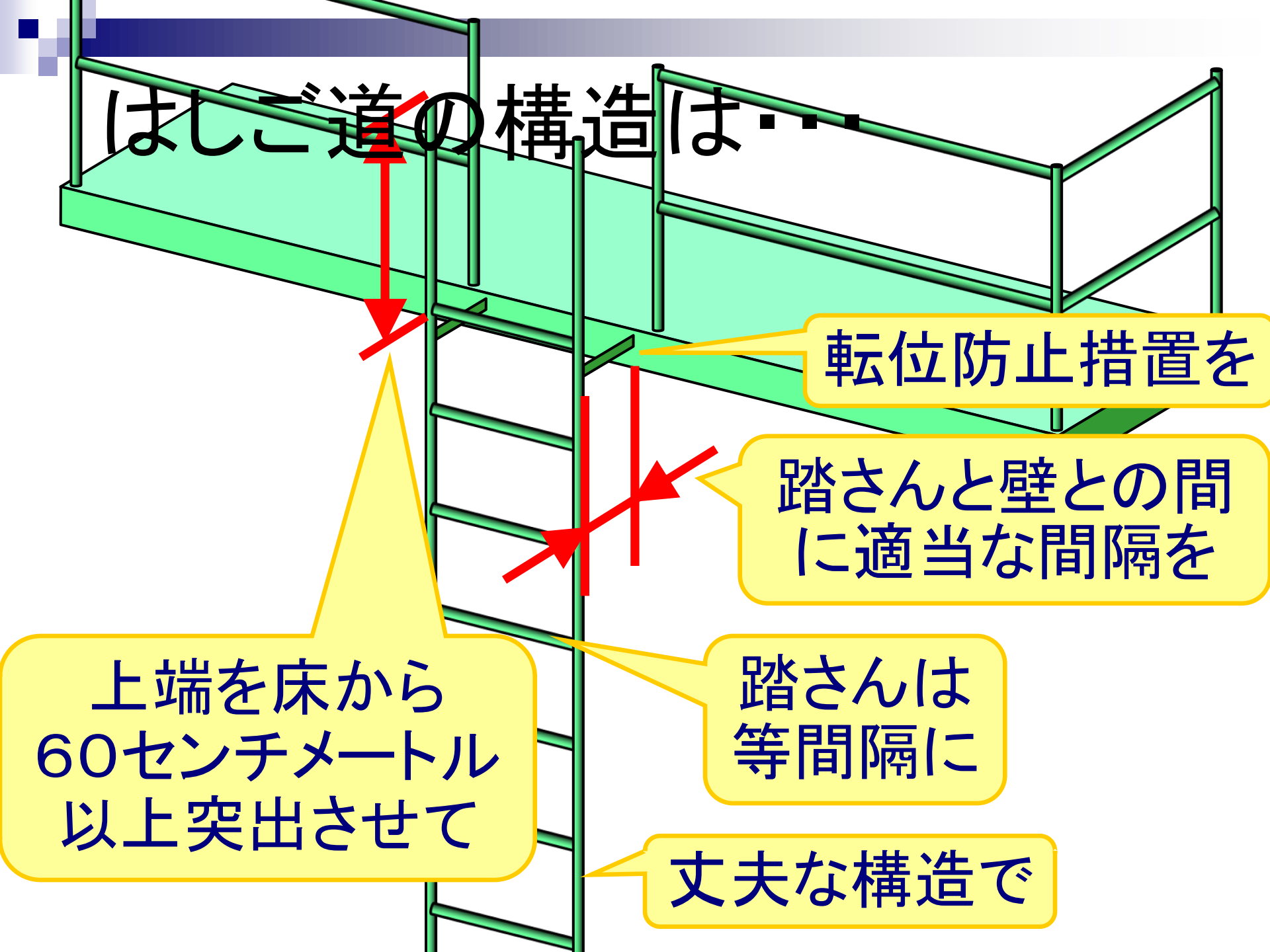
転位防止措置を
踏さんと壁との間に適当な間隔を
上端を床から60センチメートル以上突出させて
踏さんは等間隔に
丈夫な構造で

側木先端の曲げがないと・・・
墜落

はしご道の構造は・・・

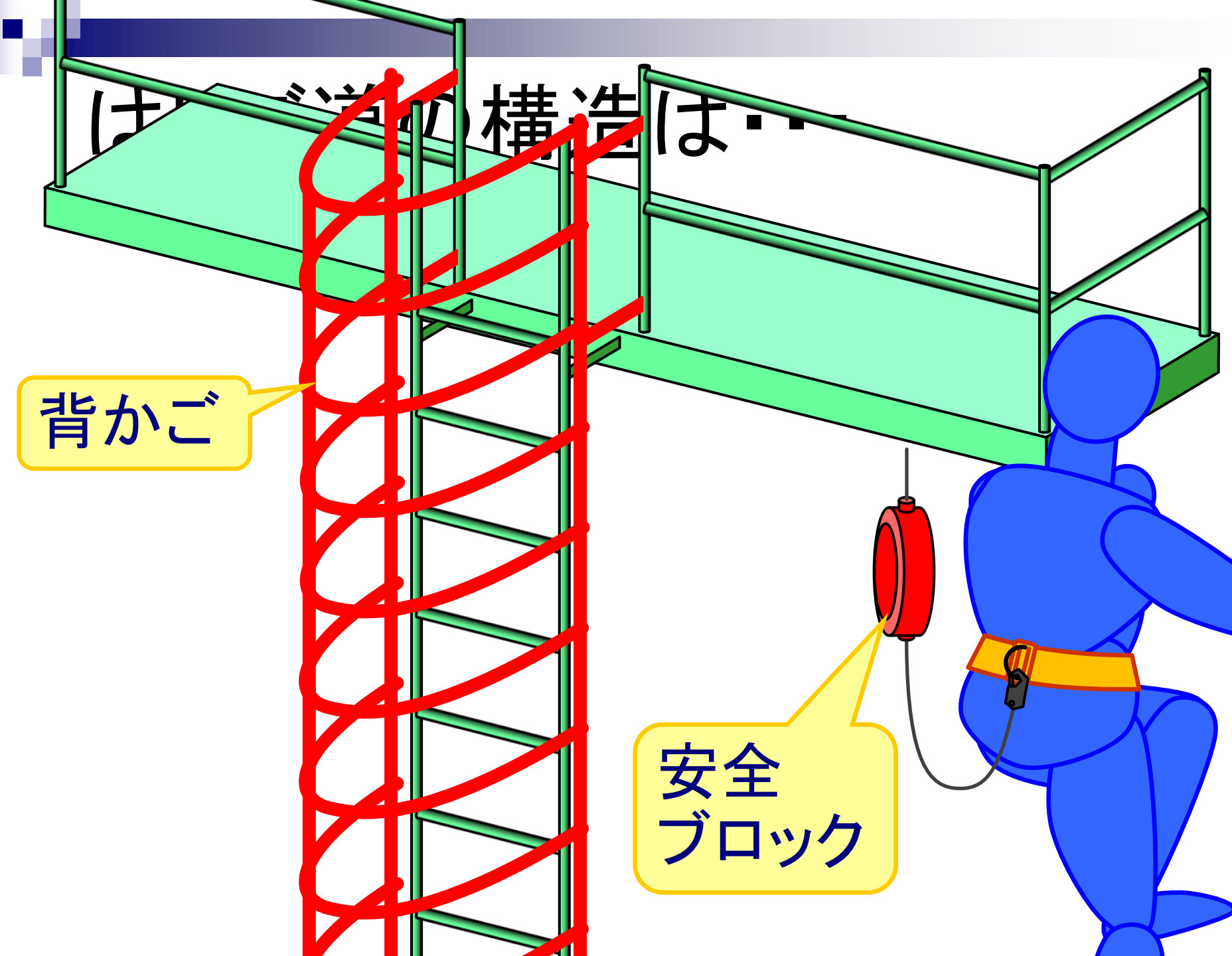

脚立の構造

作業を安全に行うために必要な面積を有する踏み面

折りたたみ式のものは、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等が必要

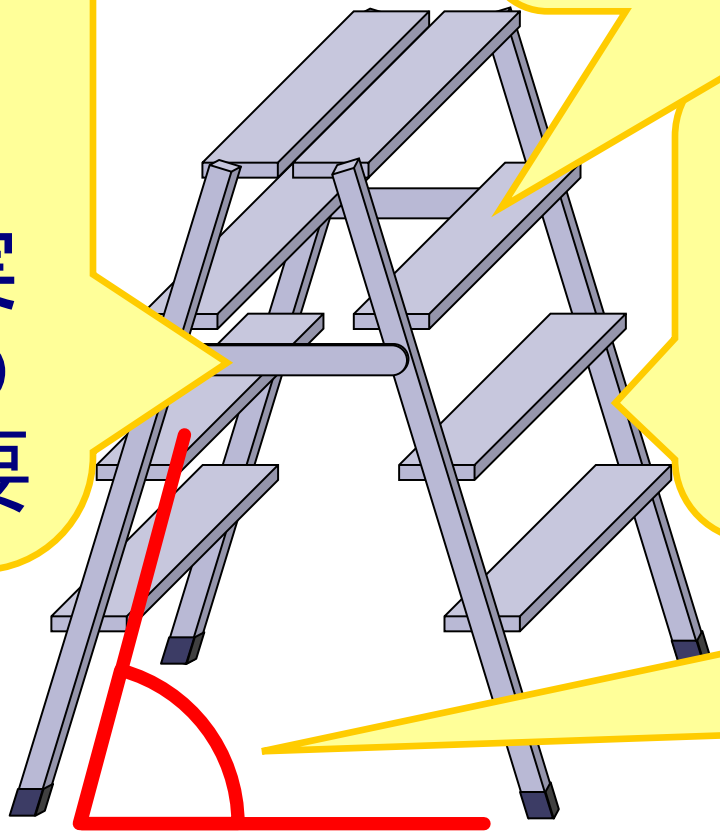

丈夫な構造で材料は著しい損傷、腐食等がないものを

脚と水平面との角度は75度以下

脚立を使うときは・・・

天板の使用は
禁止して

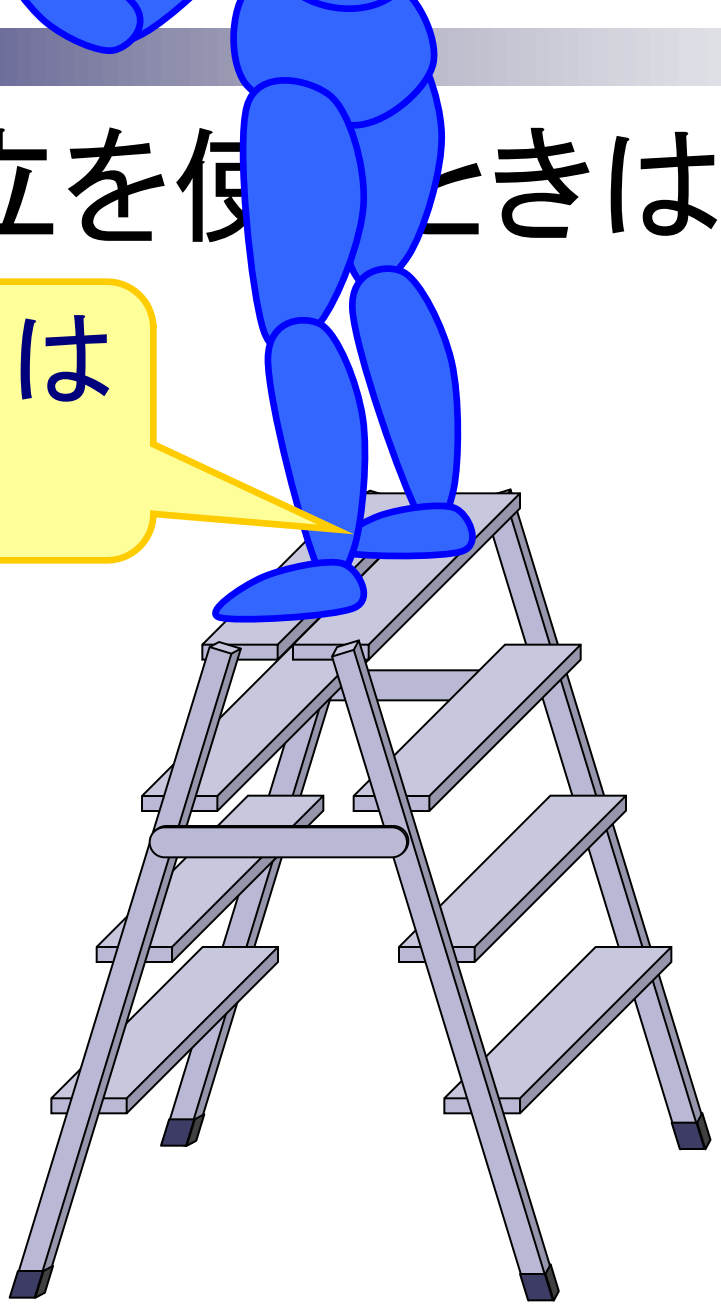

脚立を使う場合は・・・

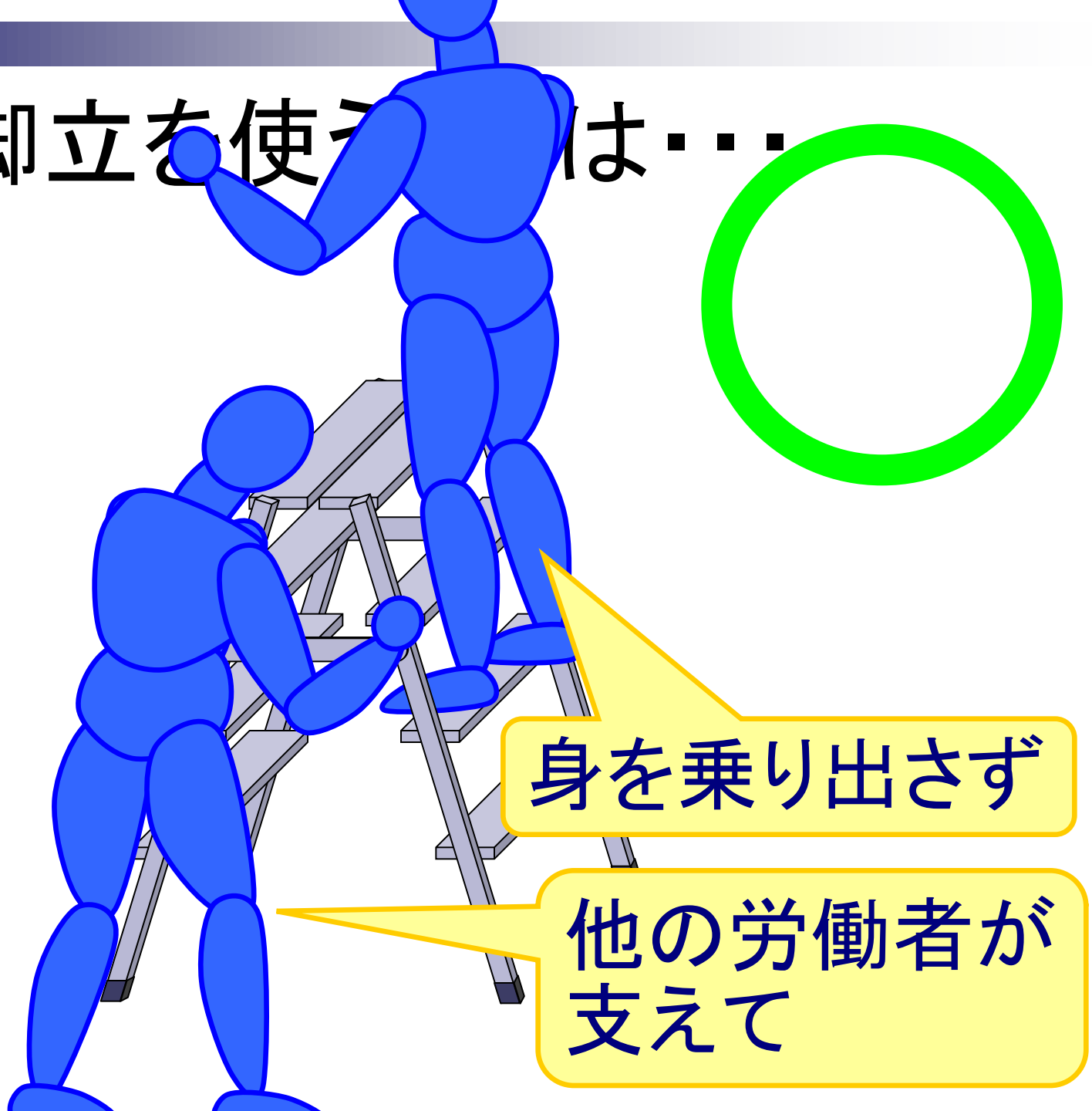

うまと脚立の違いは

踏み面なし

うまの単独使用は禁止

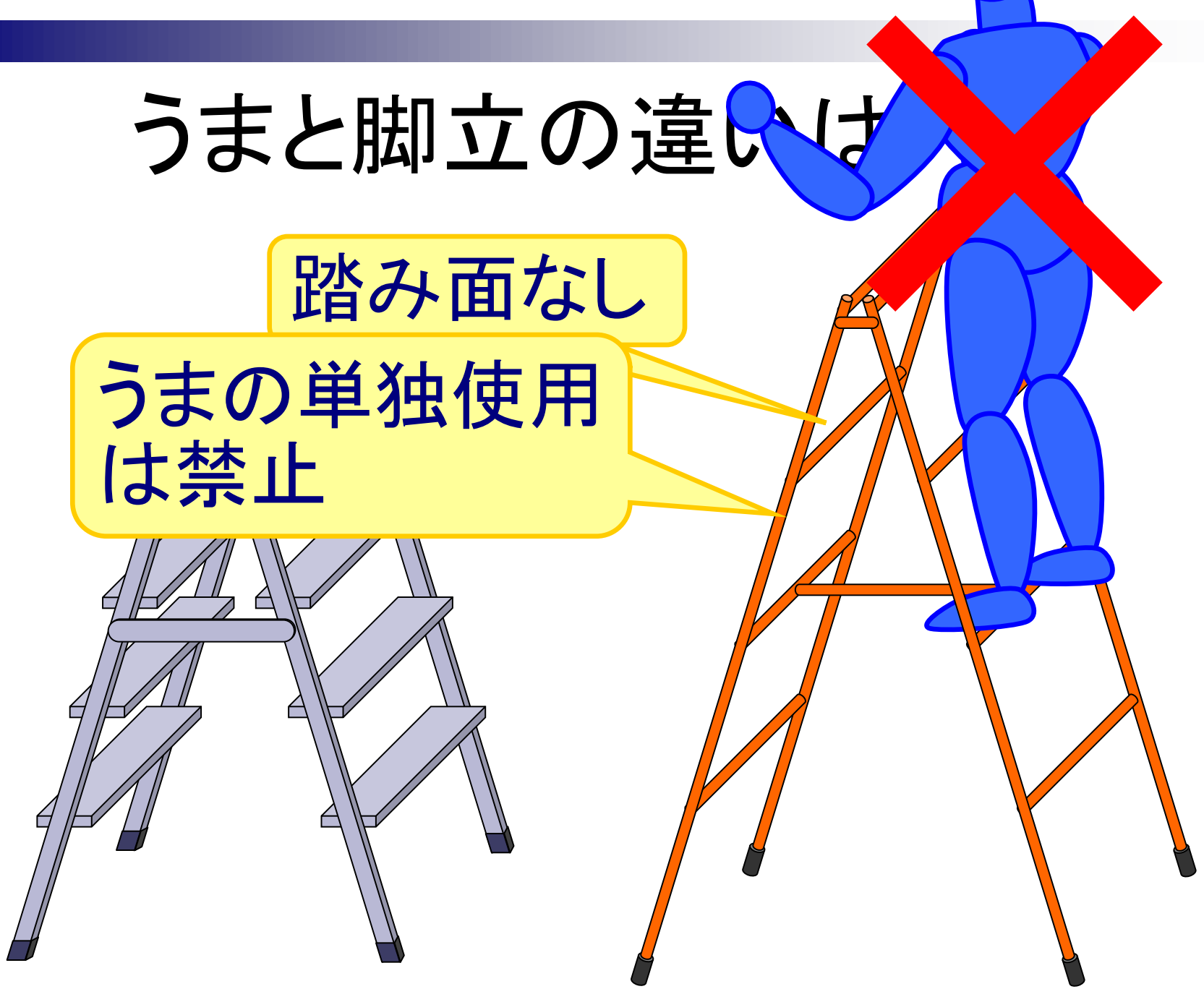

うま足場を使うときは・・・

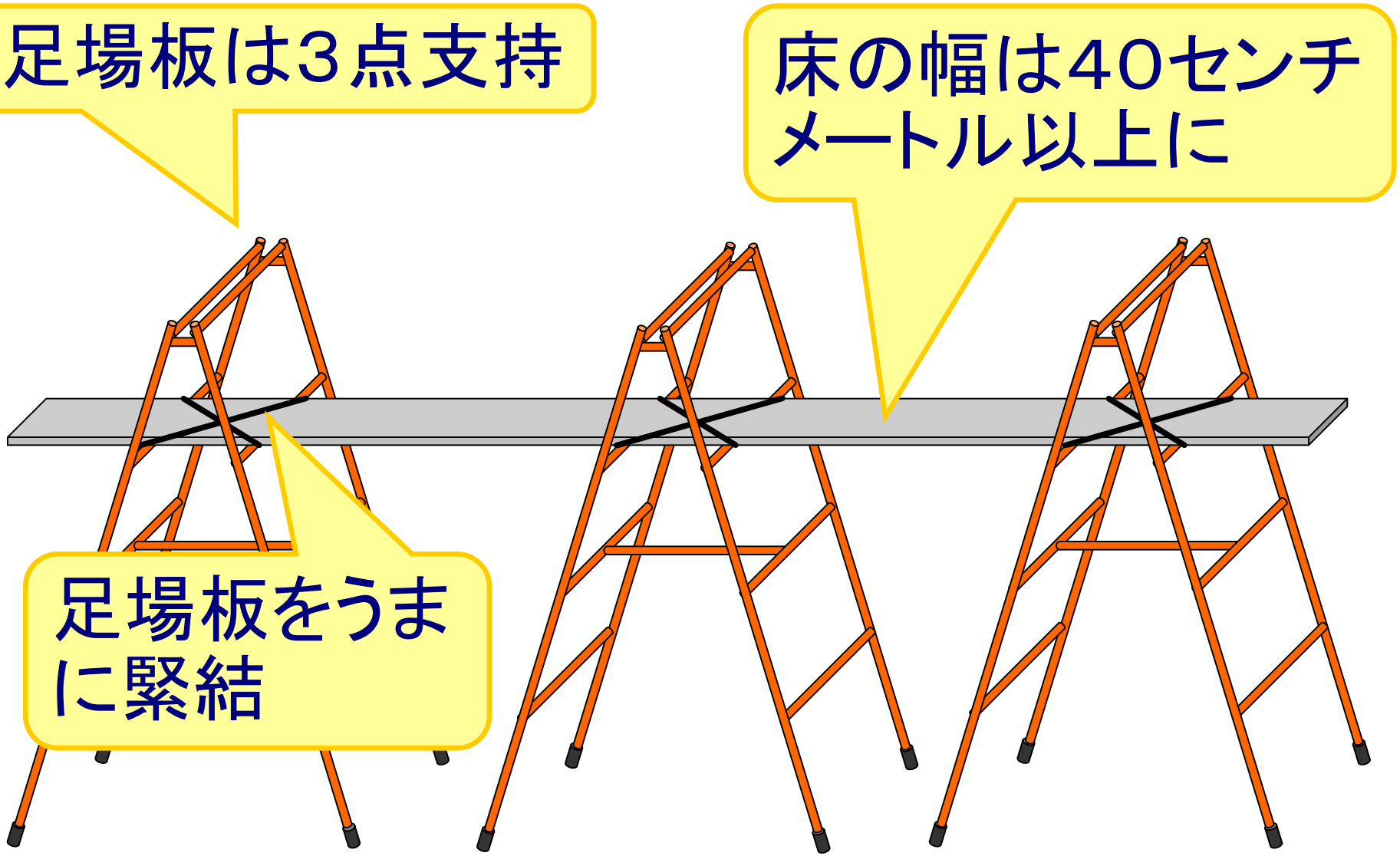

うま足場を使うときは・・・

うまの間隔は１．８メートル以下に

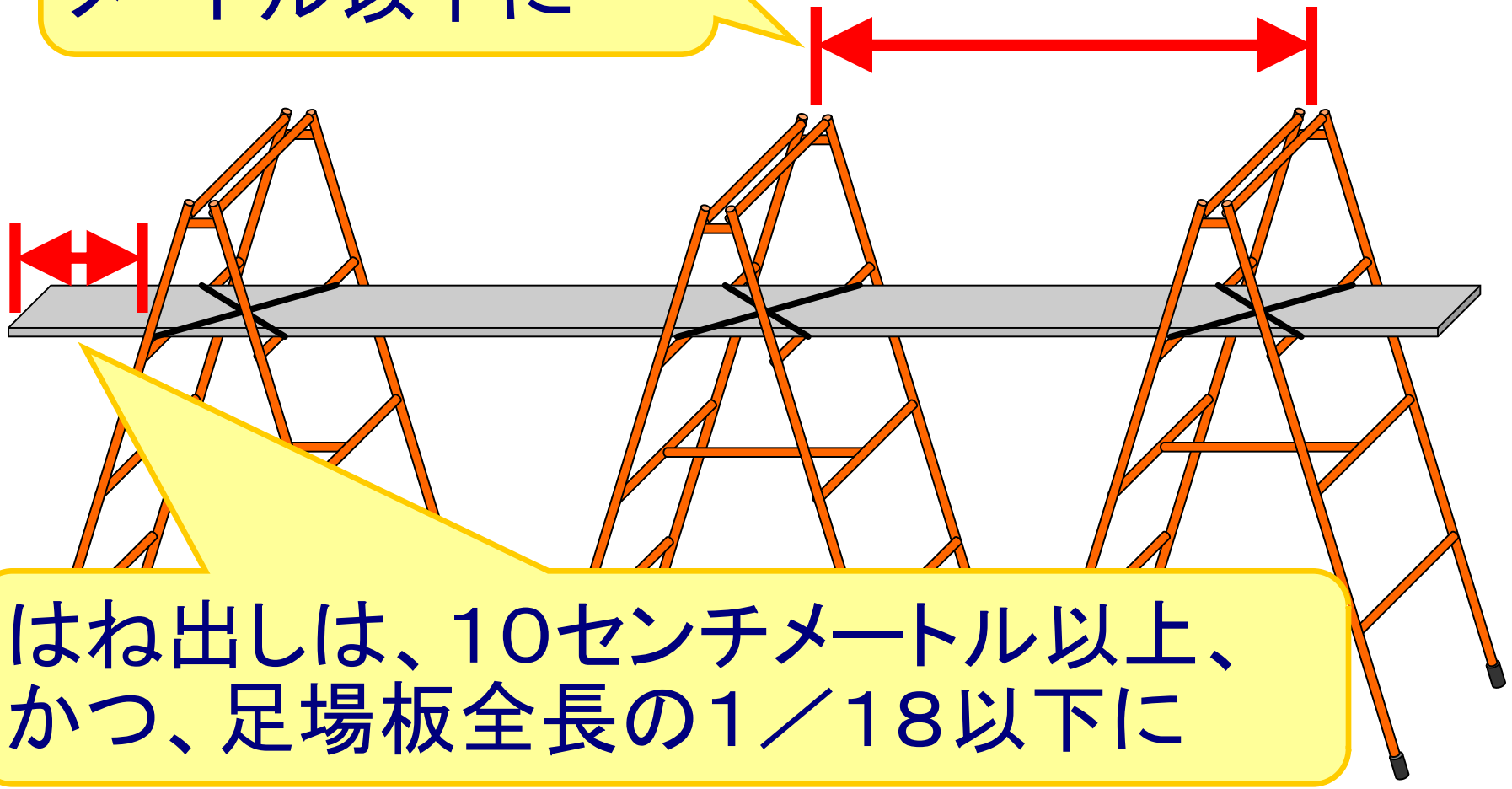

はね出しは、１０センチメートル以上、かつ、足場板全長の１／１８以下に

可搬式作業[illegible]立ち馬

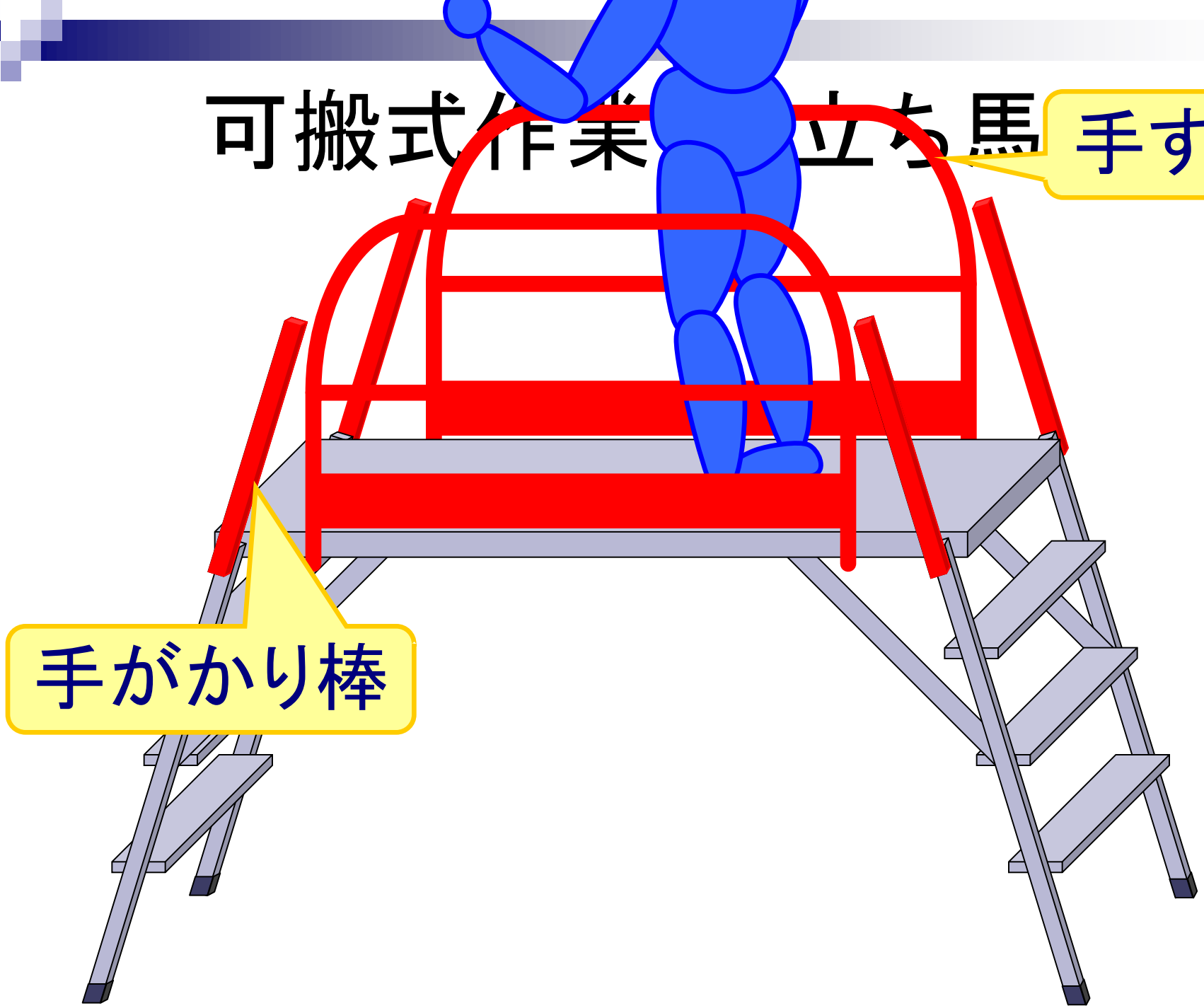

墜落時の衝撃緩和、
掛け替え時の墜落防止のために

二丁掛け

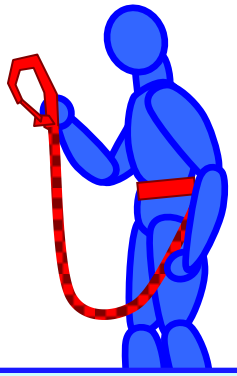

一般的な安全帯

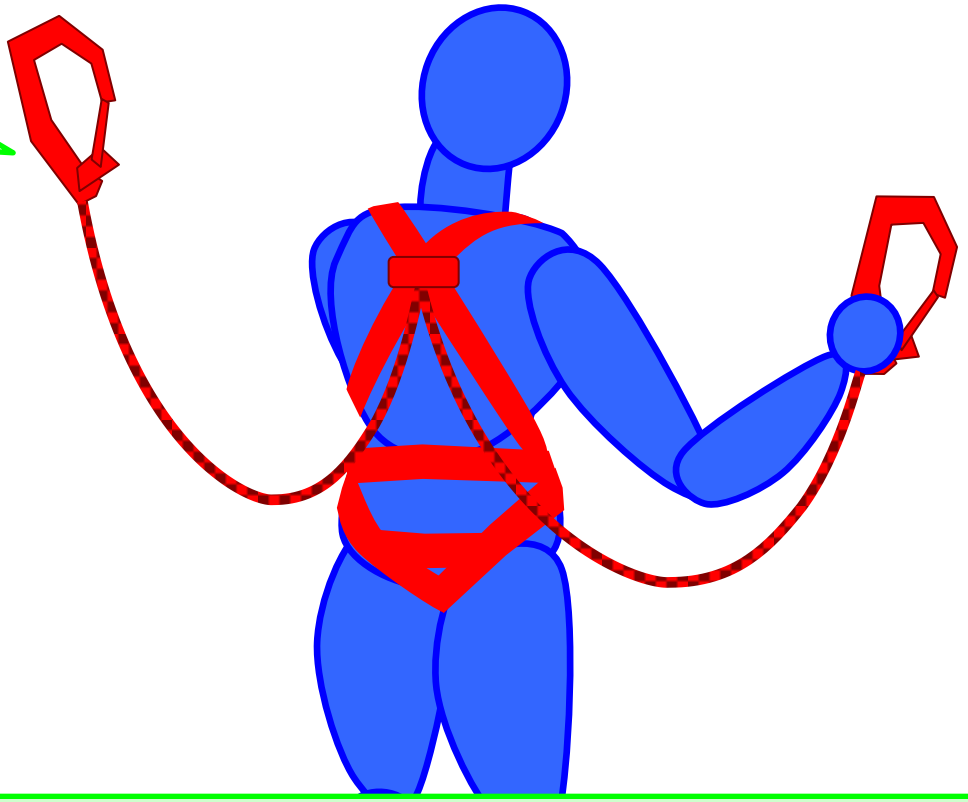

ハーネス型安全帯

ウ　陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

（ア）荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底

後ほどご説明いたします

（イ）荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施

（ウ）適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施

エ　第三次産業における労働災害防止対策

(ア)安全推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施

第３次産業で働く皆さまへ

安全で安心な職場をつくるために

労働災害のうち、４日以上仕事を休まなければならない災害は、年間12万件近くもあり、このうち、4割以上の災害は、小売業・社会福祉施設・飲食店などの「第３次産業」で発生しています。
このため、厚生労働省は、第３次産業の職場への安全の担当者の配置と職場での安全活動の活性化を促進しています。

職場でこのようなことはありませんでしたか？？<労働災害の例>

転倒	急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく、濡れた床で滑る　など		
	倉庫に電気をつけずに	介護施設内を歩いてい	キッチンを歩いていた

安全活動をするためにはどうすればよいのでしょうか??

労働安全衛生法施行令第２条第３号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

＜安全推進者を配置しましょう＞

安全活動は、「誰かがしてくれる」では、
労働災害の防止に効果のある活動はできません。
そこで、「安全の担当者」＝「安全推進者」を
配置しましょう。

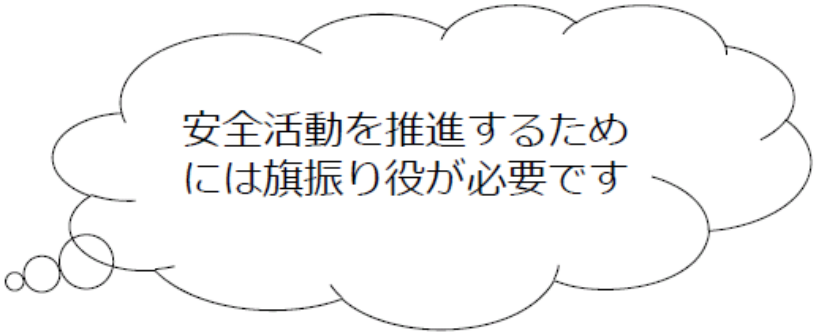

＜安全推進者を配置するときのポイント＞

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

（平成26年3月28日付け基発0328第6号）

◆事業主は、安全推進者が活動しやすいように、必要な権限を与えて、能力向上にも配意します。

＜安全推進者の活動内容＞

①職場環境と作業方法の改善に関すること
例：職場内の整理整頓（４S活動）の推進、床の凹凸面の解消など職場内の危険箇所の改善、刃物や台車など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備　など

②労働者の安全意識の啓発と安全教育に関すること
例：朝礼などの場を活用した労働災害防止の意義の周

オ　林業の労働災害防止対策

（ア）車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底

（イ）間伐作業での安全対策の徹底

（ウ）安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底

木材伐出機械等を使用して作業を行う事業者の皆さまへ

平成26年６月１日に、改正「労働安全衛生規則」が施行され、
木材伐出機械等も規制の対象になりました

平成26年６月１日から、伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械（以下「車両系木材伐出機械」という）、簡易架線集材装置は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の木材伐出機械等として、新たに規制の対象となりました。

カ　石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策

（ア）化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施

（イ）特に改造・修理等の非定常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認及び必要に応じてのリスクアセスメント等の見直し

年間安全衛生管理計画の策定

計画的、継続的な安全衛生管理の定着のために

年間安全衛生管理計画は
なぜ必要か

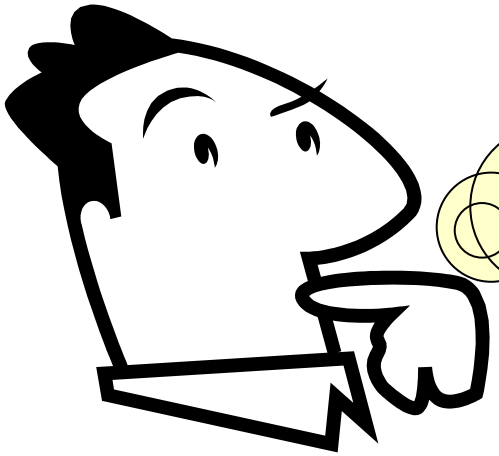

面倒だなあ・・・
作らなくても事故は
防げるよ・・・
作れば
防げるの・・・？

なぜ災害が発生するのか

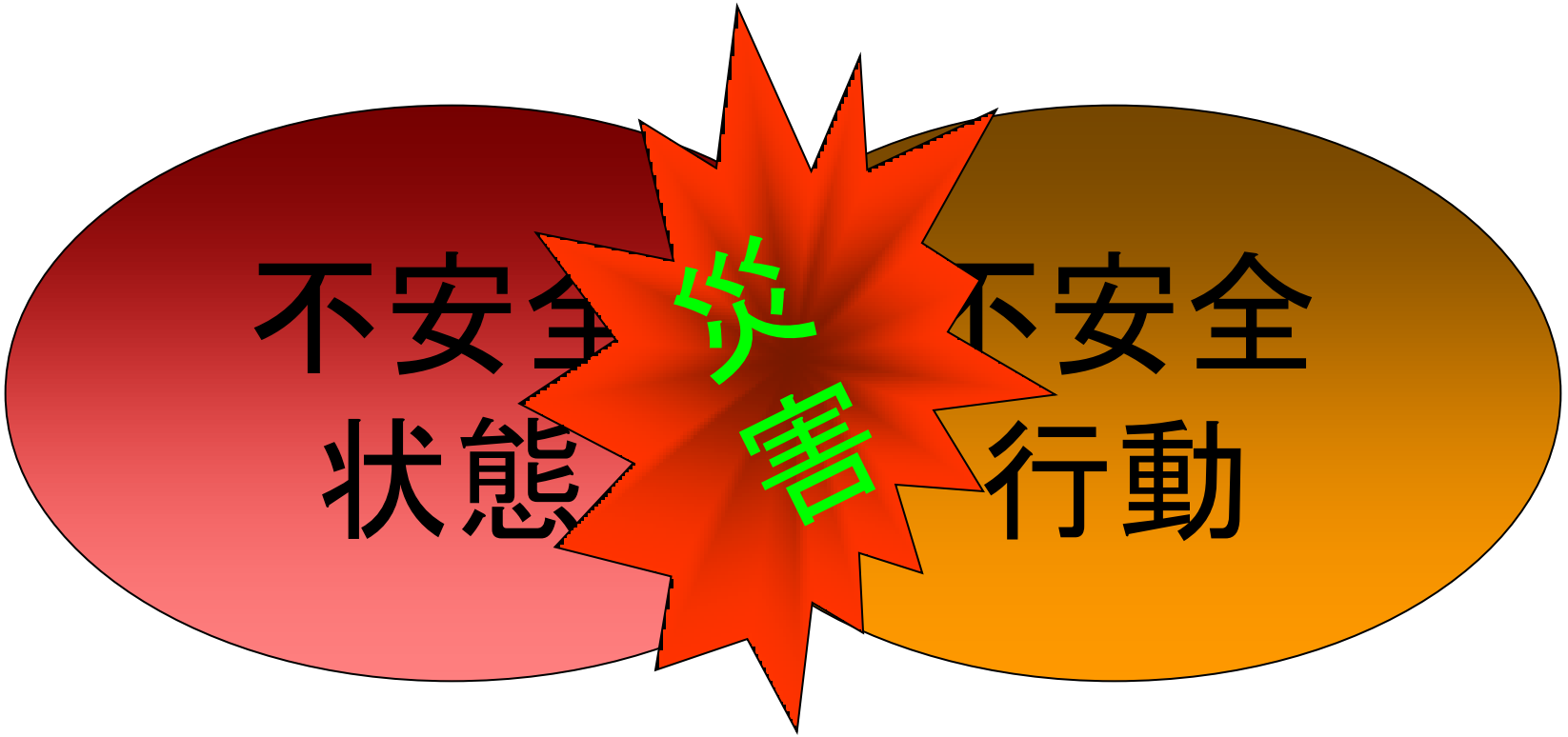

なぜ災害が発生するのか

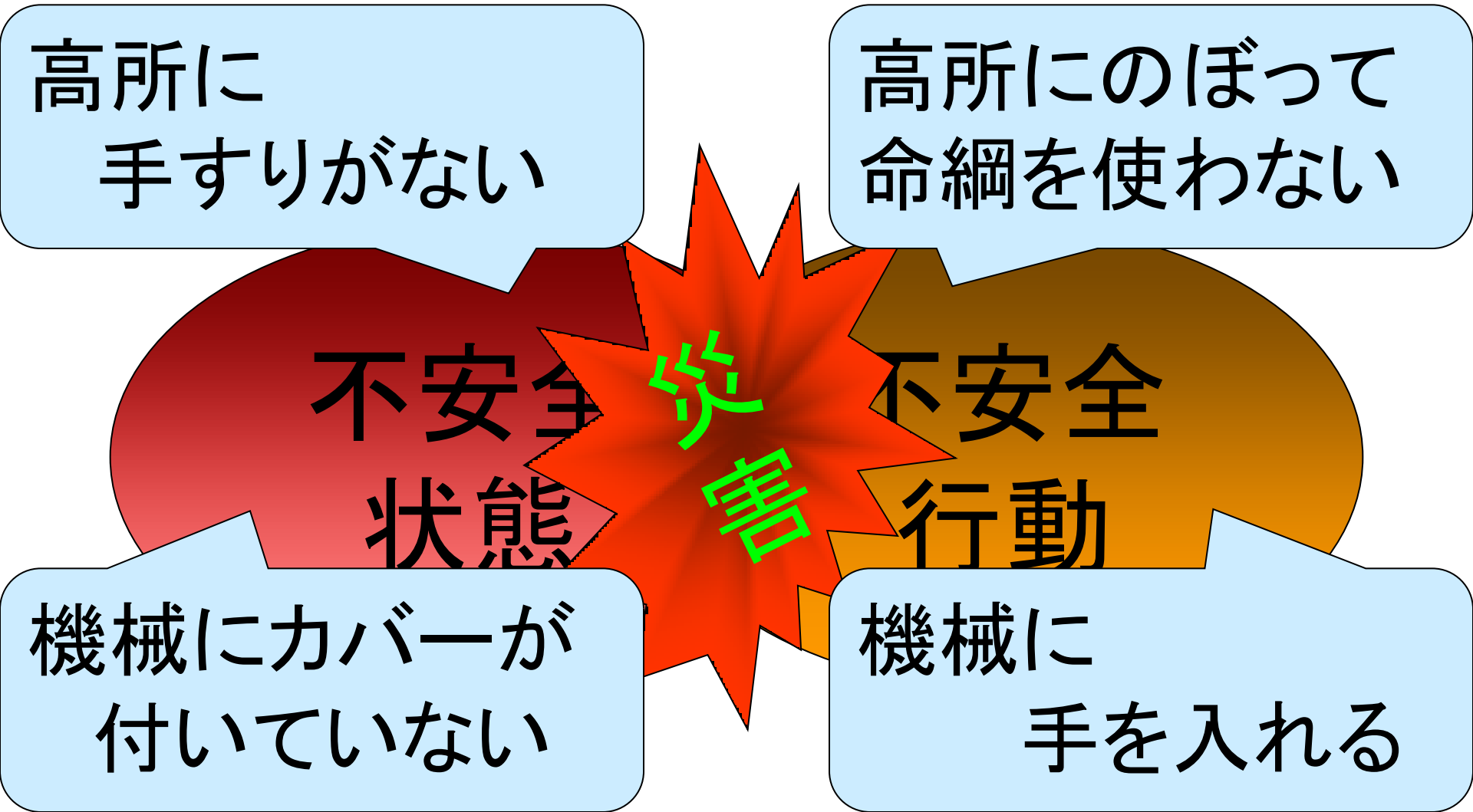

なぜ災害が発生するのか

高所から
墜落

災害

機械に巻き
込まれる

高所に
手すり

使わない

不安全
状態

安全

機械にカバ
付いてい

手を入れる

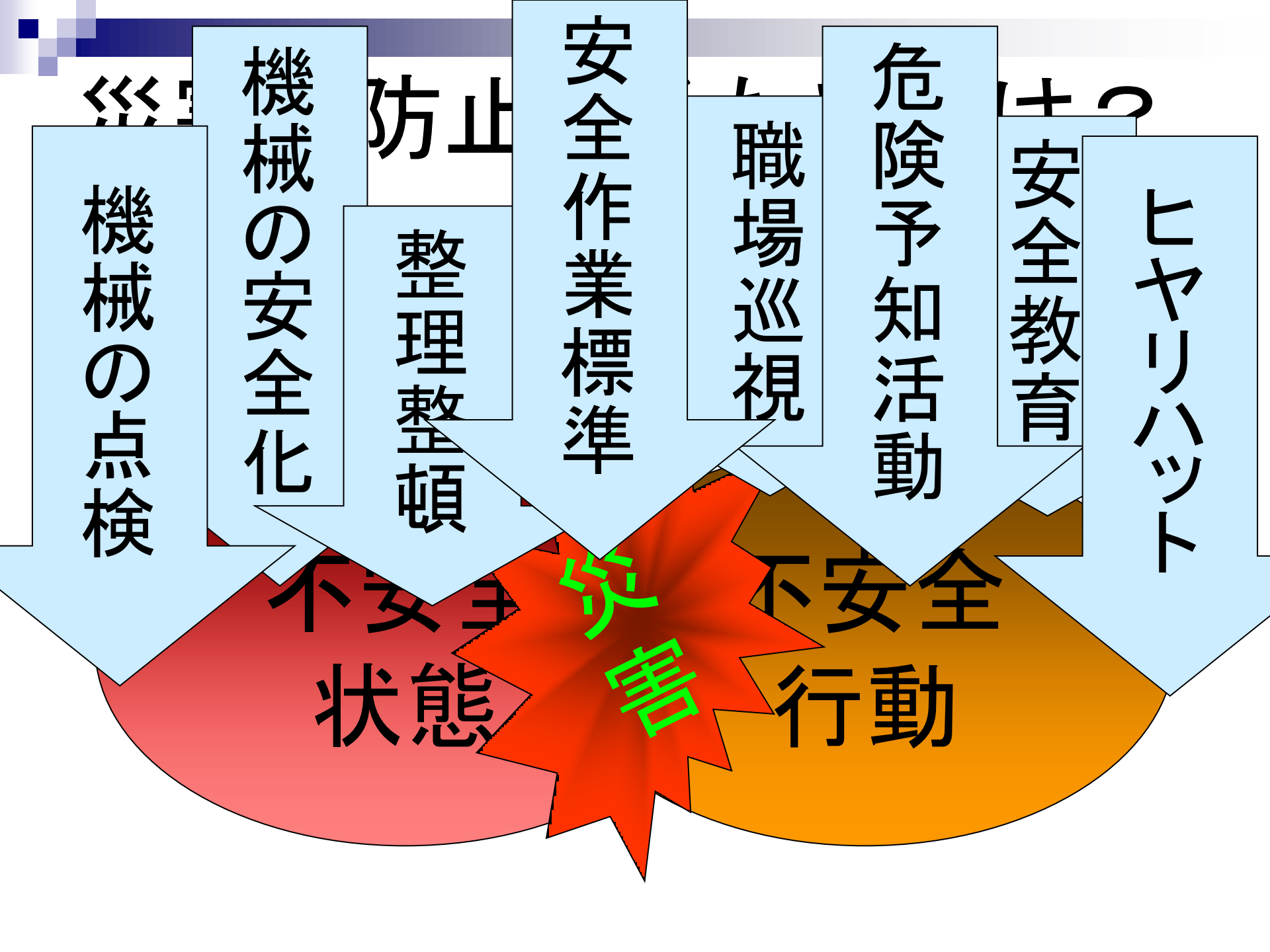
防止
機械の点検
機械の安全化
整理整頓
安全作業標準
職場巡視
危険予知活動
安全教育
ヒヤリハット
不安全
状態
災害
不安全
行動

災害を防止するためには？

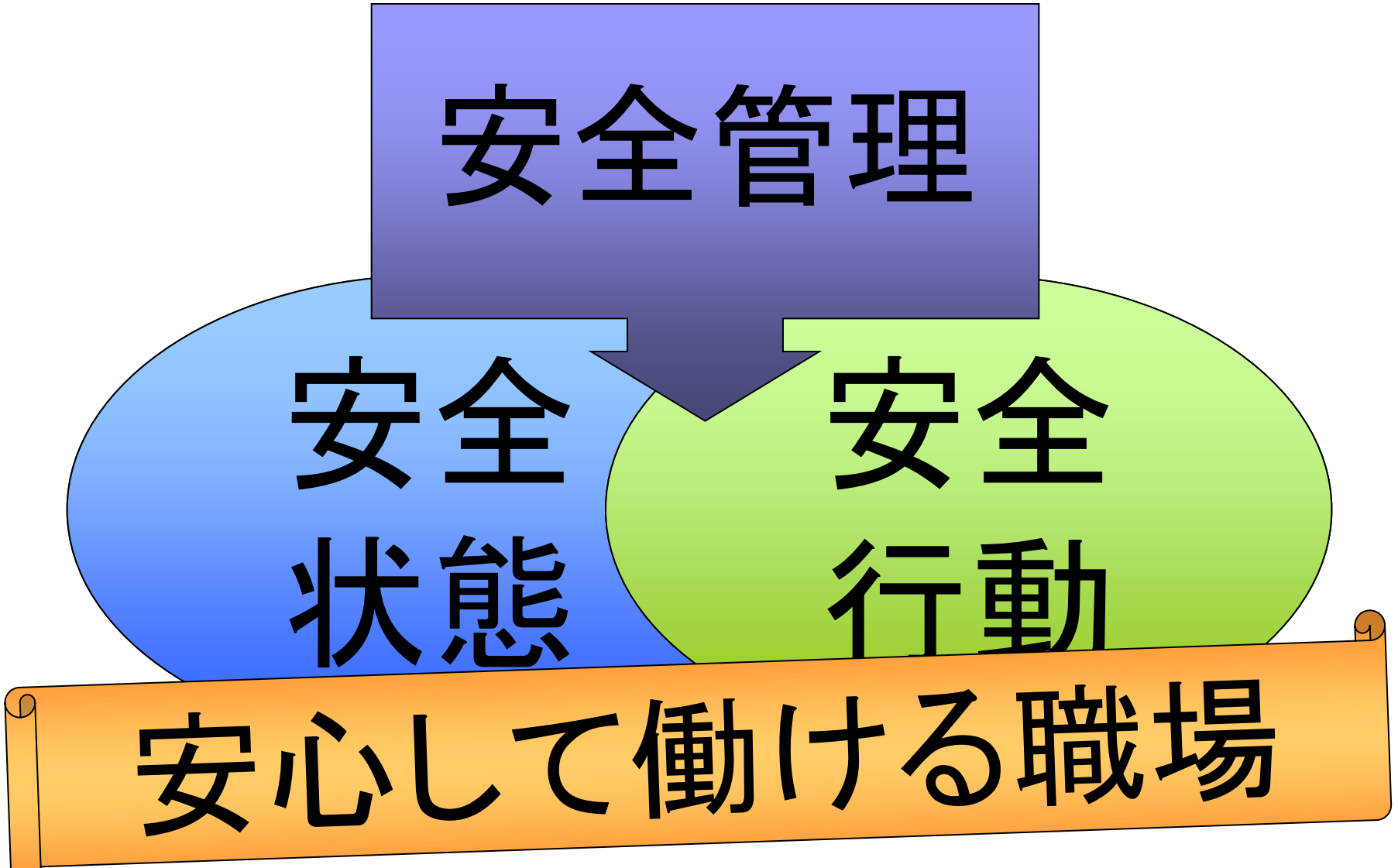

的確な安全管理のためには・・・

継続させる・・・

向上させる・・・

計画的な管理を行うため

管理計画が必要

年間安全衛生管理計画の作り方は

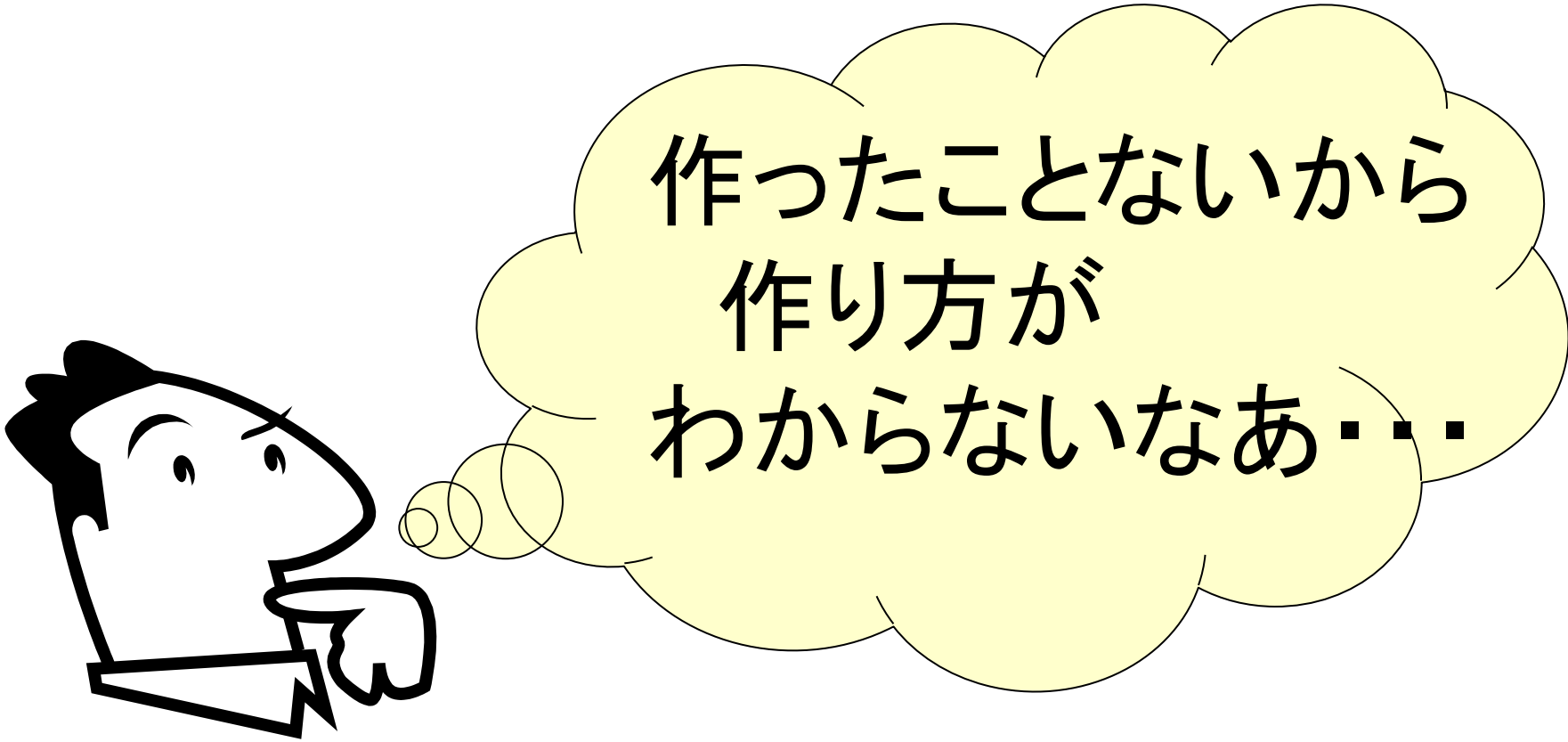

年間計画の作成（ステップ１）

平成26年度　安全衛生管理計画

基本方針

目標

スローガン

重点項目	具体的実施事項	４月	５月	

年間計画の作成（ステップ１）

問題点を把握する

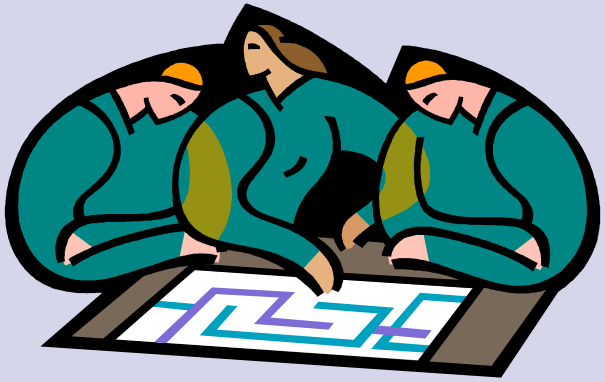

現場の意見

管理職の意見

災害、ヒヤリハット、法令

リスクアセスメントで

特定されたリスク

年間計画の作成（ステップ１）

問題点を把握する

現場の意見

職場パトロールしたときに
機械を止めずに清掃してる人が・・・

リスクアセスメントでリスクレベルが
一番高かったあの機械を・・・

チェックリストを使って

年間計画の作成（ステップ２）

改善方法を検討する

重要なものに絞り込む
個々の問題点について
できるだけ具体的に

年間計画の作成（ステップ2）

5S活動の表彰制度を始めたら・・・
運転中は扉が開かないように
インターロックを・・・

の問題点について
できるだけ具体的に

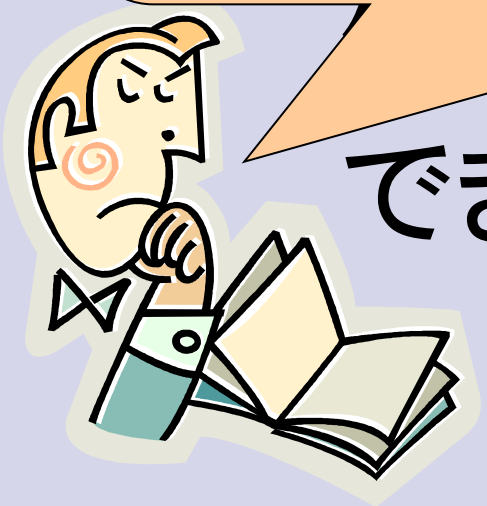

問題整理用紙
を使って

年間計画の作成（ステップ3）

改善方法を分類する

設備対策、教育、点検・・・
効果的なものに絞り込む
リスク低減措置の優先順位
トップの意向に沿って
能力の範囲内で

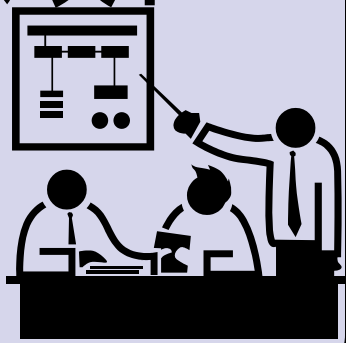

年間計画の作成（ステップ４）

基本方針を決める

トップの姿勢を示すもの

計画全体の背景となるもの

重点実施事項の

ベースとなる内容に

年間計画の作成（ステップ４）

基本方針

トップ

画全

実施事項の

ベースとなる内容に

「安全は全てに優先する」
　を行動で示す。
「決めたことを守り、守らせる」
　の定着を図る。

年間計画の作成（ステップ４）

平成26年度　安全衛生管理計画

基本方針　　「安全は全てに優先する

目標

スローガン

重点項目	具体的実施事項	４月	５月

年間計画の作成（ステップ５）

目標を決める

できるだけ数字で（定量的な）
努力次第で達成できるものを

連続無災害　１，０００日

安全標語の募集
　応募数　２０％アップ

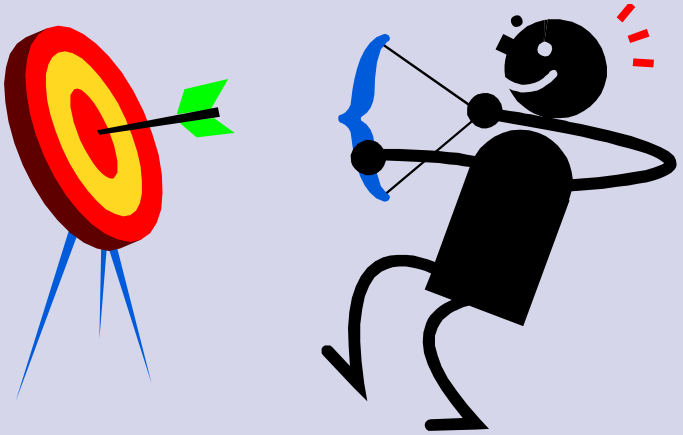

年間計画の作成（ステップ５）

平成26年度　安全衛生管理計画

基本方針　　「安全は全てに優先する

目標　　連続無災害　１，０００日

スローガン

重点項目	具体的実施事項	４月	５月

年間計画の作成（ステップ６）

具体的な実行計画をつくる

実施時期

実施担当者

確認者

年間計画の作成（ステップ6）

平成26年度　安全衛生管理計画

基本方針　　「安全は全てに優先する

目標　　連続無災害　1，000日

スローガン

重点項目	具体的実施事項	4月	5月
機械設備の巻き込まれ災害防止対	新規設備の事前検討	←	
	重点巡視期間の設定		↔

年間計画の作成（ステップ6）

管理計画

らせる」の定着を図る。

率20パーセントアップ

	1月	2月	3月	担当者	確認者
		⟷		設備保全係	生産部長
⟶				各係長	各課長

年間計画の作成（ステップ7）

スローガンを決める
計画決定後に
従業員から募集
１人１件以上などの義務付けも

守ろう手順
活かそう危険予知

	事項	４月	５月
	前検討	←	
巻き込まれ災害防止対	重点巡視期間の設定		↔

年間計画の作成（ステップ7）

平成26年度　安全衛生管理計画

基本方針　「安全は全てに優先する

目標　連続無災害　1，000日

スローガン　守ろう手順　活かそう危

重点項目	具体的実施事項	4月	5月
機械設備の巻き込まれ災害防止対	新規設備の事前検討	←	
	重点巡視期間の設定		↔

年間計画の作成（ステップ7）

平成26年度　安全衛生管理計画

基本方針　「安全は全てに優先する

できた！

000日

活かそう危

	本的実施事項	4月	5月	
	規設備の事前検討	←		
災害防止対	重点巡視期間の設定		↔	

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策

荷主・配送先・元請事業場等の
皆さまに御協力をお願いします

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

（平成25年3月25日付け基発第0325第1号）

上記ガイドラインの策定に伴い、下記の通達は廃止されました。

「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」
（平成23年6月2日付け基発0602第13号）

厚生労働省ホームページから
ダウンロード可能です

荷主等（荷主、配送先、元請け事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業者の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

（平成25年3月25日付け基発0325第1号）

第1　目的

1　目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令等とあいまって、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）の事業者（以下「陸運事業者」という。）の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主・配送先・元請事業者等（以下「荷主等」という。）がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示すことを目的とする。

2　関係者の責務

陸運事業者は、本ガイドラインを指針として、荷役作業における労働災害防止対策の積極的な推進に努めるものとする。

陸運事業者の実施事項（１／５）

１　安全衛生管理体制の確立等

（１）**荷役災害防止のための担当者の指名**

（２）安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

（３）安全衛生委員会等における調査審議、**陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置**

陸運事業者の実施事項（２／５）

２　荷役作業における労働災害防止措置

（１）基本的な対策
（２）墜落・転落による労働災害の防止対策
（３）荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策
（４）転倒による労働災害の防止対策
（５）動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策
（６）その他の労働災害の防止対策

ロールボックスパレット等についても具体的に

ロールボックスパレット

陸運事業者の実施事項（３／５）

３　荷役作業の安全衛生教育の実施

（１）荷役作業従事者に対する安全衛生教育
（２）労働安全衛生法に基づく資格等の取得
（３）作業指揮者等に対する教育
（４）日常の教育

陸運事業者の実施事項（４／５）

４　陸運事業者と荷主等との連絡調整

（１）荷役作業における役割分担の明確化
（２）荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整

安全作業連絡書等の使用を

（３）**陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置**

安全作業連絡書（例）

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主と配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発地		着地	
積込作業月日	月　日（　）	取卸作業月日	月　日（　）
積込開始時刻	時　分	取卸開始月日	時　分
積込終了時刻	時　分	取卸終了月日	時　分
積込場所	1屋内　2屋外 1荷主専用荷捌場 2トラックターミナル 3その他（　）	取卸場所	1屋内　2屋外 1荷主専用荷捌場 2トラックターミナル 3その他（　）
品名			

		2トラックターミナル 3その他（　　）			2トラックターミナル 3その他（　　）
積荷	品名				
	危険・有害性	有　・　無　（　　）			
	数量				
	総重量	kg（　　kg／個）			
	積付	1バラ　2パレタイズ　3その他（　　）			
積込作業	作業の分担	1荷主側　2運送業者側 3荷主・運送業者共同	取卸作業	作業の分担	1荷主側　2運送業者側 3荷主・運送業者共同
	作業者数	名		作業者数	名
	使用荷役機械	有・無 1フォークリフト 2その他（　　）		使用荷役機械	有・無 1フォークリフト 2その他（　　）
免許資格等		1フォークリフト 2玉掛け 3はい作業 4その他（　　）	免許資格等		1フォークリフト 2玉掛け 3はい作業 4その他（　　）
その他特記事項　※「安全靴・保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。					

陸運事業者の実施事項（５／５）

５　自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

運転者の疲労に配慮し、十分な休憩時間を考慮した運行計画の作成を

６　**陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置**

元請事業場と下請事業場との作業間の連絡調整を

荷主等の実施事項（１／５）

１　安全衛生管理体制の確立等

（１）荷役災害防止のための担当者の指名

（２）安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

（３）安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷主等の実施事項（２／５）

２　荷役作業における労働災害防止措置

（１）基本的な対策
（２）墜落・転落による労働災害の防止対策
（３）荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策
（４）転倒による労働災害の防止対策
（５）動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策
（６）その他の労働災害の防止対策

荷主等の実施事項（3／5）

3　荷役作業の安全衛生教育の実施

（1）運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

貨物自動車運転者の拘束時間、運転時間の上限等を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の概要を周知し、改善基準告示が遵守されるよう、着時刻、荷待ち時間等の設定を

（2）荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育の実施

荷主等の実施事項（４／５）

４　陸運事業者と荷主等との連絡調整

（１）荷役作業における役割分担の明確化

（２）**配送先における荷卸しの役割分担の明確化**

（３）荷役作業実施における荷主等と陸運事業者との連絡調整

安全作業連絡書等の使用を

（４）陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷主等の実施事項（５／５）

５　**自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置**

運転者の疲労に配慮し、
十分な休憩時間の確保、
着時刻の弾力化に配慮を

６　**陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置**

自社構内に墜落防止設備の設置を

昇降設備

荷台からの飛び降りを防止。

自社構内に墜落防止設備の設置を

移動式プラットホーム

キャスター付きのリフターを利用。高さ調節が可能。

自社構内に墜落防止設備の設置を

移動式プラットホーム

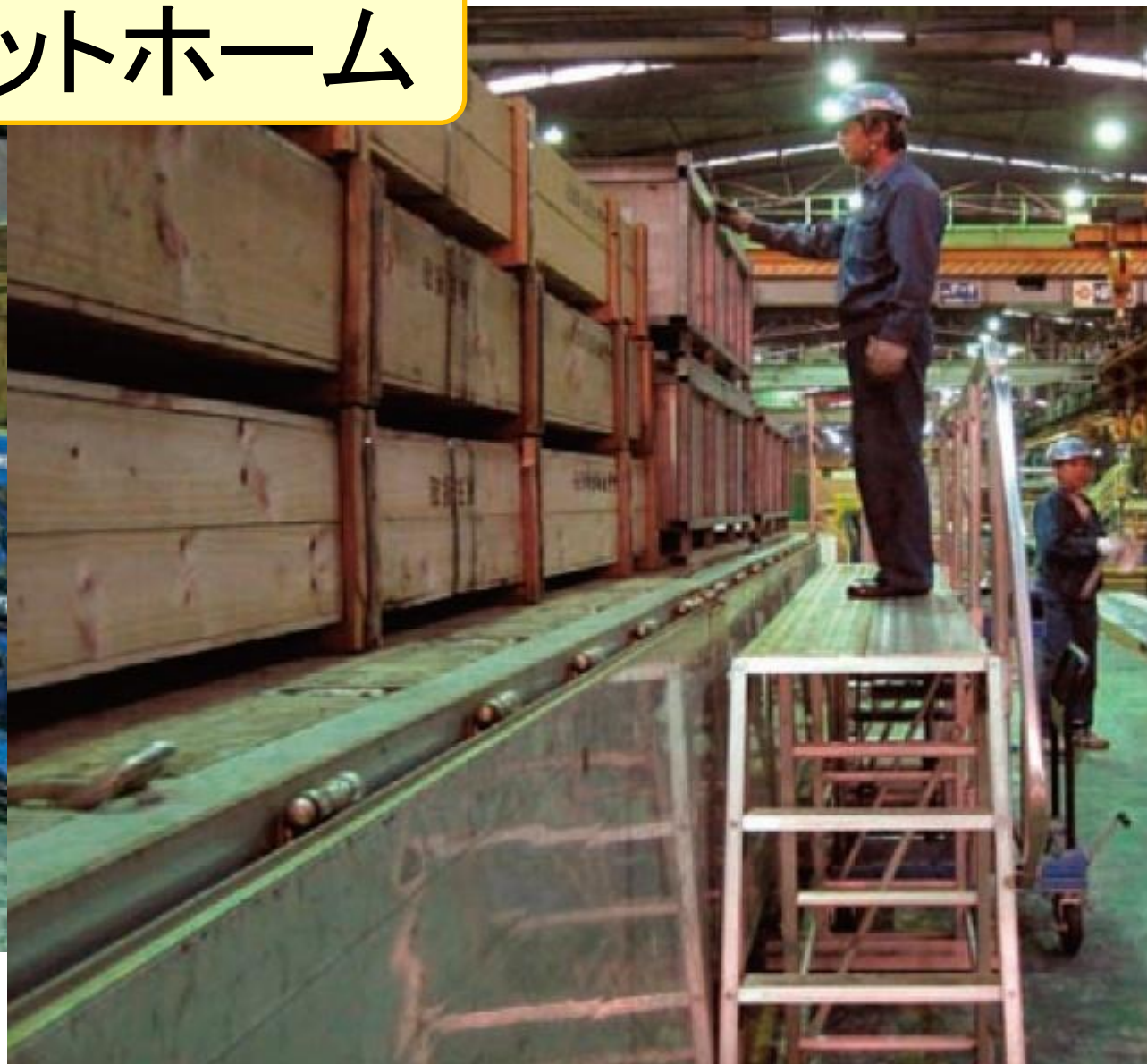

自社構内に墜落防止設備の設置を

トラック荷台からの墜落防止設備

自社構内に墜落防止設備の設置を

トラック荷台からの墜落防止設備

サイド架台

自社構内に墜落防止設備の設置を

トラック荷台からの墜落防止設備

墜落防止用補助架台

自社構内に墜落防止設備の設置を

トラック荷台からの墜落防止設備

自社構内に墜落防止設備の設置を

トラック荷台からの墜落防止設備

自社構内に墜落防止設備の設置を

荷の積卸場所に作業床を設置

平成27年7月1日施行の改正安衛則についてご説明する前に・・・

足場等からの墜落防止措置、物体の落下防止措置

（平成21年6月1日施行）

足場とは？

・・・「足場」とは、いわゆる本足場、一側足場、つり足場、張出し足場、脚立足場等のごとく建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋲打、部材の取りつけまたは取りはずし等の作業において、労働者を作業箇所に接近させて作業させるために設ける仮設の作業床およびこれを支持する仮設物をいい、資材等の運搬または集積を主目的として設けるさん橋またはステージング、コンクリート打設のためのサポート等は該当しない趣旨であること。

（労働安全衛生法施行令第6条第15号　解釈例規）

架設通路とは？

架設通路とは、空中を通行するための設備であり、仮設のものと恒常的なものとを含むものである。

足場の階段や、たて坑の昇降のための設備も含まれる。

（実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条詳解　労働安全衛生規則第552条の解説）

作業構台とは？

・・・仮設の支柱及び作業床等により構成され、材料若しくは仮設機材の集積又は建設機械等の設置若しくは移動を目的とする高さが２メートル以上の設備で、建設工事に使用するもの（以下「作業構台」という。）・・・

（労働安全衛生規則第５７５条の２第１項）

・・・ビル建築工事等において、建築資材等を上部に一時的に集積し、建築物の内部等に取り組むことを目的として設ける荷上げ構台（ステージング）、地下工事期間中に行われる根切り工事等のため、掘削機械、残土搬出用トラック及びコンクリート工事用の生コン車等の設置又は移動を目的として設ける乗入れ構台等があり・・・

（労働安全衛生規則第５７５条の２　解釈例規）

わく組足場の墜落防止措置（妻面以外）

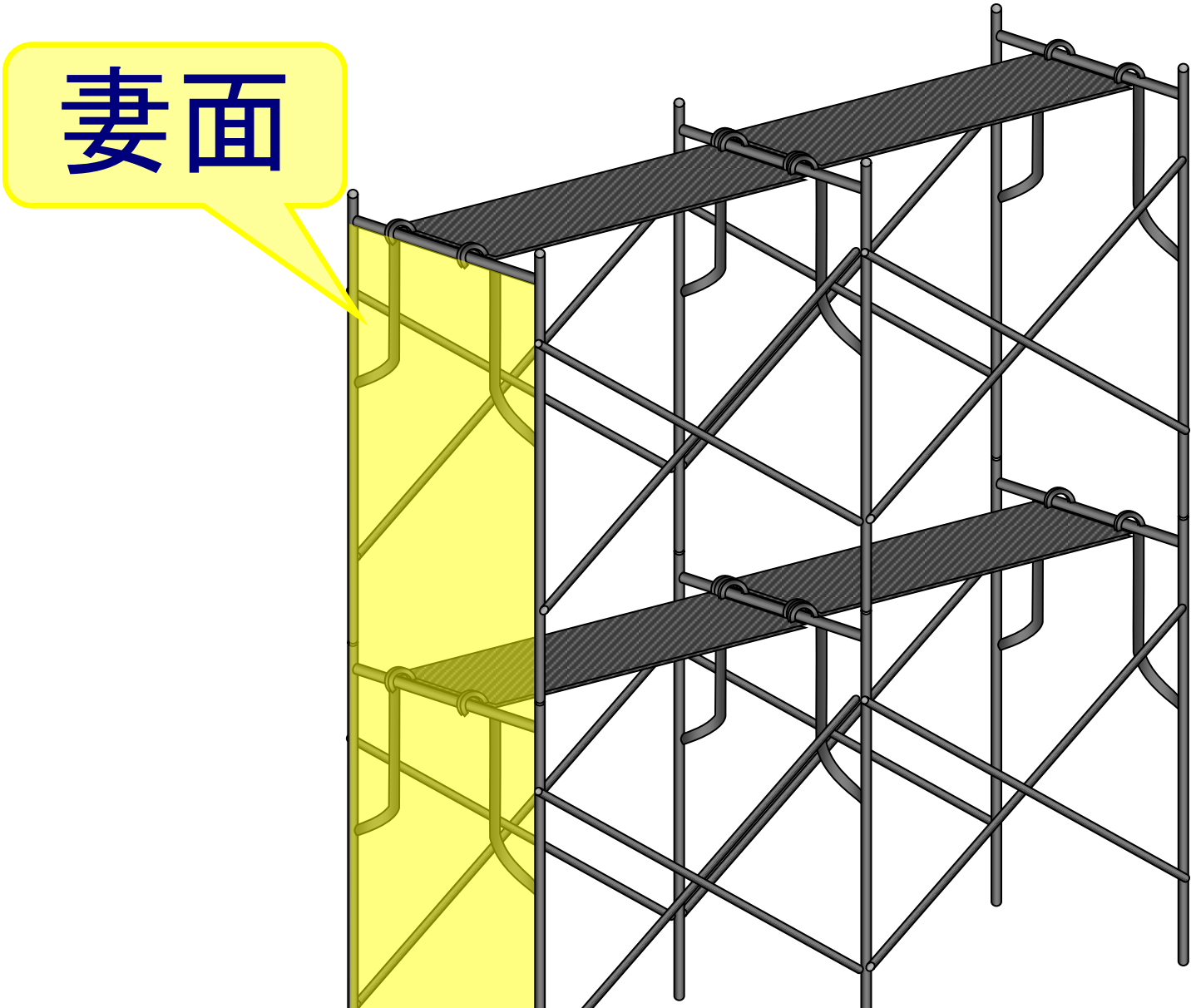

わく組足場の墜落防止措置（妻面以外）

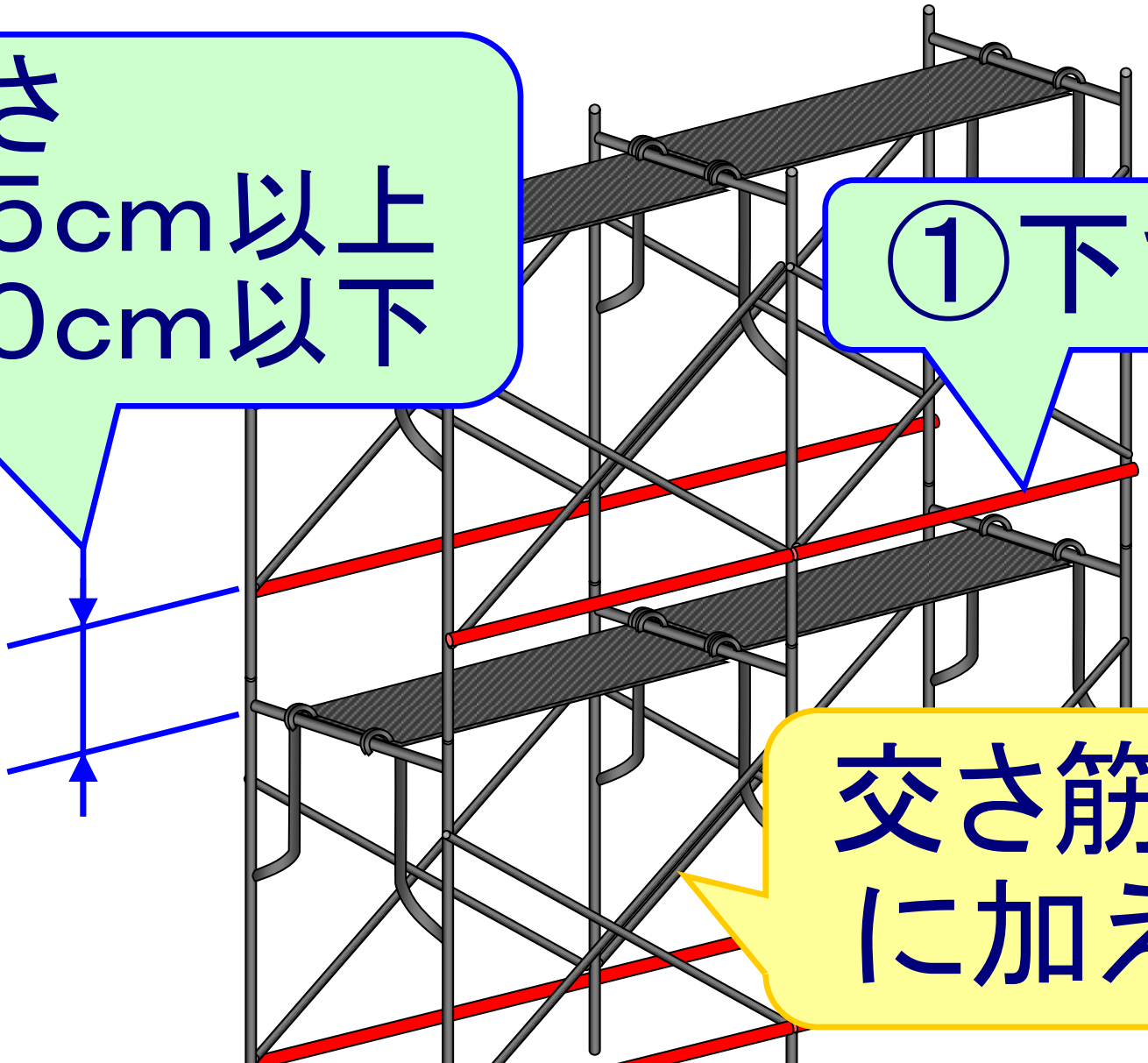

高さ
15cm以上
40cm以下

①下さん

交さ筋かい
に加え・・・

わく組足場の墜落防止措置（妻面以外）

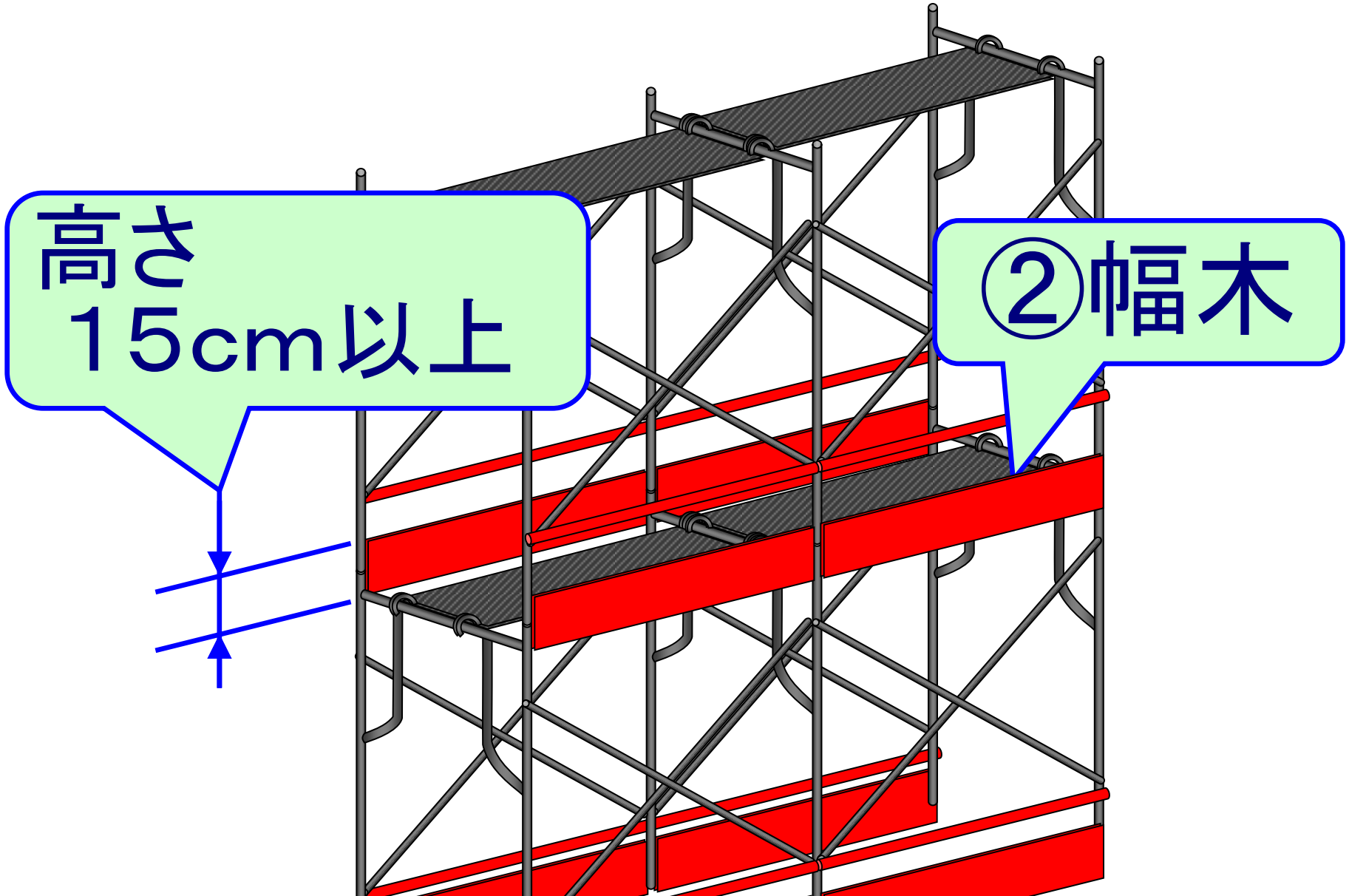

わく組足場の墜落防止措置（妻面以外）

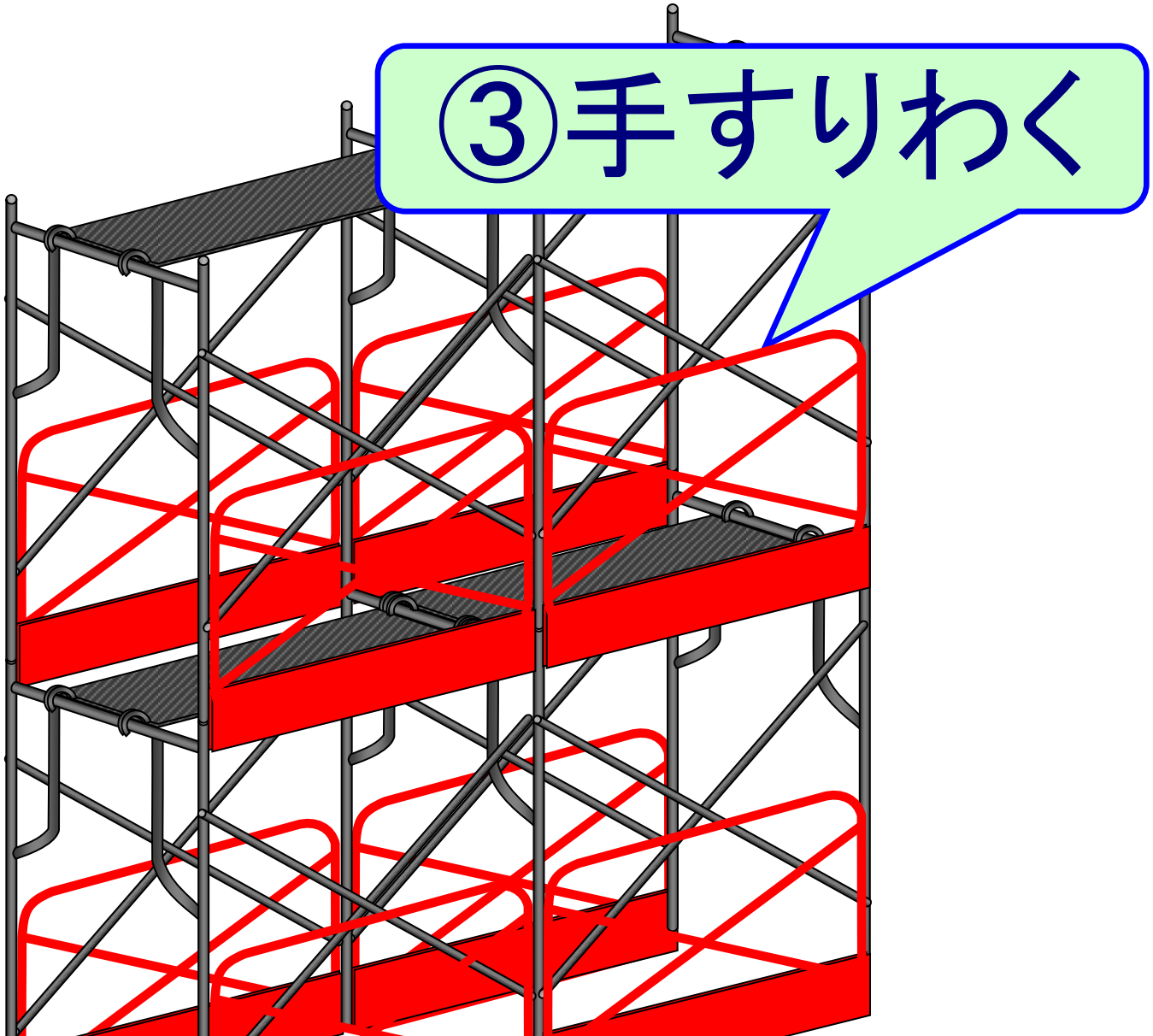

わく組足場以外の墜落防止措置

（わく組足場の妻面を含む）

わく組足場以外の墜落防止措置

（わく組足場の妻面を含む）

高さ85cm
以上の手すり

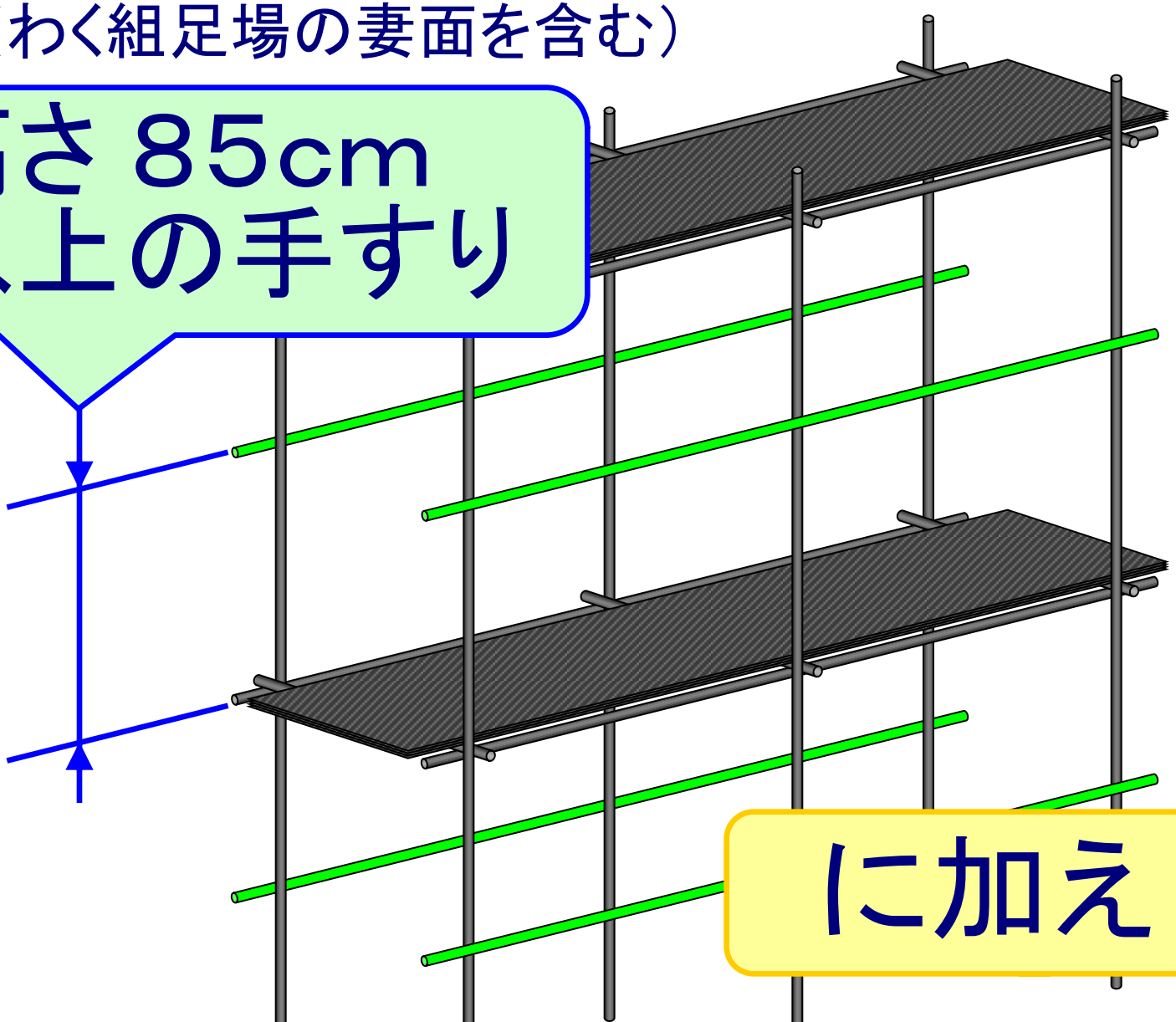

に加え・・・

わく組足場以外の墜落防止措置

（わく組足場の妻面を含む）

高さ
35cm以上
50cm以下

①中さん

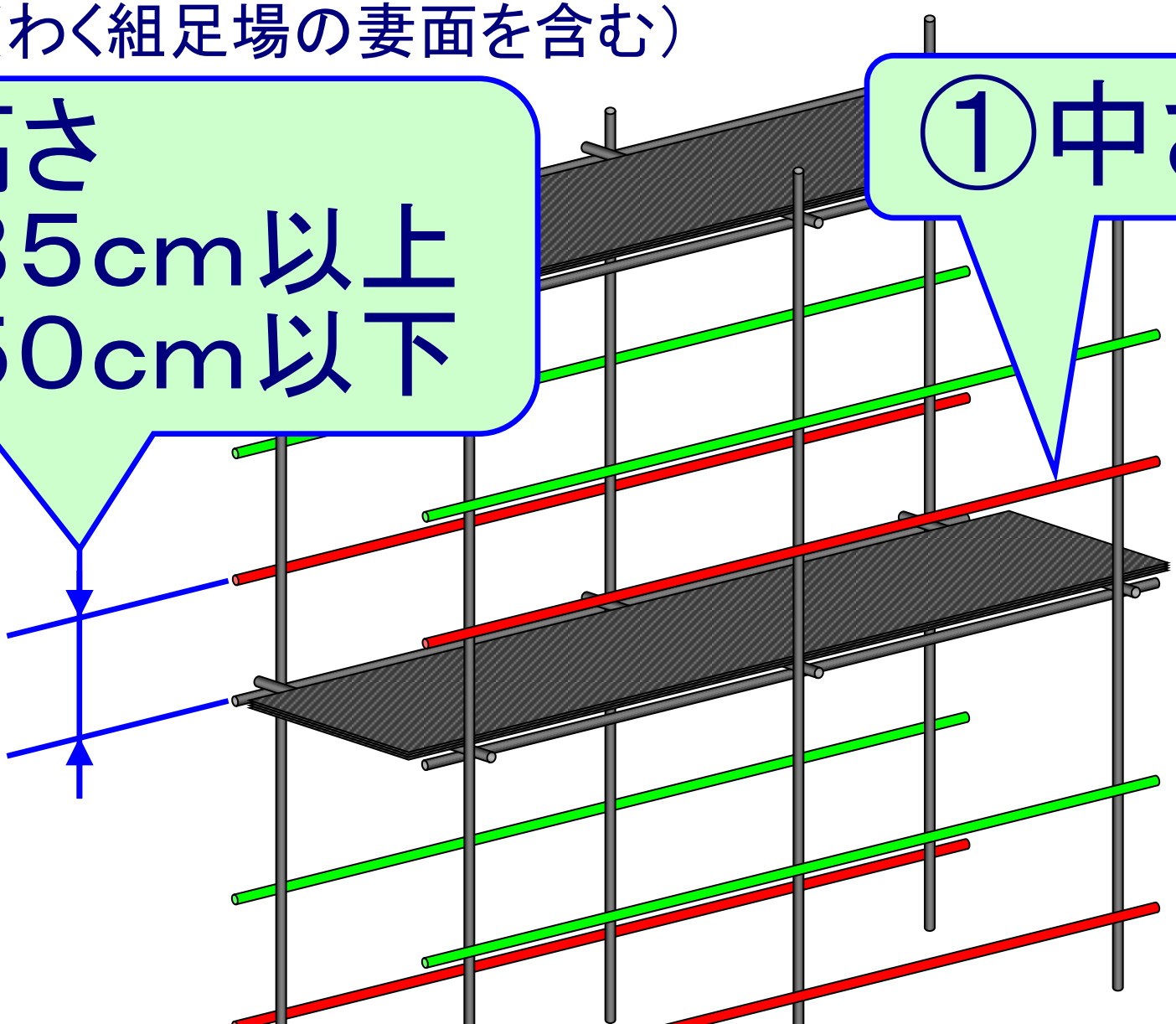

わく組足場以外の墜落防止措置

（わく組足場の妻面を含む）

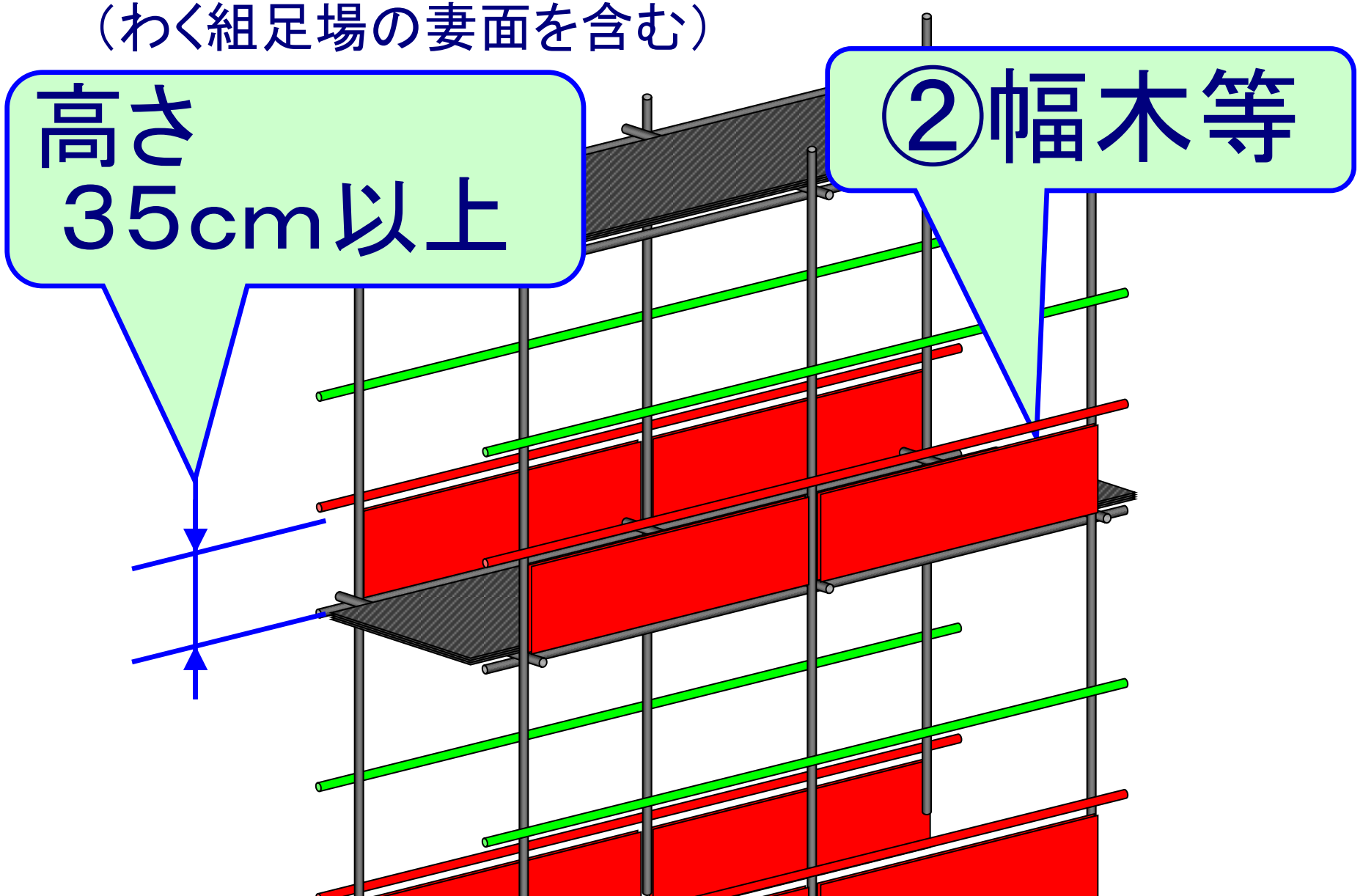

わく組足場以外の墜落防止措置

（わく組足場の妻面を含む）

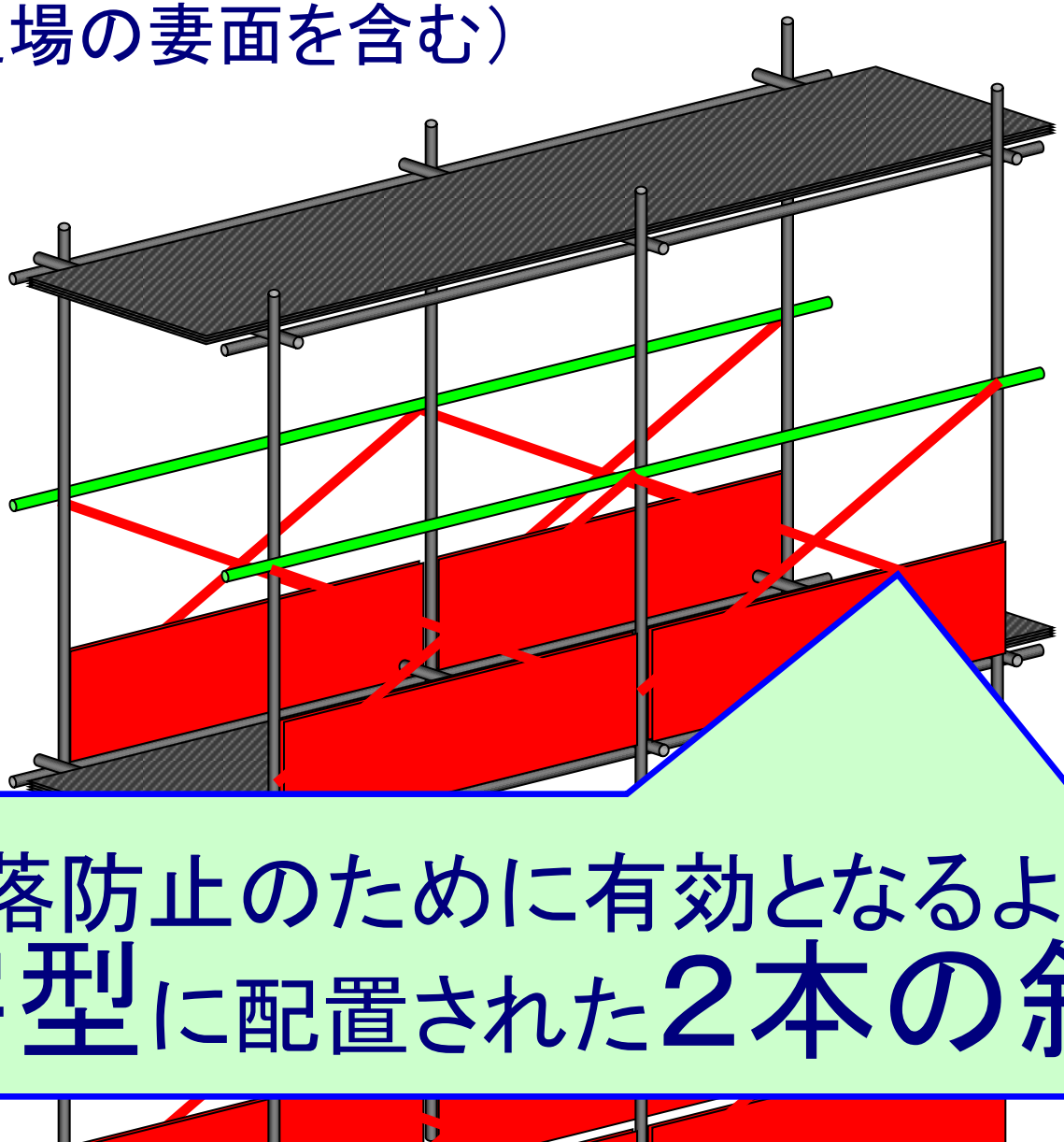

③墜落防止のために有効となるように
X字型に配置された2本の斜材

架設通路、作業構台の墜落防止措置

わく組足場以外の足場と同様に、

高さ85cm以上の手すり

に加え、

高さ35cm以上
50cm以下のさん等

が必要

架設通路（わく組足場の階段）の手すり、中さんの高さは・・・

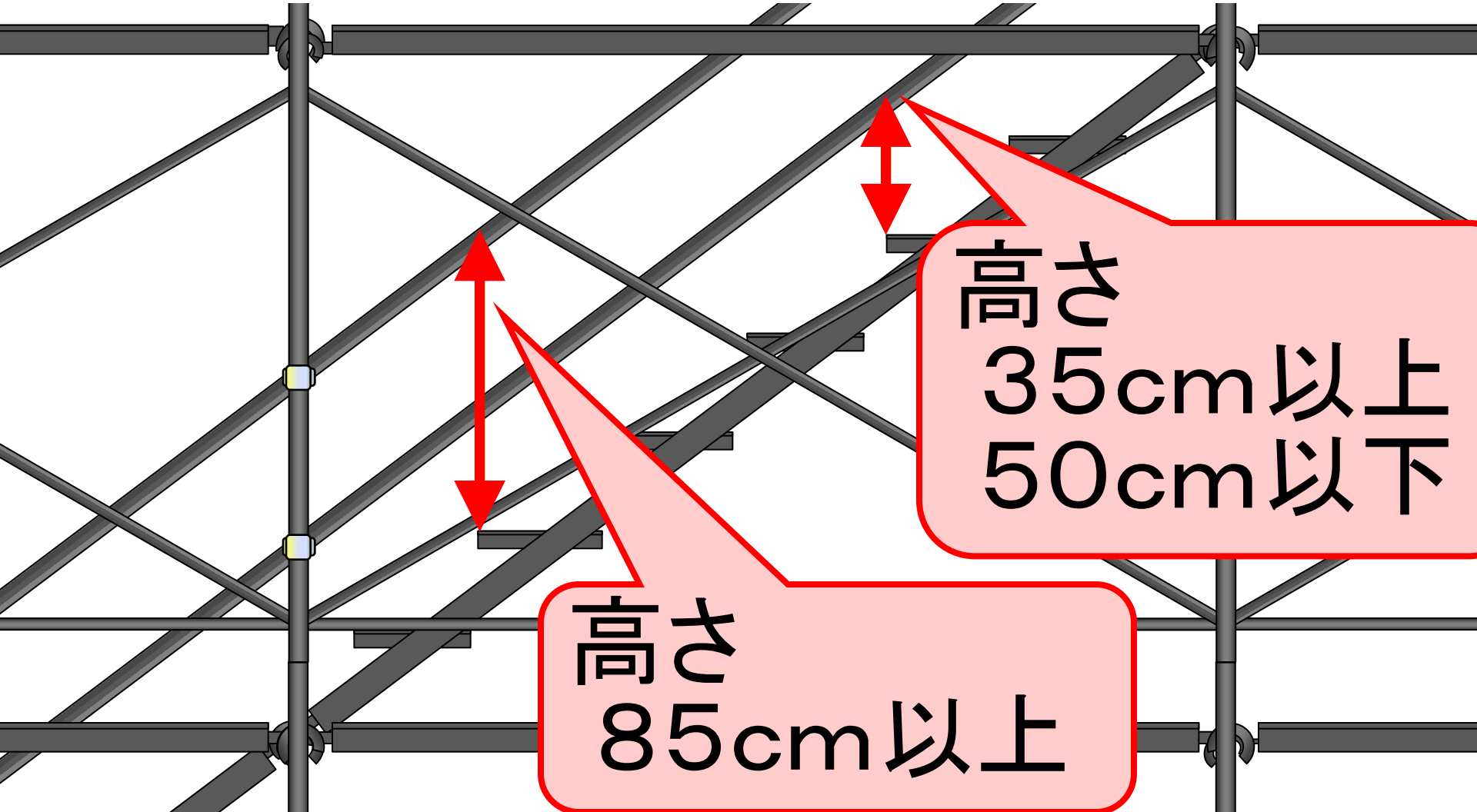

物体の落下防止措置

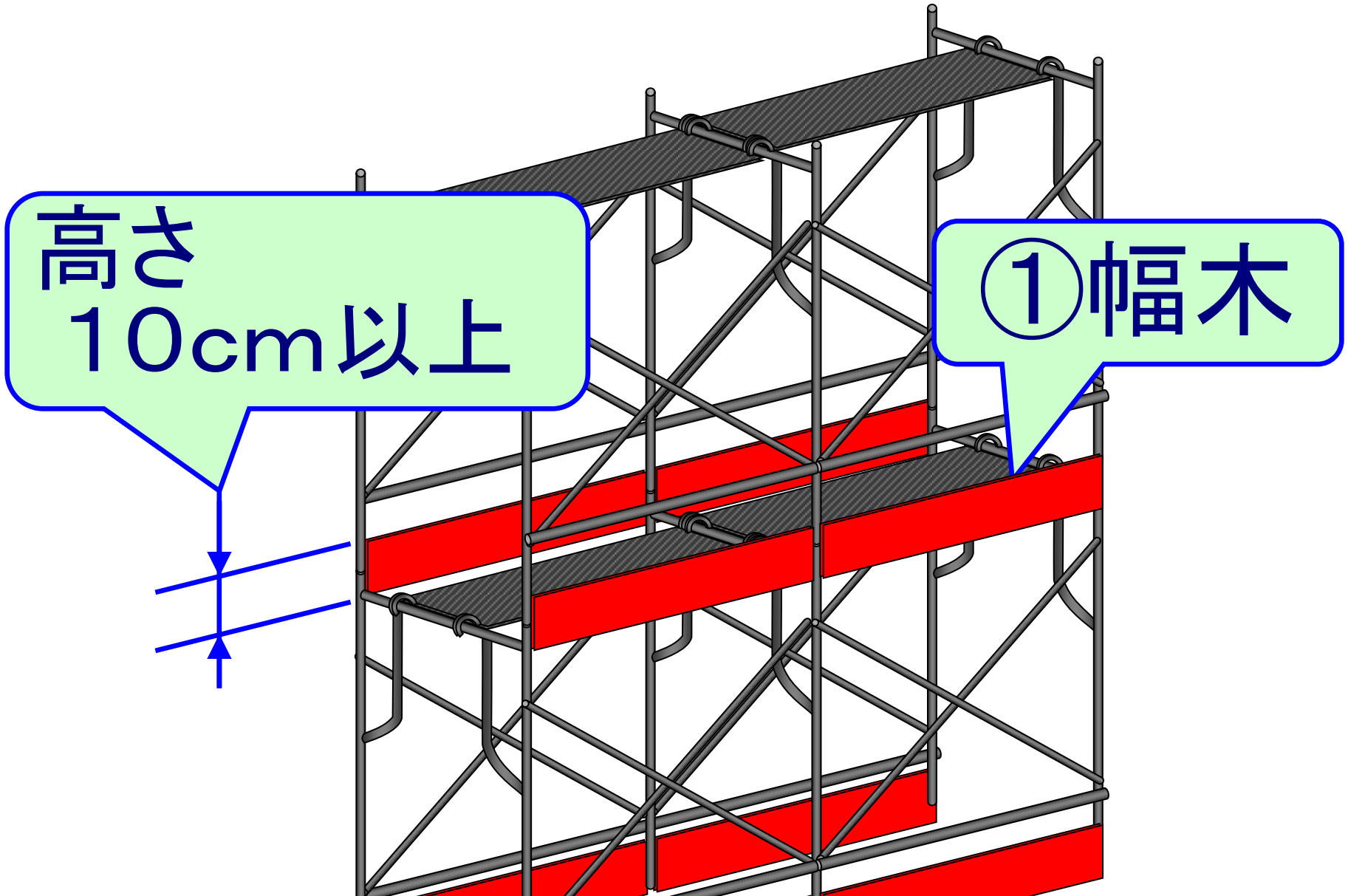

物体の落下防止措置

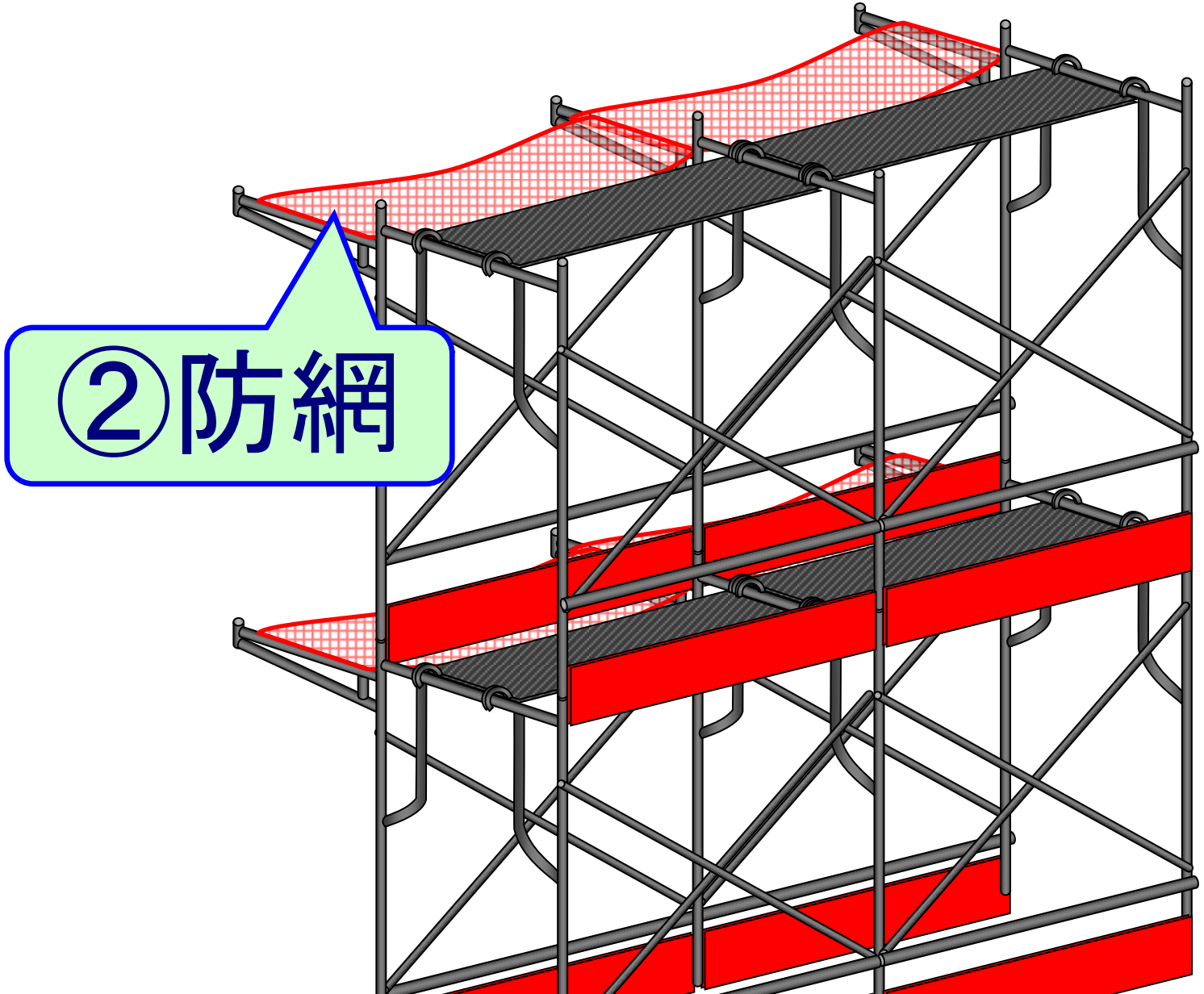

物体の落下防止措置

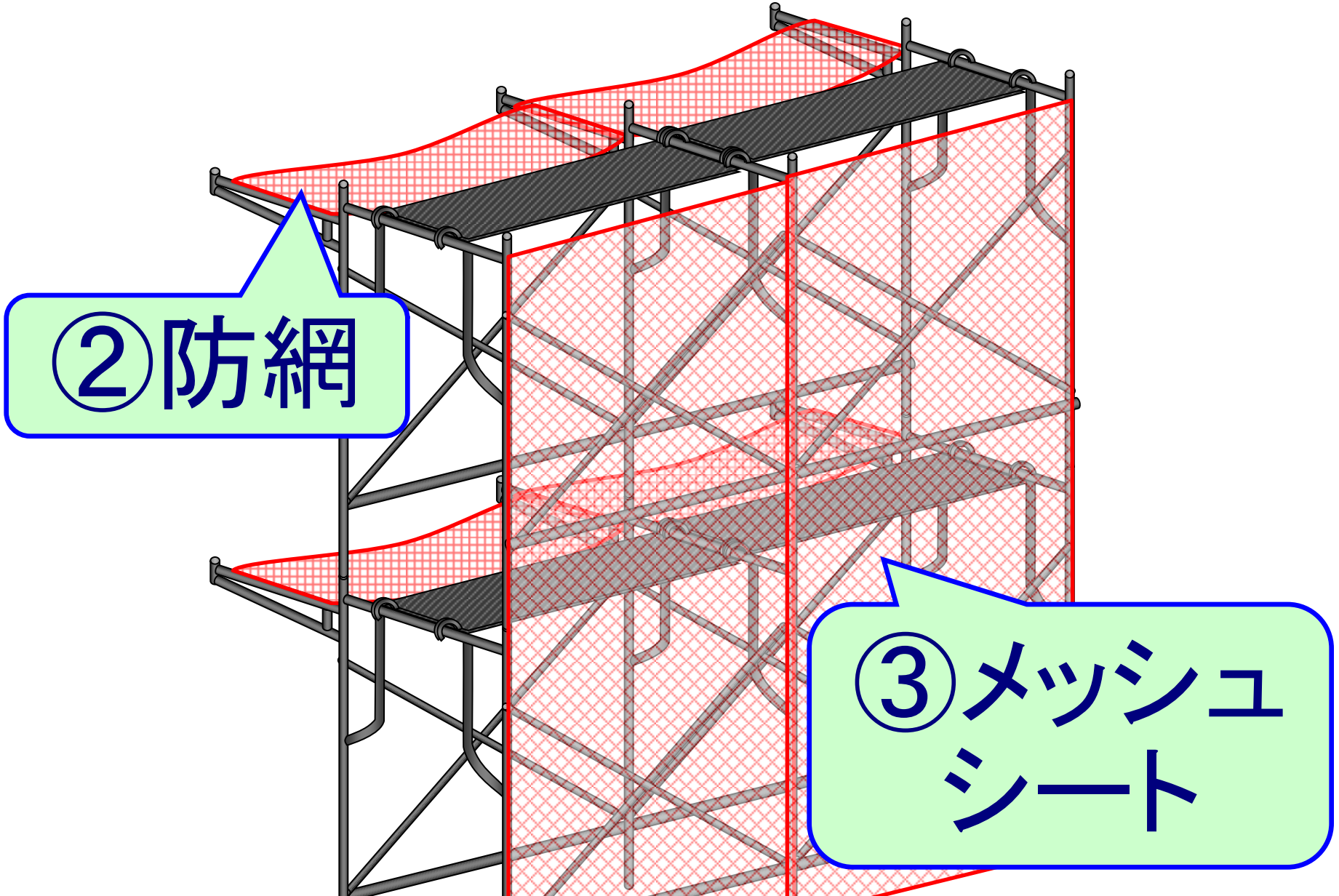

わく組足場の場合の例①

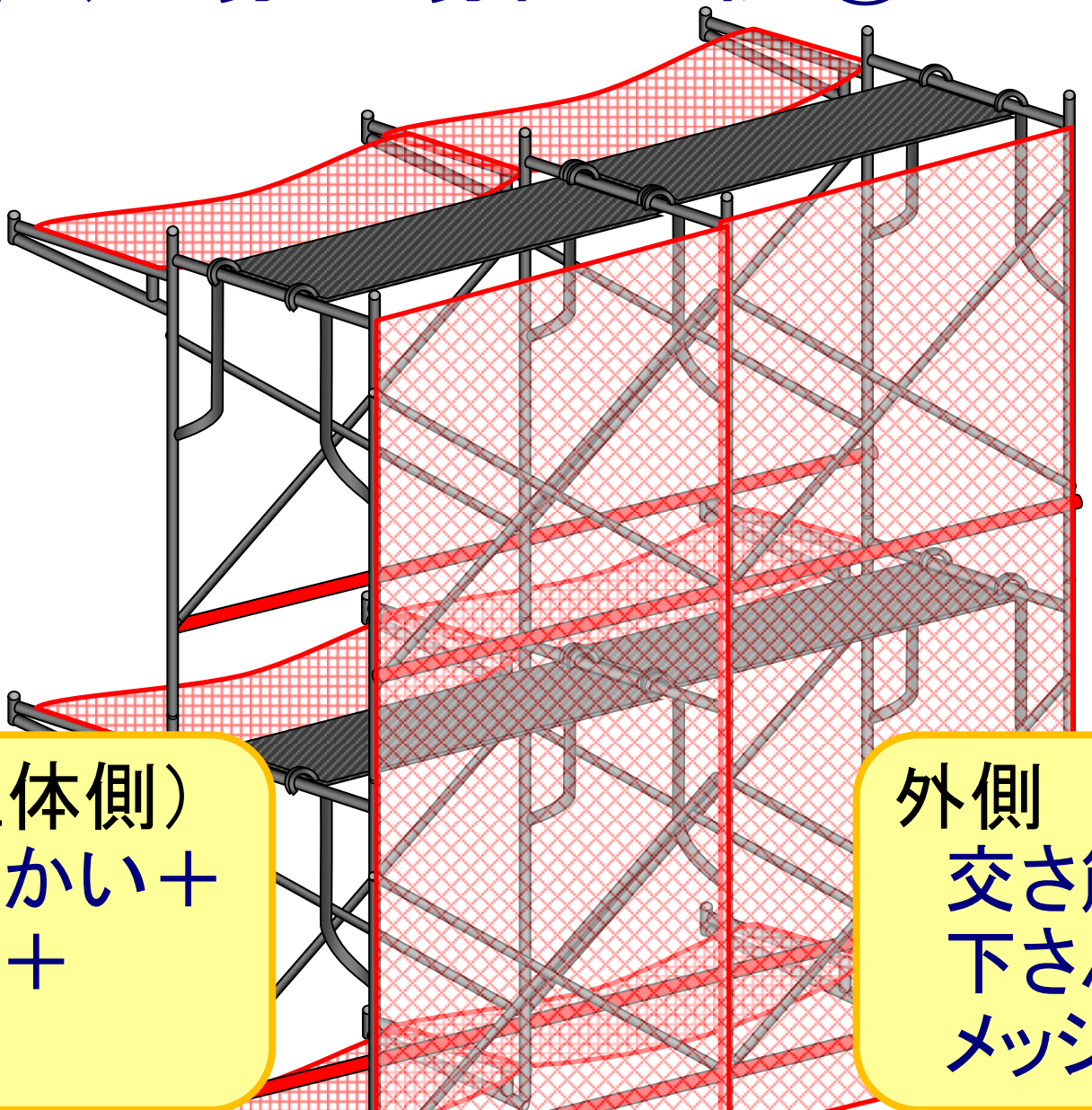

内側（躯体側）
交さ筋かい＋
下さん＋
防網

外側
交さ筋かい＋
下さん＋
メッシュシート

わく組足場の場合の例②

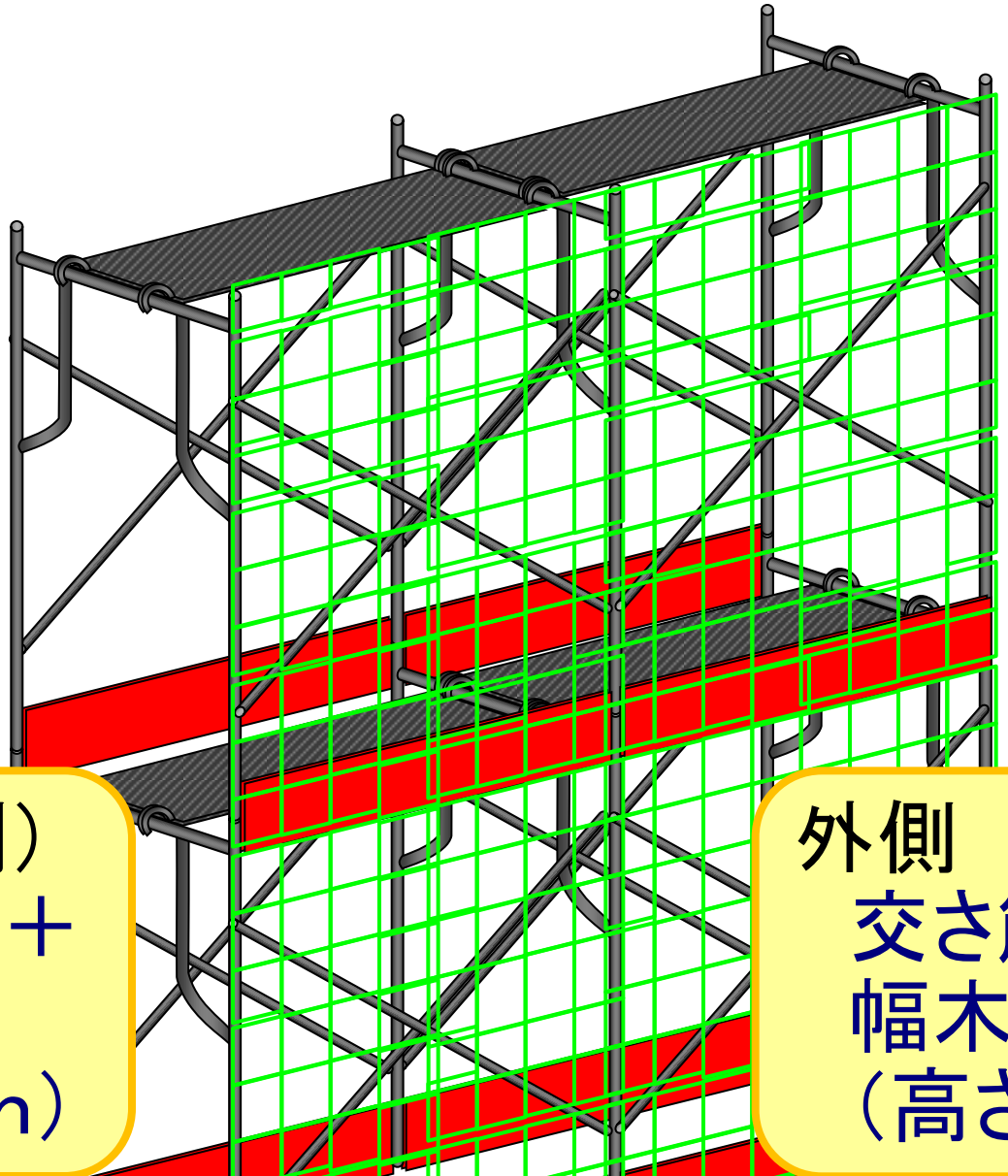

内側（躯体側）
交さ筋かい＋
幅木
（高さ15cm）

外側
交さ筋かい＋
幅木
（高さ15cm）

一側足場については・・・

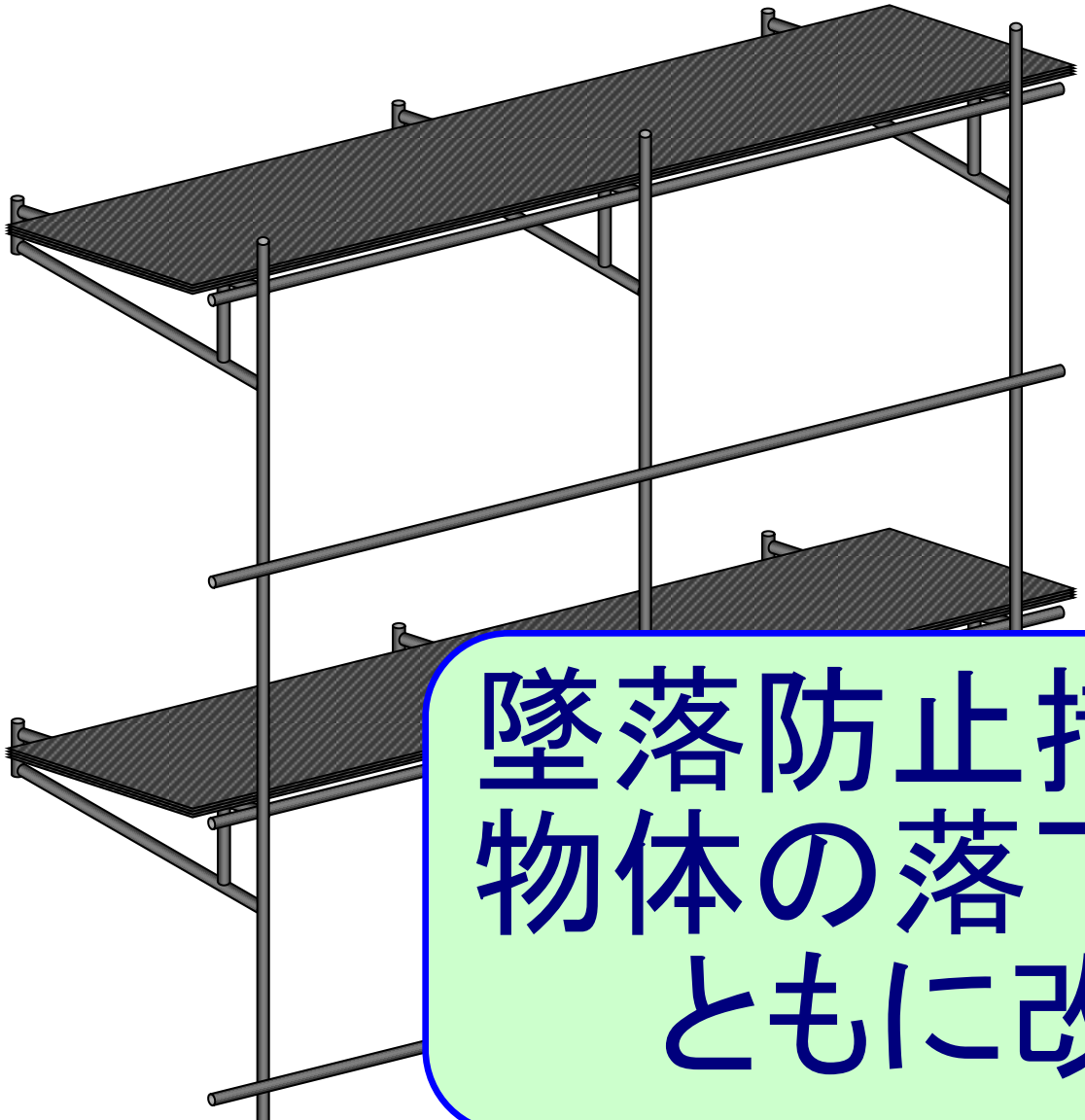

墜落防止措置、
物体の落下防止措置
ともに改正なし

足場等に係る労働安全衛生規則の改正
（平成27年7月1日施行）

一部の規定についてのみご説明いたします。

また、架設通路及び作業構台に係る一部の規定も改正されています。

足場に係る主な改正事項

① 足場の組立等の作業に係る業務の特別教育の追加

② 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

③ 足場の組立等の作業に係る墜落防止措置の充実

④ 鋼管足場に係る規定の見直し

⑤ 注文者の点検義務の充実

④につきましては、申し訳ありませんが、説明を割愛させていただきます。

① 足場の組立等の作業に係る業務の特別教育の追加

特別教育が必要となる業務

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）

「地上又は堅固な床上における補助作業」とは、地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等の作業をいうものであり、足場材の緊結及び取り外しの作業並びに足場上における補助作業は含まれないこと。

特別教育の科目と範囲

足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り桟橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項

特別教育の時間数

足場及び作業の方法に関する知識	３時間	平成27年7月1日時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事している場合は・・・	１時間３０分
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	３０分		１５分
労働災害の防止に関する知識	１時間３０分	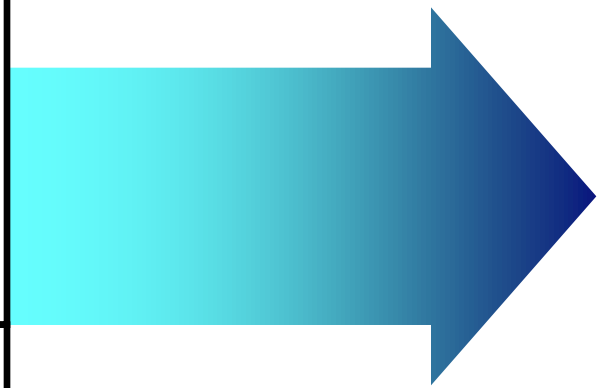	４５分
関係法令	１時間		３０分

特別教育に係る経過措置

平成27年7月１日時点において、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事している場合、平成29年6月30日までの間は、引き続き業務に就くことができます。

労働災害防止に関する知識	１時間３０分	４５分
関係法令	１時間	３０分

特別教育に係る経過措置

平成27年7月１日時点において、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事している場合、平成29年6月30日までの間は、引き続き業務に就くことができます。

「業務に従事している」とは、当該業務に就いていることをいい、施行日時点に、建設工事の現場等において、現に当該業務を行っていることまでを求める趣旨ではないこと。

労働
防止に
知識

関係法

② 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

高さ2メートル以上の作業場所に設ける作業床に関する改正

作業床の幅（一側足場及びつり足場を除く）

幅は、４０センチメートル以上

建地（建てわくの脚柱）

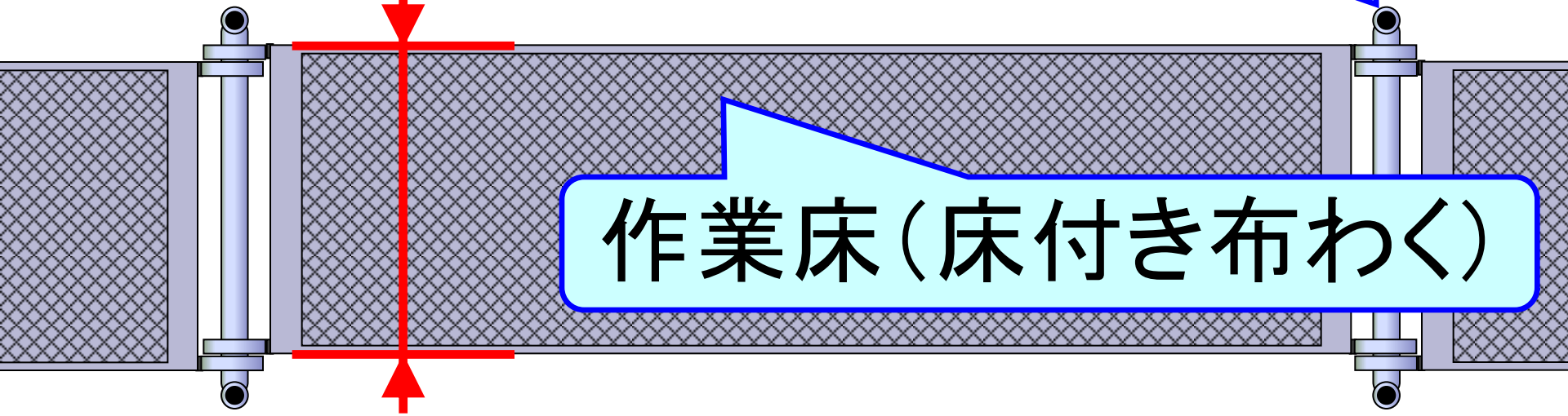

作業床（床付き布わく）

改正前後で変更ありません

床材間の隙間（一側足場及びつり足場を除く）

隙間は、３センチメートル以下

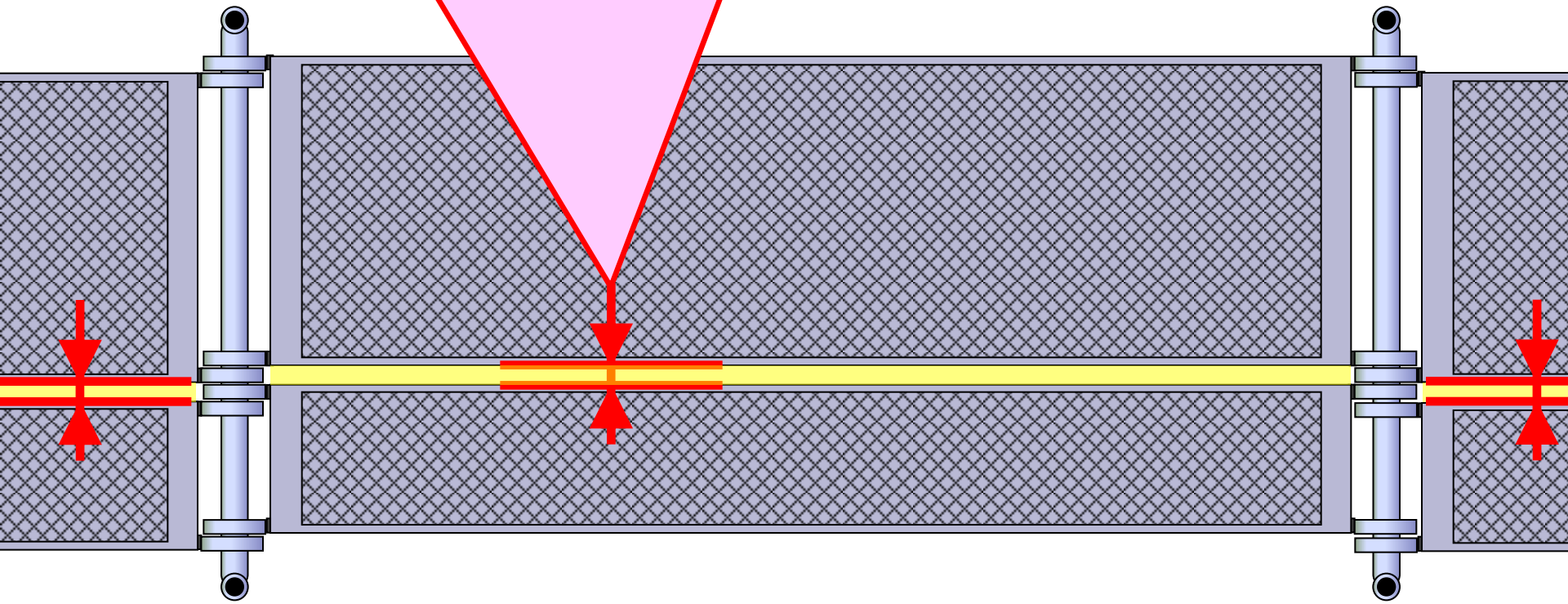

改正前後で変更ありません

床材と建地との隙間（一側足場及びつり足場を除く）

隙間は、１２センチメートル未満

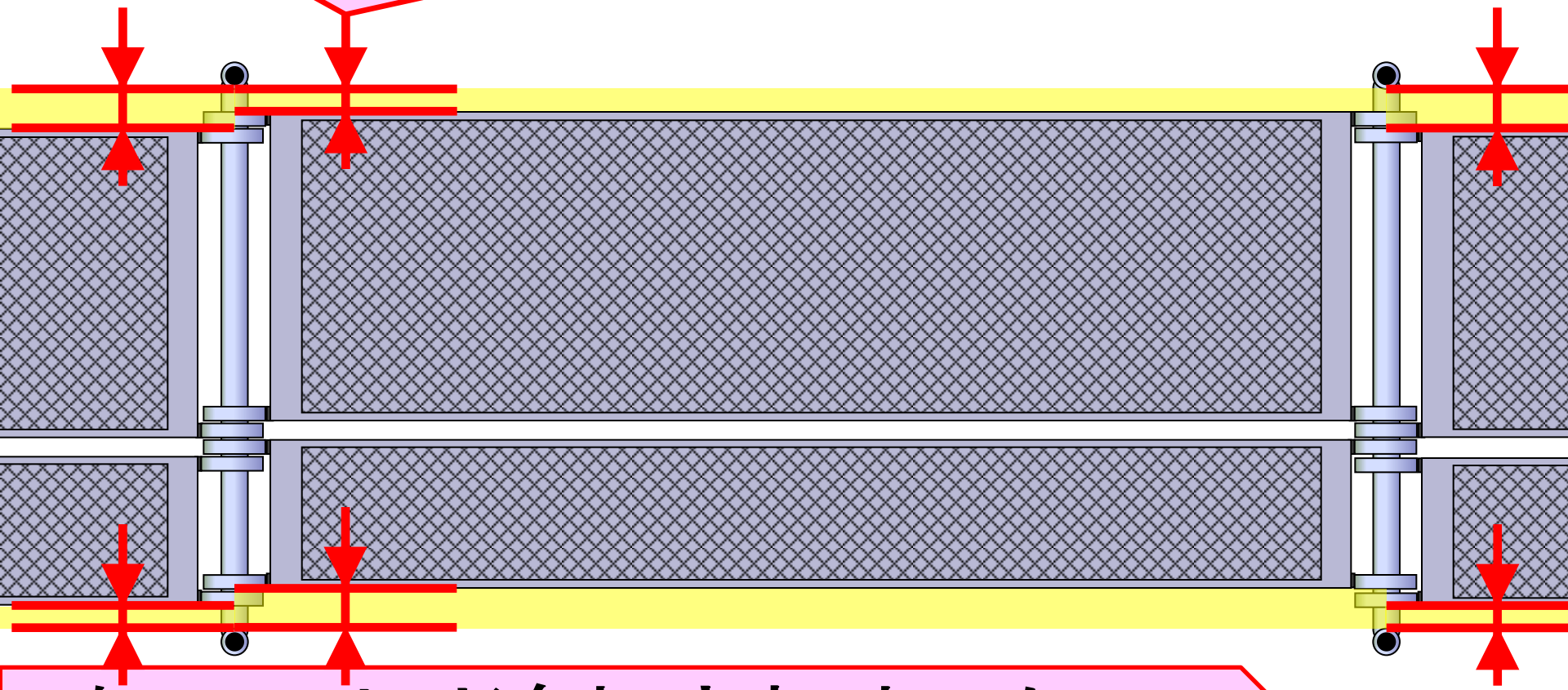

改正により追加されました

床材と建地との隙間（一側足場及びつり足場を除く）

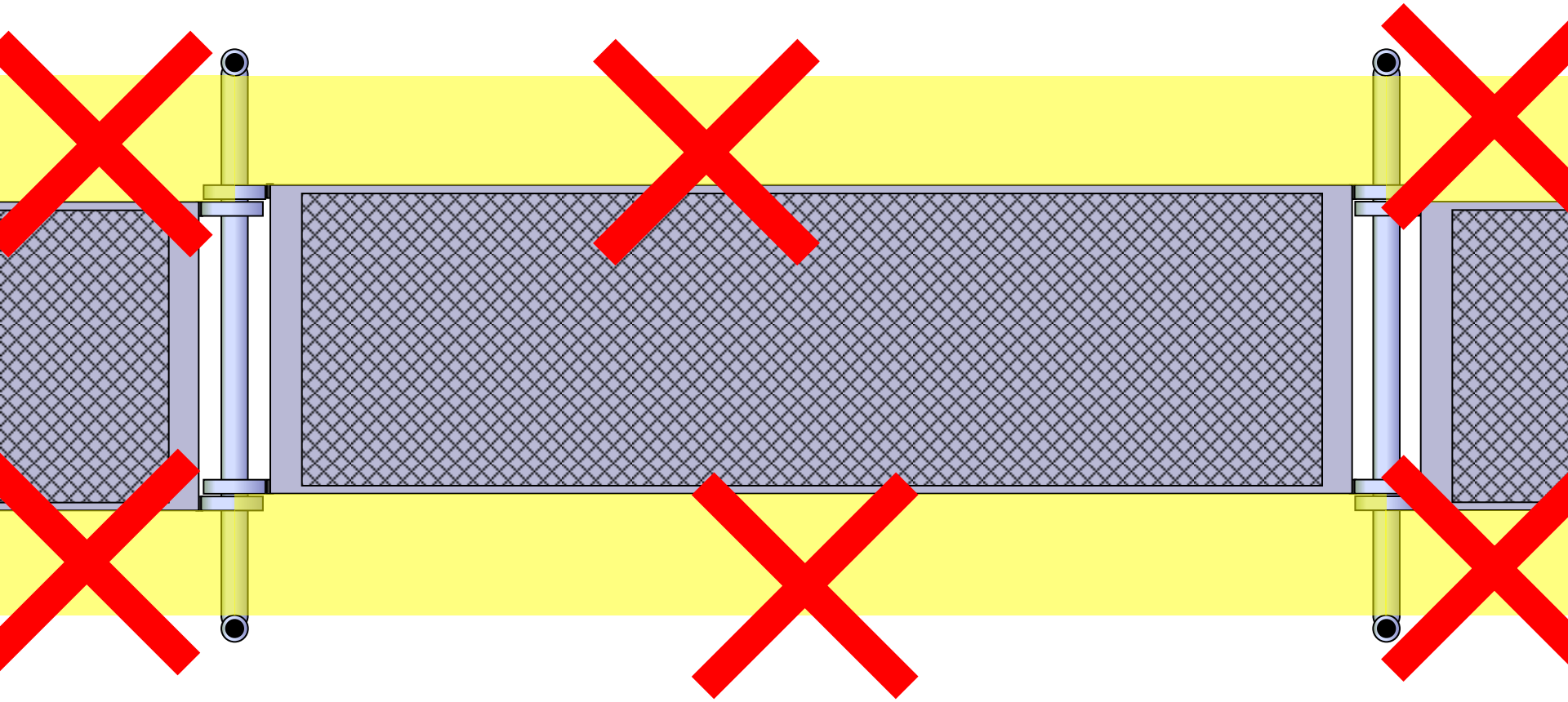

床材と建地との隙間（一側足場及びつり足場を除く）

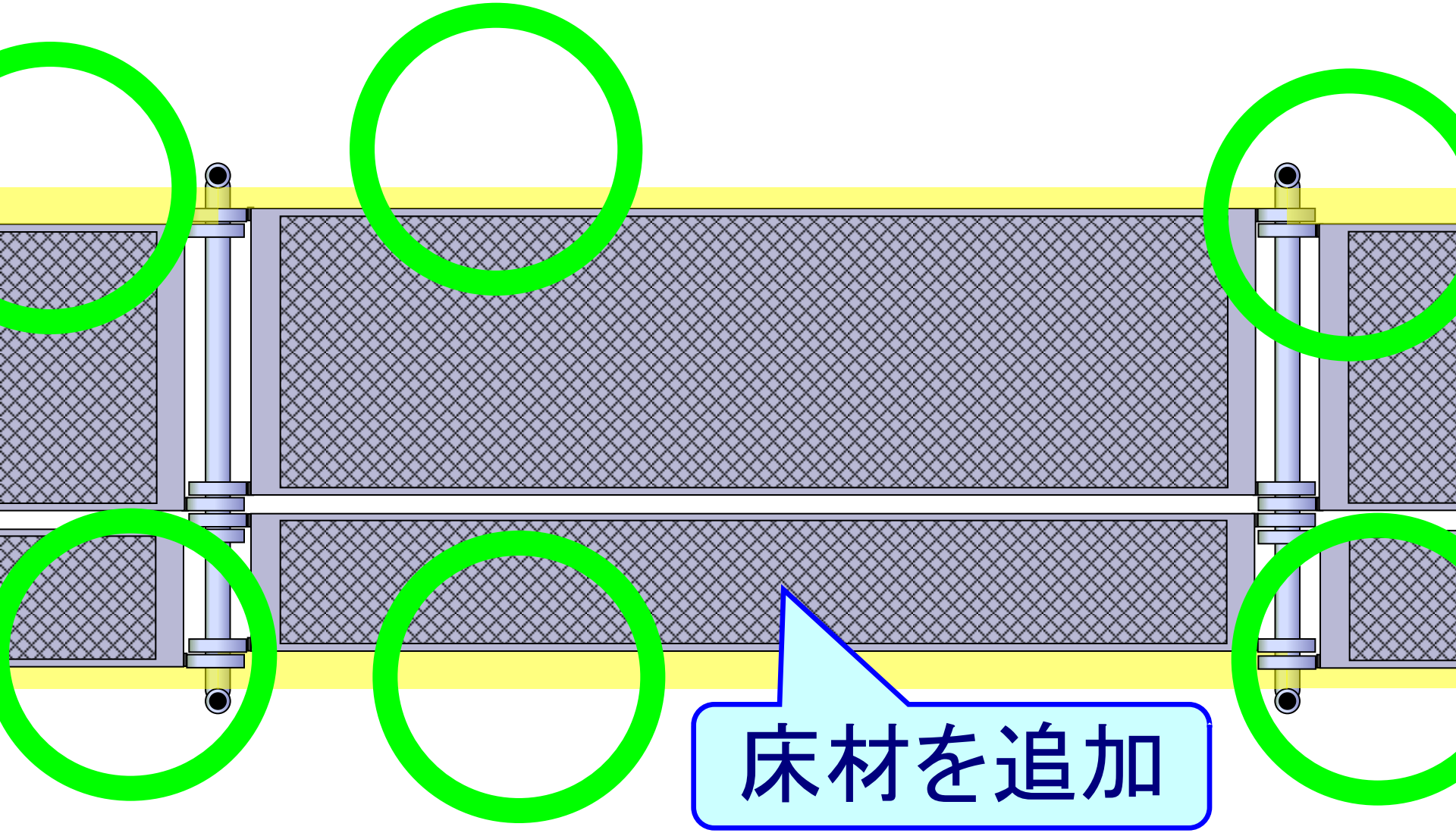

床材と建地との隙間（一側足場及びつり足場を除く）

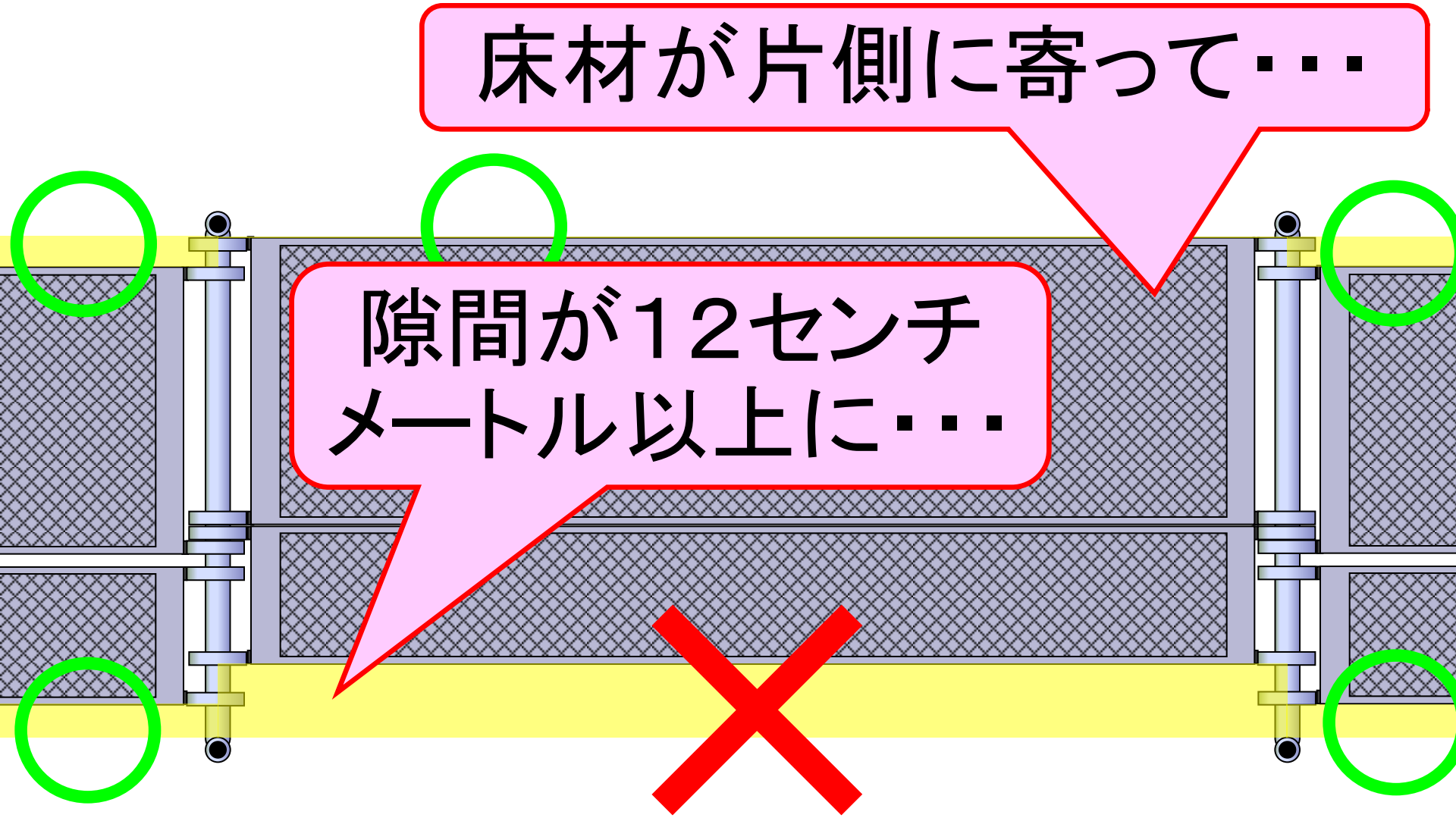

床材と建地との隙間（一側足場及びつり足場を除く）

床材の組み合わせの工夫、
小幅の床材の追加、
床材の固定、
床付き幅木の設置等により、
　常に１２センチメートル未満に

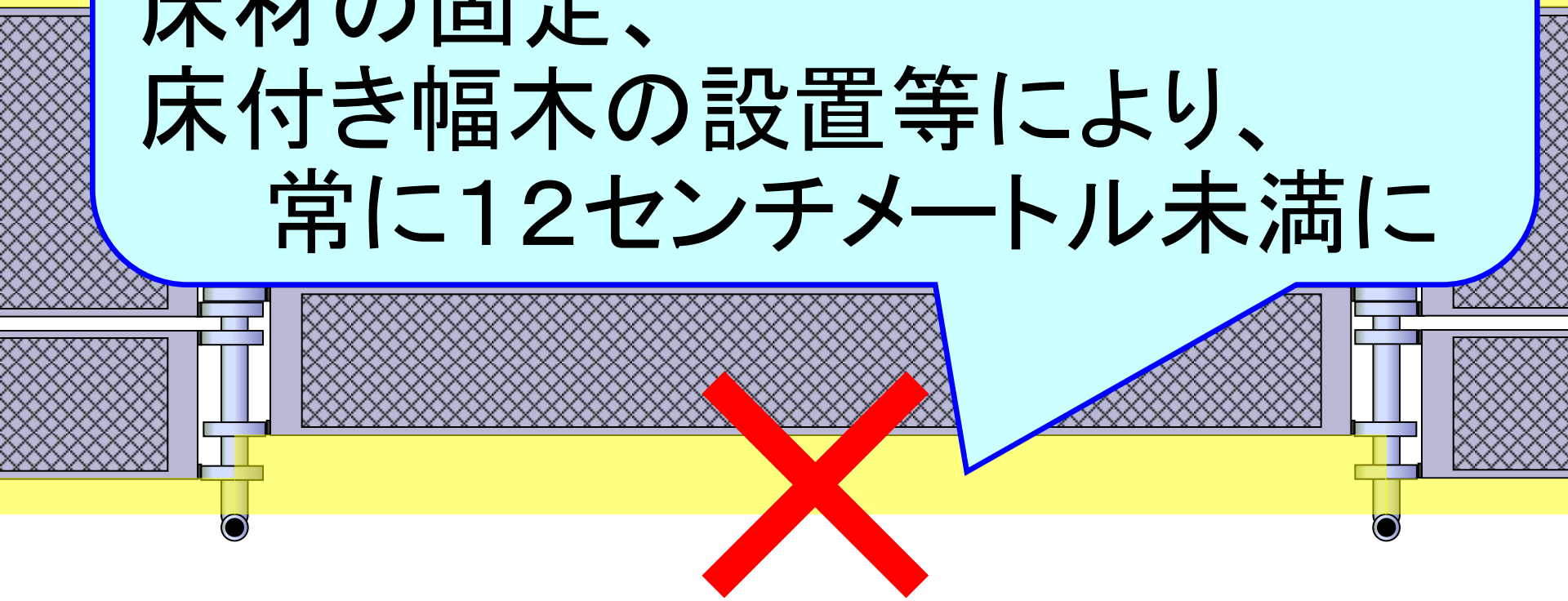

床材と建地との隙間（一側足場及びつり足場を除く）

次のいずれかに該当する場合であって、床材と建地との隙間が１２センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しない。

１　はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が２４センチメートル未満の場合

２　はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を２４センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

「防網を張る等」の「等」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合及び構造物に近接している場合等防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合を含む。

「足場用墜落防止設備」を設けることが困難な場合等は

わく組足場（妻面に係る部分を除く）に設ける

- 交さ筋かい＋下さん等
- 手すりわく

わく組足場（妻面に係る部分を除く）以外の足場に設ける

- 手すり等＋中さん等

のことです

作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合

又は

作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合

において、次の措置を講じたときは、適用しない。

① 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

② ①の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

「安全帯を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、建わく、建地、取り外されていない手すり等を、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれること。

とは

「安全帯」は、労働安全衛生法施行令第13号第3項第28号の安全帯に限る趣旨であり、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱を含まないこと。

「これと同等以上の効果を有する措置」には、墜落するおそれのある箇所に防網を張ることが含まれること。

「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所又は作業の必要上臨時に取り外す箇所において作業を行う者及び作業を指揮する者が含まれること。

者以外の労働者を立ち入ら　こと。

作業の必要上臨時に
「足場用墜落防止設備」
を取り外したときは

その必要がなくなった後、
直ちに当該設備を原状に
復さなければならない。

③ 足場の組立等の作業に係る墜落防止措置の充実

墜落防止措置等を講ずる必要がある足場の組立て等の作業の対象が拡大

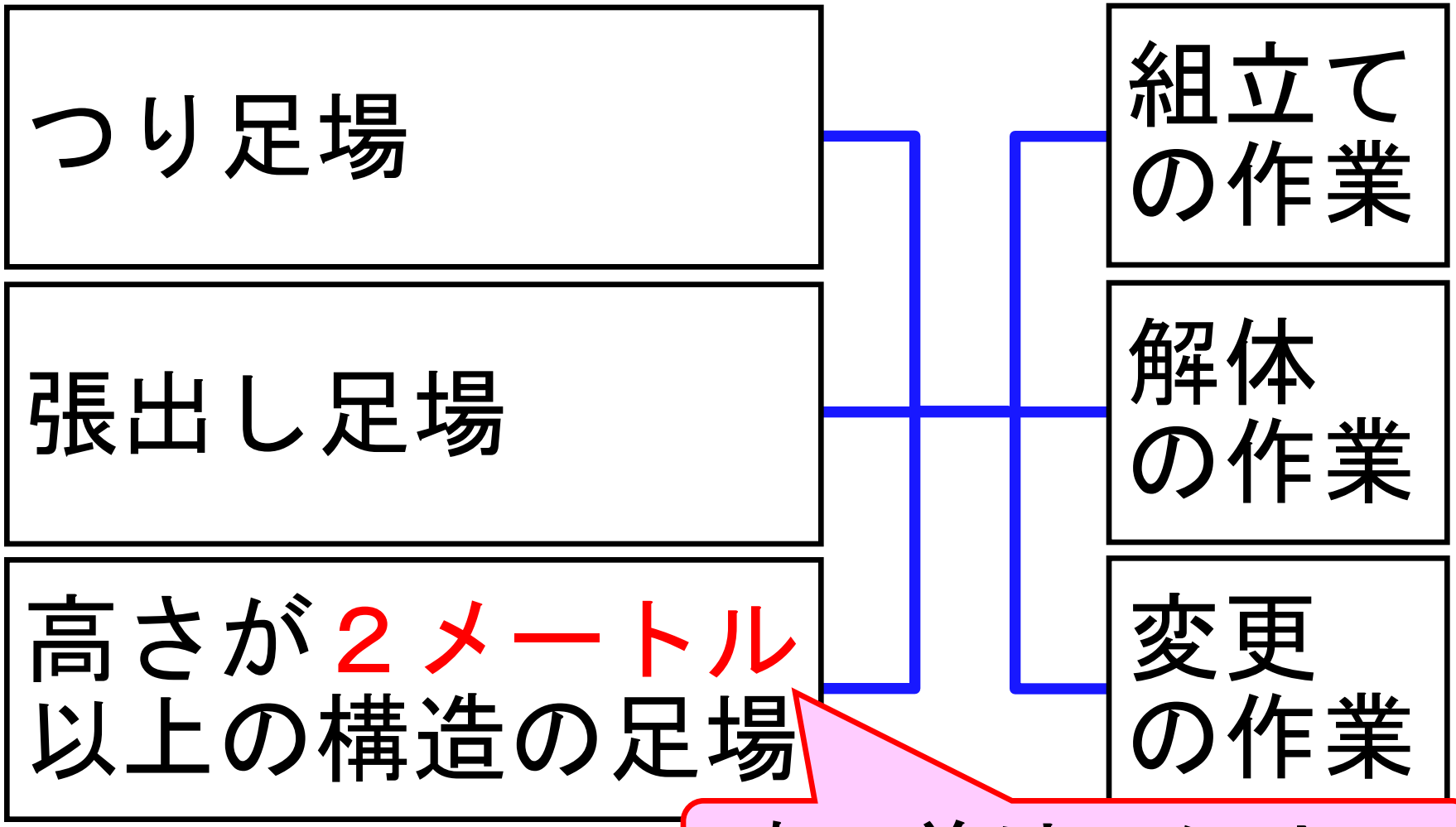

「高さが2メートル以上の構造の足場」でいう足場の構造の高さ

作業床が足場の最上層に設置されている場合 → 基底部から最上層の作業床までの高さ

作業床が足場の最上層に設置されていない場合

- わく組足場 → 基底部から最上部の建わくの上端までの高さ
- 単管足場等支柱式の足場 → 基底部から最上部の水平材（布材等の主要部材）までの高さ

「高さが2メートル以上の構造の足場」でいう足場の構造の高さ

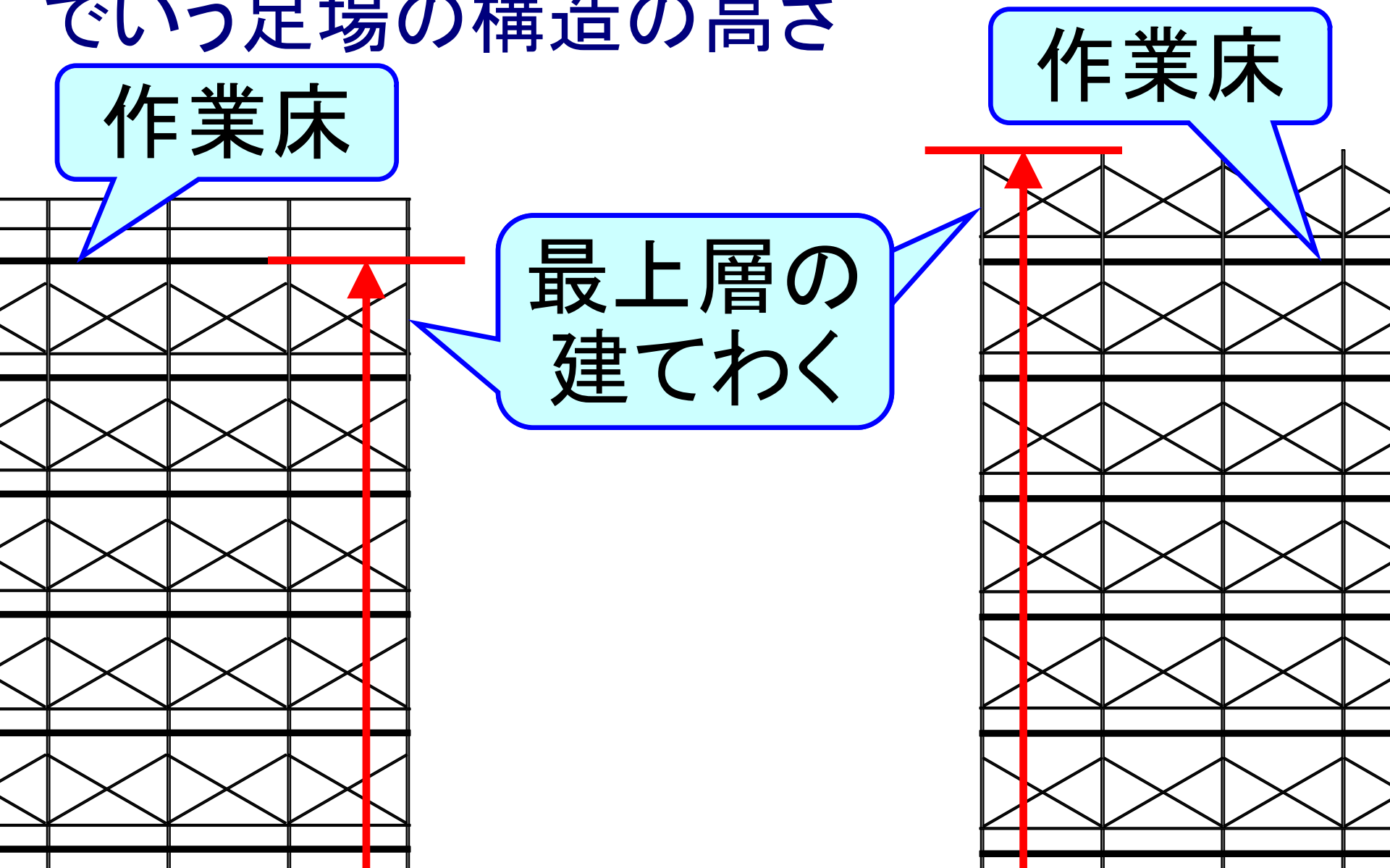

足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業を行うとき（作業床の幅）

改正前

20センチメートル以上であったのが・・・

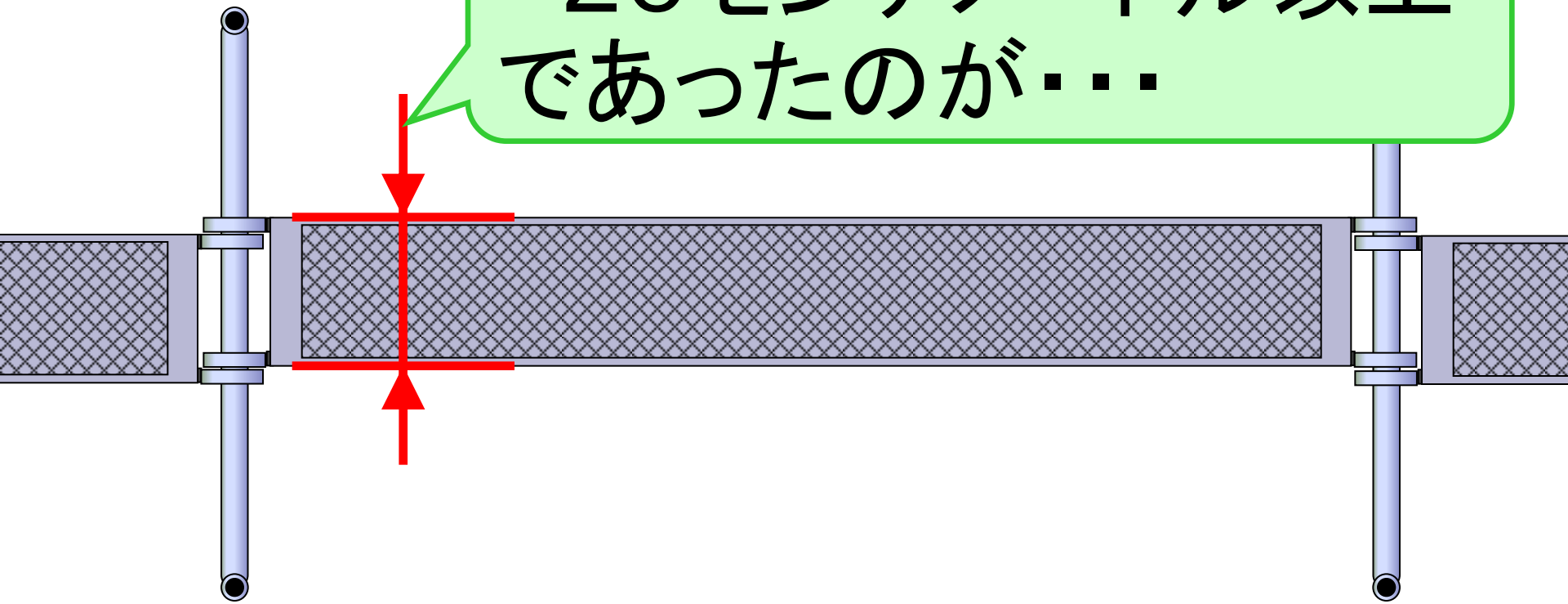

足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業を行うとき（作業床の幅）

改正後

４０センチメートル以上とする必要があります

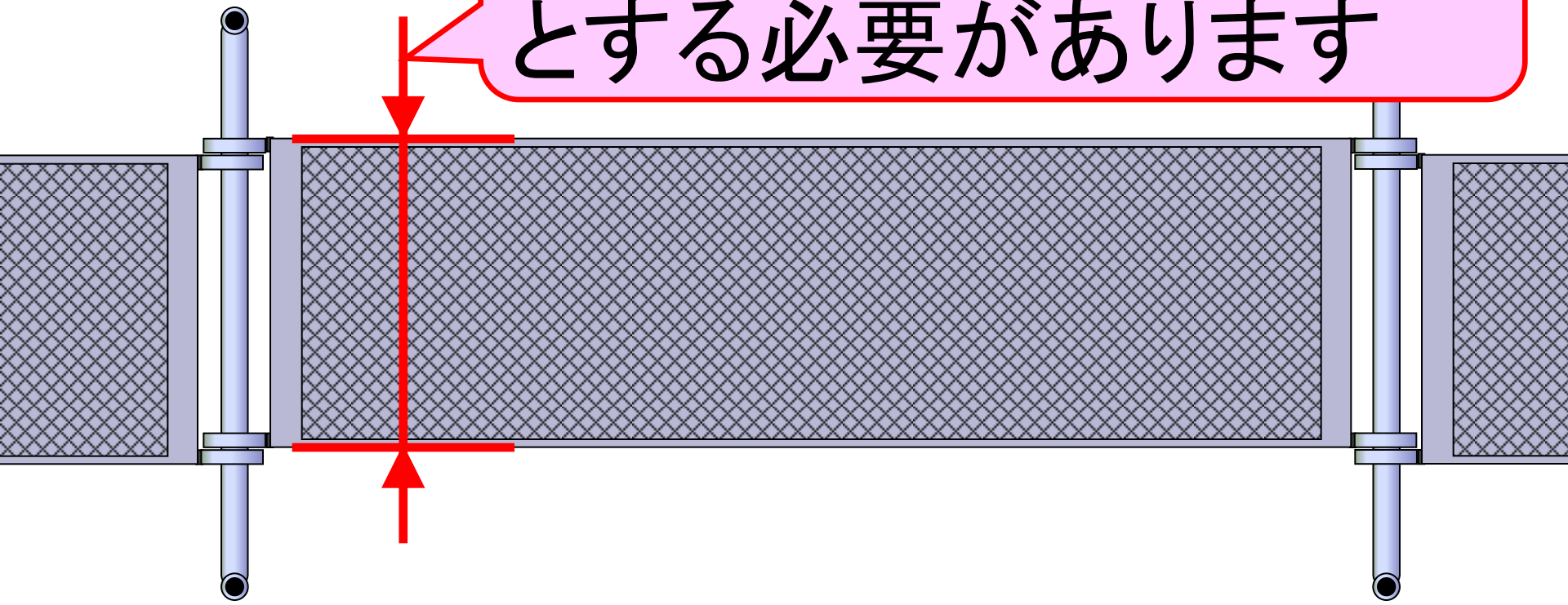

足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業を行うとき（作業床の幅）

ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。

狭小な場所や昇降設備を設ける箇所に幅40センチメートル未満の作業床を設けるとき、つり足場の組立て等の作業において幅20センチメートル以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときが含まれること。

足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業を行うとき（安全帯の取付設備等）

安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。

ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業を行うとき（安全帯の取付設備等）

安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に…使用

「安全帯を安全に取り付けるための設備」とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面等に達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるものであること。

また、「安全帯を安全に取り付けるための設備」には、このような要件を満たすように設計され、当該要件を満たすように設置した手すり、手すりわく及び親綱が含まれること。

なお、安全帯を安全に取り付けるための設備を設ける場合には、足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。

足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業を行うとき（安全帯の取付設備等）

安全帯を安全に取り付けるための設備

「安全帯を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、建わく、建地、手すり等を、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれること。

「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、予め、墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針（昭和51年技術上の指針公示第8号）により設置した防網を設置することを含むこと。

⑤ 注文者の点検義務の充実

注文者の点検義務の充実（第655条第1項）

注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

注文者・・・特定事業（建設業及び造船業）の仕事を自ら行う注文者

注文者の点義務の充実
（第655条第1項）

一　（略）

二　強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

（以下略）

追加されました

「一部解体若しくは変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布等の足場の構造部材の一時的な取り外し若しくは取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取り外し若しくは取付けが含まれること。ただし、次にいずれかに該当するときは、「一部解体若しくは変更」に含まれないこと。

① 作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む。）を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これにより足場の構造に大きな影響がないことが明らかであって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等の設備を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合であって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

平成27年度
全国安全週間説明会

ご清聴ありがとうございました